

[福島県・あいづみさと]

会津美里町

第一次振興計画

会津文化の源流
人が輝き
夢が広がる
環境共生のまち



ごあいさつ

福島県会津美里町長

渡部 英敏

会津美里町第一次振興計画の策定にあたり一言御挨拶申し上げます。

昨今の社会経済環境は、ようやく明るさの兆しが見えるものの、地方への波及は少なく、またその持続性も不安視されている状況下にあって、少子高齢化の一層の進展、地方分権や三位一体の改革の推進など、地方財政にとって大きな変革期を迎えております。

このため、昨年10月1日に行財政運営の一層の効率化を図り、住民と行政の協働のもとに、行政サービスの維持向上と、魅力と活力ある地域を創造するため、会津高田町、会津本郷町、新鶴村は合併をいたしました。

新しいまちづくりを進めていくにあたり、時代背景を的確に捉えつつ、様々な課題に対応し、三地域が持つそれぞれの特徴を活かしながら、戦略性をもった行政運営の基本方針となる「会津美里町第一次振興計画」を策定しました。

本計画では、「清流と文化」を発信する創造のまちづくり、「人と環境」を重視するやさしいまちづくり、「自立できる自治体経営」を基本とした自立できるまちづくり、「参画と協働」を尊重する地域主権のまちづくりの4つの基本方向を定め、「会津文化の源流」としての特性を最大限に活かしながら、住民と行政がそれぞれ主体的に取り組むことによる「人が輝き」、そして住む人や働く人の「夢が広がる」、生活しやすく魅力的な人と環境にやさしい「環境共生」の会津美里町の実現を目指しております。

また、本計画の推進にあたりましては、大きな時代の潮流をしっかりと見据えて、固定的な観念にとらわれることなく、自らの果たすべき役割と責任を自覚し、将来像の実現に向けて邁進する所存であります。

むすびに、本計画の策定にあたり、振興計画審議会委員及び地域審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの住民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向け住民の皆様をはじめ、国・県・関係団体等の皆様のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

目 次

序論

.計画策定の趣旨	1
.時代の潮流	3
.明日に生かす町の特性	6
.まちづくりの発展課題	8

基本構想

.まちづくりの基本方向	11
.まちづくりの将来像	12
.将来フレーム	13
.施策の大綱	16

基本計画

第1章 四季に輝くやすらぎのまち	34
1 . 快適環境づくりの総合的推進	34
2 . 公園・緑地・水辺の整備	36
3 . 上下水道の整備	38
4 . 環境衛生対策の充実	40
5 . 消防・防災体制の充実	42
6 . 交通安全・防犯体制の充実	44
7 . 消費者対策の充実	46
第2章 活力にあふれる産業のまち	48
1 . 農業の振興	48
2 . 林業の振興	50
3 . 商業・サービス業の振興	52
4 . 工業・地場産業の振興	54
5 . 観光産業の振興	56
6 . 雇用機会の確保と安定	58
第3章 健やかで優しい福祉のまち	60
1 . 保健・医療体制の充実	60
2 . 地域福祉の推進	62
3 . 子育て支援施策の推進	64
4 . 高齢者施策の充実	66
5 . 障がい者施策の充実	68
6 . 社会保障の充実	70

第4章 学びと楽しさの文化のまち	72
1．生涯学習社会の形成	72
2．学校教育の充実	74
3．生涯スポーツの振興	76
4．青少年の健全育成	78
5．地域文化の継承と創造	80
6．交流の推進	82
第5章 快適さと暮らし重視のまち	84
1．計画的な土地利用の推進	84
2．市街地の整備	86
3．住宅・宅地の整備	88
4．道路ネットワークの整備	90
5．公共交通の充実	92
6．情報ネットワークの整備	94
第6章 参画と協働で共に創るまち	96
1．人権尊重のまちづくりの推進	96
2．男女共同参画社会の形成	98
3．コミュニティ活動の促進	100
4．住民と行政とのパートナーシップの強化	102
5．自立した自治体経営の確立	104

重点事業

1．四季に輝くやすらぎのまち	106
2．活力にあふれる産業のまち	107
3．健やかで優しい福祉のまち	107
4．学びと楽しさの文化のまち	108
5．快適さと暮らし重視のまち	109

資料編

1．会津美里町第一次振興計画策定の経緯	110
2．会津美里町振興計画審議会条例	111
3．会津美里町振興計画審議会委員名簿	113
4．諮詢書（会津美里町振興計画審議会）	114
5．答申書（会津美里町振興計画審議会）	115
6．会津美里町地域審議会条例	117
7．会津美里町地域審議会委員名簿	119
8．諮詢書（会津美里町地域審議会）	120
9．答申書（会津美里町地域審議会）	121
10．会津美里町まちづくり計画策定の経緯	125
11．町村合併に関する住民意向調査票	126
12．「町村合併に関する住民意向調査」結果	134

序論

.計画策定の趣旨	1
.時代の潮流	3
.明日に生かす町の特性	6
.まちづくりの発展課題	8



・計画策定の趣旨

(1) 計画策定に至るまでの経緯

会津美里町は、平成17年10月1日に会津高田町、会津本郷町、新鶴村が合併し誕生しました。

本町のまちづくりの総合的な指針となる総合計画として位置づけられる会津美里町振興計画（以下「本計画」）は、3町村が合併し誕生した“会津美里町”として、住む人・働く人・訪れる人みんなに笑顔とやすらぎをもたらすまちづくりを目指し、町の現況と課題などを踏まえて策定するものです。

なお、本計画は、会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会において平成15年6月に実施した住民意向調査や地区説明会での意見などを踏まえて、平成16年7月に策定した「会津美里町まちづくり計画」に基づき策定を行います。

(2) 計画策定の目的

昨今の社会経済環境は、経済低迷の長期化、少子高齢化の一層の進展、地方分権や三位一体改革の推進など、大きな変革期を迎えており、こうした時代背景を的確に捉えつつ、様々な課題に取り組むことが求められています。

平成17年10月1日に誕生した会津美里町では、今後のまちづくりの基本的な方向性を定めることが必要となっており、ここに様々な課題に対応し、戦略性を持った行政運営の基本方針となる「会津美里町第一次振興計画」を策定します。

(3) 計画の性格

本計画は、本町の最上位計画として位置付けられるものであり、本町の将来像などを定めるとともに、これを達成するために推進すべき取り組みの方向を示すものです。

わが国を取り巻く社会・経済環境は常に大きく変化しており、これから町のあるべき姿を描くためには、その変化の中で社会全体がどのような方向に向かっているのか、また、これから時代に求められる視点はどのようなものなのかを的確に捉える必要があります。

よって本計画は、町の現況やまちづくりの課題、住民意向とともに、近年の時代潮流を踏まえて策定します。

(4) 計画の構成

会津美里町第一次振興計画は、「基本構想」、「基本計画」から構成されます。

基本構想

基本構想は、まちづくりの理念や将来像と、それらを実現するための施策の大綱を示すもので、基本計画の基礎となるものです。計画期間は、平成 18 年度を初年度として、平成 22 年度までの 5 年間です。

基本計画

基本計画は、基本構想に示した施策の大綱に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標（指標）を定めるものです。計画期間は、平成 18 年度を初年度として、平成 22 年度までの 5 年間です。



. 時代の潮流

(1) 地方分権と独自の地域づくり

~ 地域力が問われる社会 ~

地方分権とは、国と地方(県・市町村)との関係や役割分担の改革のことです。今やそれぞれの自治体が自らの責任と判断によって自らの未来を決めていく時代が到来しています。

したがって、これからの中には、住民の参画を基本に関係者の総力を結集して進むべき方向を定め、具体的な施策を実行することのできる“力量”が強く求められることになります。

時代とともに住民の価値観やライフスタイルは一層多様化、高度化するとともに、社会活動に対する住民意識や活動が変化し、住民がまちづくりなどの社会活動に主体的に係わる意識・活動が広がっています。

また、成熟した社会を迎えて、これまでの画一的なまちづくりから、地域の文化や風土を見つめ直すまちづくりへと転換しつつあります。

住民と行政がパートナーシップの理念のもとに、それが自立し適切な役割分担と連携に基づき、地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。

=====

ライフスタイル

生活の様式・嗜み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

パートナーシップ

協力関係。共同。提携。

(2) 加速する少子・高齢社会への対応

~ 家族や世帯、地域のあり方を見つめ直す社会 ~

わが国の総人口は、出生率の低下などによる少子化を背景として急速に伸びが鈍化しています。国の推計によれば、2006年をピークとして総人口が減少に転じるものと予測されています。一方、生活環境の向上や医療技術の進歩等によって寿命は伸び、高齢化は一層進行するものと見込まれています。

少子・高齢化の急速な進行は、社会経済のあり方に大きな影響を及ぼし、特に、保健・医療・福祉といった分野での行政の役割や負担がますます大きくなることが予想されます。このため、それらに対応した行財政力の強化や、専門的で高度なサービスを安定的に提供できる体制づくりが急務となっています。

(3) 環境問題の深刻化

~ 環境への負荷の少ない資源循環型の社会 ~

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などといった地球規模の問題から、省エネルギー・ごみ処理などの身近な問題にいたるまで、環境問題は深刻化の一途を辿っており、それにつれて人々の環境問題の関心も高まっています。

環境問題の多くは、一人一人の日常生活がもたらす環境への負荷によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、資源リサイクルなどの個人の取り組みとともに、社会全体として環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

(4) 安心・安全への再認識

~ 防災、防犯、安全性などに配慮された社会 ~

阪神・淡路大震災以後も、平成16年には新潟県中越地震や新潟・福島豪雨など、住民の生命・生活を脅かす災害が頻発しており、住民の防災への関心は一層高まっています。このため、洪水や土砂災害への対応や、木造密集市街地での防災性の向上をはじめ都市の安全性の確保がさらに重要となっています。

また、犯罪に対する不安感の増大、青少年犯罪の増加などを背景として、犯罪を未然に防ぐ「防犯」に対する認識も強くなっています。さらに、日常の交通安全やユニバーサルデザインの普及など、日常生活の安全性や安心感の確保も重要な視点として考えられています。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

(5) 高度情報化・国際化社会への対応

~ 人、もの、情報、文化が活発に交流する社会 ~

交通網や情報通信網が発達し、時間と距離の制約が克服される中で、経済活動をはじめ、人、もの、情報、文化などの交流がますます活発化し、さまざまな分野で世界的な標準化（グローバル・スタンダード）が進んでいます。

なかでも、急速な技術革新を背景とした情報通信分野の発展は目覚しく、インターネットをはじめとする情報ネットワークの拡大、ITの進展などは著しく、それに伴い、居住・労働・学習の選択の幅が広がるなど、社会のさまざまな分野に浸透し、地域の経済活動や生活様式のあり方に大きな影響を与えています。

その一方で、情報技術の能力や機器を持つ人と、持たない人との間に格差が生じてあり、誰もが等しく利便性を享受できる社会の形成が求められています。

インターネット

個々のコンピューター通信ネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体。

IT

information technology(情報技術)の略。

(6) 国・地方の財政状況の悪化

~ 効率的な行財政運営 ~

わが国の財政は極めて厳しい状況にあり、経済状況の低迷に伴う税収の落ち込みや、経済対策に伴う国債の大量発行などによって、巨額の借金を抱えるに至っています。

このような危機的状況を立て直すため、国は三位一体の改革を進めており、全国の自治体の財政を支える地方交付税制度も大きな変革期に入っています。このため、国からの交付金や補助金などの歳入が減少しており、より効率的で無駄のない体制づくりが求められています。

三位一体の改革

地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を、同時にめざすもの。



・ 明日に生かす町の特性

町の地域特性・地域資源は次のとおりまとめられ、長所を伸ばすという視点に立つて、これらをまちづくりに生かします。

特性 1

森林に囲まれた山間部と肥沃な土壤の扇状地からなり、自然の生態系をまるごと包含する水と緑の環境・景観を誇るまち

本町は、博士山や大高森山などの緑豊かな森林に囲まれた山間部と肥沃な土壤の扇状地からなり、その中を良好な水質の阿賀川（大川）や宮川などの数本の河川が貫流し、これらは自然の生態系をまるごと包含するという環境特性を誇ります。

特性 2

由緒ある歴史・文化資源を保有し、観光・交流を進める情報発信のまち

本町には、会津の総鎮守・会津文化発祥の地として名高い伊佐須美神社をはじめ、法用寺、龍興寺、向羽黒山城跡、中田觀音、田子薬師堂などわが国を代表する由緒ある歴史・文化資源が数多くあります。また、隣接する下郷町には大内宿があり、会津の歴史・文化を伝える資源が息づいています。

これらの歴史・文化資源に、年間 140 万人を超える観光客が訪れています。

特性 3

高い生産性を誇る農業をはじめ、バランスのとれた産業構造を有するまち

本町は、良質な米の一大生産地であり、新宮川ダムの有効利用により生産性の向上を図ります。近年では加工米事業ものびており、外食産業への販路拡大が期待されます。また、野菜、果実、花きなどの他に全国一の栽培面積を誇る薬用人参など高い生産性の農業が営まれています。さらに、東北有数の窯業産地で現在 18 の窯元があります。

特性 4

人づくりを重視し、郷土愛を育む人間尊重のまち

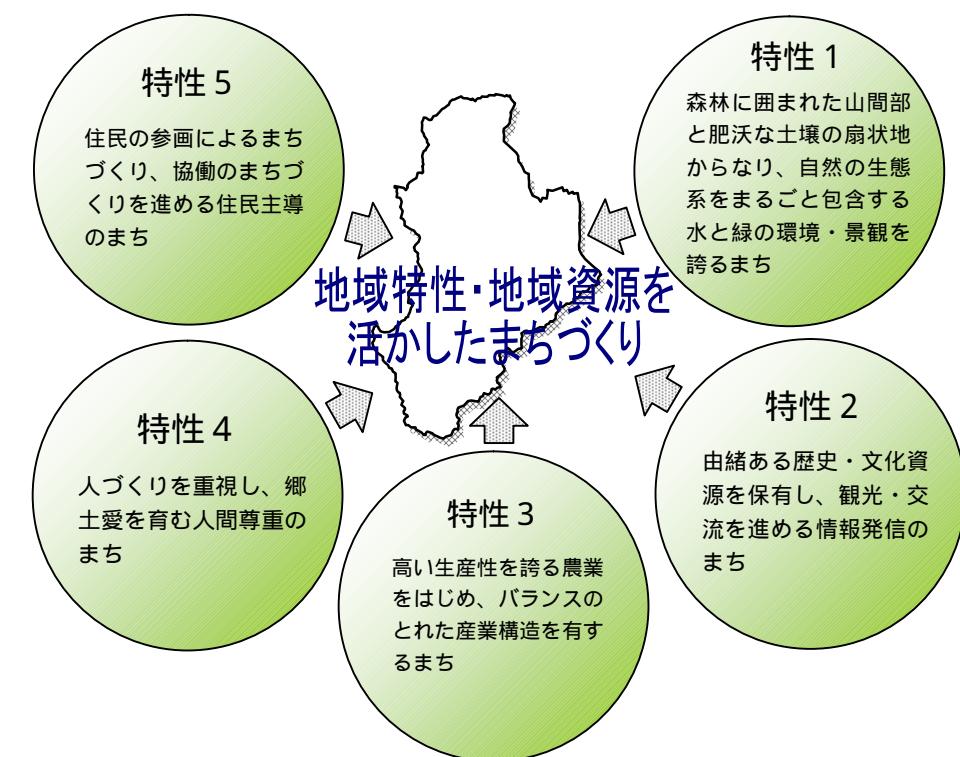
本町には、学校教育をはじめ、伝統芸能や祭りなどの活動も活発であり、古くから教育や伝統を受け継ぐ熱心な土地柄にあります。こうした教育や活用によって育まれた郷土を愛する心は、優れた財産の一つです。

特性 5

住民の参画によるまちづくり、協働のまちづくりを進める住民主導のまち

町内それぞれの地域において、活発な地域自治活動が展開され、密接なコミュニティが形成されており、住民懇談会の開催や広報広聴活動などとも連携して、住民主導のまちづくりの基礎となっています。

イメージ図





. まちづくりの発展課題

(1) 自然環境

本町は福島県西半分を占める会津地域のほぼ中央に位置し、県庁所在地の福島市には直線距離で約 65km、会津地域の中心都市である会津若松市には約 8 km の距離にあります。本町の土地利用は、豊かな自然環境を有する森林に囲まれた山間部と、肥沃な土壌の平野部からなり、総面積は 276.37 km²、県全体の 2.01 % にあたります。

住む人にも、本町を訪れる人にとっても、これらの豊かな自然環境・景観は大きな魅力となっており、かけがえのない財産です。

地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請への対応を図るため、あらゆる分野で本町が誇る自然環境・景観と共生するまちづくりを進めるとともに、災害にも強い安全なまちづくりを一体的に推進し、快適でやすらぎのある暮らし実感でき、住みたくなる居住環境づくりの構築が必要です。

(2) 産業振興

本町の基幹産業である農業は、稲作を中心に野菜、果樹、工芸作物などを取り入れた複合経営が盛んに行われていますが、他産業同様に高齢化、後継者不足などの問題を抱えています。

本町には伊佐須美神社、会津本郷焼などの多くの観光資源があり、またその周辺には大内宿など通年的な観光地があることから、広域連携とともに、豊かな自然・農作物を活かした他産業との連携による観光振興が一層必要となっています。

停滞傾向にある地域経済の活性化と雇用の場の創出、体験型・参加型の特色ある観光等を見据え、町の特性・資源を最大限に生かし、より多くの人々が訪れ活力が増す観光交流機能の拡充とともに、高齢化社会に即した農業の維持・発展を柱に林業、商業、工業に至るまで、地域に密着した柔軟な支援策を一体的に推進し、競争力の高い産業構造をつくり出していく必要があります。

(3) 少子高齢化

平成 12 年の国勢調査によると、本町の老人人口比率（65 歳以上人口の比率）は 27.6 % と県平均の 20.3 % や全国平均の 17.3 % を上回り、平成 17 年 10 月の住民基本台帳人口に基づく老人人口比率は 29.3 % に達しており、高齢社会となっています。また、年少人口（14 歳以下人口）が平成 12 年で 4,032 人（15.4 %）と少子化の傾向が進んでいます。

今後とも高齢化の進行が予想されることから、介護予防の観点からも、高齢者の健康づくり事業の推進は極めて重要です。また、児童福祉においては、さらに核家族化や女性の社会進出増加など状況が変化する中、地域ぐるみの子育て支援や保育内容の一層の充実が求められています。

このような国や福島県を上回る勢いで進んでいる少子・高齢化と、これに伴う住民の保健・医療・福祉のニーズへの高まりに対応するため、子どもから高齢者までが健やかに安心して住むことができる、地域ぐるみの福祉体制づくりをはじめ、住み慣れた地域で助け合い支え合いながら共に生きることができる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(4) 教育文化

少子化の進行や家庭の教育機能の低下のなかで、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実がますます重要性を増してきていることから、幼稚園教育の内容充実、幼稚園・保育所の総合施設化へ向けた取り組みなどが必要となっています。また、国際化、情報化が進展するなか、学校教育においては社会情勢に対応し、個性を育て創造力を養う場としてゆとりのある教育が求められています。さらに、近年のいじめ・不登校などの増加や青少年犯罪の凶悪化・低年齢化傾向を踏まえ、心の教育や相談も重要視されています。

町内では、社会教育施設や体育施設、公民館を中心に数多くの生涯学習活動、スポーツ活動などが盛んに行われていますが、今後も生涯学習の内容の充実と、施設の充実を図っていくことが求められています。

また、未来の本町のまちづくりを担う心豊かで創造性あふれる人材の育成と、そのための生涯にわたる生きがいづくりの場や機会の拡充、貴重な歴史文化の継承や文化性の向上を図るため、教育・文化・スポーツ資源を活用、拡充させて、多様な学習・芸術・文化・スポーツ・交流環境づくりや、歴史文化資源の保存・活用、内外への情報発信をより一層進めていく必要があります。

(5) 生活基盤

本町は豊かな自然環境に恵まれていますが、生活水準の向上に伴い、生活雑排水による水質汚濁やごみの排出量の増加が進んでおり、早急な対応が求められています。

また、住民が安全で安心できる生活を営めるよう、高齢者や障害者などに配慮した施設整備や交通網の整備、さらには会津若松市に医療機関が集中している現況を踏まえた広域的な医療ネットワークの構築と救急医療体制の充実が求められています。

安全・安心できる生活環境を形成する上で必要な、洪水や地震、大雪などによる自然災害への対応も求められます。

会津地方全体の地域構造の変化や高齢者の日常生活における移動手段の確保、公共空間のバリアフリー化なども視野に入れた、より大きな視点からの町の発展基盤づくりのため、環境と共生する魅力ある市街地環境の創造、定住基盤となる住宅・宅地の整備、利便性の高い道路・交通・情報ネットワークの整備、防災対策の充実など、高度なまちの基盤づくりを進めていく必要があります。

バリアフリー化
段差など障害者や高齢者が生活する上での障害(バリア)を取り除くこと。

(6) 住民参画・協働

平成17年10月1日に合併した本町は、これまで人の交流や施策連携などはありましたがあ、これからは1つの町として、住民がまちづくりの目標を共有し、住民相互の連携のもと住民が主体的に関わり、行政との協働により進めるまちづくりは、これからの課題です。

地方分権時代の中で、厳しい財政状況を考慮しつつ住民の参画と協働によるまちづくりが進められるよう、また、各地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、旧町村の枠を越えて住民や住民団体・企業等と行政とのパートナーシップを強化していくとともに、地域コミュニティの育成・支援を推進し、本町らしい自立したまちづくりを進めていく必要があります。

基本構想

.まちづくりの基本方向.....	11
.まちづくりの将来像	12
.将来フレーム.....	13
.施策の大綱.....	16



・まちづくりの基本方向

「まちづくりの基本方向」は、本町の特性や課題などを踏まえて、「まちづくりの将来像」や「施策の大綱」を導くための、本町のまちづくりに共通した基本的な考え方を示したものです。

基本方向 1 「清流と文化」を発信する創造のまちづくり

本町ならではの阿賀川や宮川などの清流に代表される自然環境と、それによって育まれた農業に代表される産業、会津地方の歴史・文化を今に伝える資源などの地域特性を生かして、その魅力を国内外へ情報発信し、世界に誇れる個性を有したまちづくりを進めます。

基本方向 2 「人と環境」を重視するやさしいまちづくり

住民一人ひとりの個性を尊重した、ゆとりと安らぎのある暮らし優先の人にやさしいまちづくりを進めるとともに、スケールの大きい自然条件を生かして、住民の生命や財産を脅かす災害の防止に配慮しながら、環境と共生する健康的で住みやすいまちづくりを進めます。

基本方向 3 「自立できる自治体経営」を基本とした自立できるまちづくり

地方分権の時代のもとで、住民と行政の協働によるまちづくりをあらゆる分野において追求するにあたり、行政内部においては、政策立案能力の向上及び組織・機構の見直しや効率的な財政運営を行い、厳しい財政事情を考慮しつつ、自主財源の確保・拡充と経費の節減合理化に努めて、最小の経費で最大の効果を出す「自立できる自治体経営」を基本に、自立できるまちづくりを進めます。

基本方向 4 「参画と協働」を尊重する地域主権のまちづくり

あらゆる場面で住民の参画と行政とが協力し合う機会をつくり、住民と行政の協働による行政施策の推進を図ることで、住民、行政職員の一人ひとりが、住民と行政が主体的に参画する意識を持ち、まちづくりを担い、支えているという誇りと満足を感じることができる、地域主導のまちづくりを進めます。



・まちづくりの将来像

町の将来像

会津文化の源流

人が輝き 夢が広がる 環境共生のまち

会津文化の源流

多彩な住民活動が活力を呼び起こし、保存する資源、水と緑など豊富な自然や伝統文化を活用して全国へ情報発信するまち

人が輝き

個性を大切にし、子どもから高齢者まで一人ひとりが尊重されるまち

夢が広がる

参画と協働によって、新しい発展をとげるとともに人材を育成するまち

環境共生

すべての分野にわたって人と環境にやさしいまち

本町は、緑豊かな森林やそれを源とする清流・阿賀川や宮川、長い歳月によって築き上げられた田園風景など美しく豊かな自然に恵まれおり、会津若松市に隣接し、直通で首都圏と結ぶ鉄道駅に近接しているなど、都市との交流や緑に包まれた定住地、やすらぎの場として自然的・地理的優位性を有しています。また、磐越自動車道のスマートインターチェンジの整備を進めており、新たな発展の可能性も高まっています。

さらに、伊佐須美神社や会津本郷焼など多くの歴史・文化資源や、野菜、果実、花卉などに代表される高い生産性を誇る農作物に恵まれています。

こうした“会津文化の源流”としての特性を最大限に活かしながら、個性的な観光・レクリエーション機能の創造、地域の生活機能の充実、地域相互や広域的な連携の推進、農林業をはじめ地域産業の育成、福祉・子育て施策や定住対策の充実などを、住民と行政との協働のもとそれぞれが主体的に取り組むことによる“人が輝き”、そして住む人や働く人の“夢が広がる”、生活しやすく魅力的な人と環境にやさしい“環境共生”的なまちづくりをめざします。

スマートインターチェンジ

ETC技術を活用した自動料金収受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジ。



. 将来フレーム

(1) 人口フレーム

合併以前の3町村の人口は減少傾向にあり、平成17年度以降も減少し続けることが予想されます。

少子高齢化が確実に進展する中にあって、今後大幅な人口増加を遂げることは容易なことではなくなっていますが、健全な経済活動や行政運営を進めるうえでは、適正な人口を維持していくことは不可欠であります。また、激しい地域間競争の中で、個性的で魅力的な施策を講ずることで本町として適正な人口を維持していかなければなりません。

そのため、これまでの推移から予測される将来人口を踏まえつつ、今後の施策展開による期待も含めた目標人口を設定します。

総人口

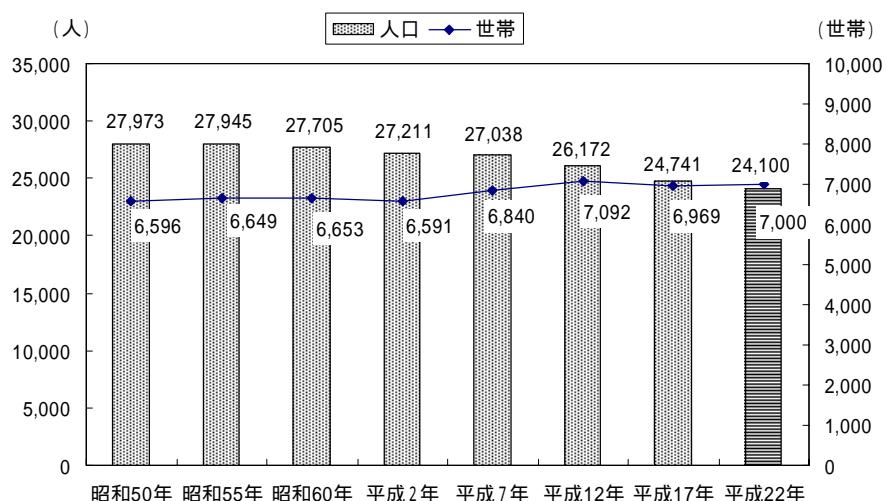
国勢調査によると本町の人口は、平成7年から平成12年にかけて3.2%の減少、平成12年から平成17年（速報値）にかけて5.5%の減少となっており、減少幅が拡大傾向にあります。

今後、各種施策を講じることで定住人口の確保に努め、平成22年までの人口減少幅を、平成12年から平成17年の人口減少幅 5.5%の半分約 2.5%に縮小し、平成22年に約24,100人を見込みます。

世帯数

国勢調査によると本町の世帯数は、平成7年から平成12年にかけて3.7%の増加でしたが、平成12年から平成17年（速報値）にかけて1.7%の減少となりました。

今後、世帯数の減少に歯止めのため新たな宅地の整備、定住施策などを実施し、平成22年に世帯数約7,000世帯を見込みます（3.42人/世帯）



		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	総数(人)	27,211	27,038	26,172	24,741	約24,100
	増減率(%)		-0.6%	-3.2%	-5.5%	-2.5%
世帯数	総数(世帯)	6,591	6,840	7,092	6,969	約7,000
	増減率(%)		3.8%	3.7%	-1.7%	0.5%
一世帯当たり人数	人数	4.13	3.95	3.69	3.55	約3.44
	伸び率		0.96	0.93	0.96	0.97

平成17年の人口、世帯数は国勢調査速報値

年齢区分別人口

合併以前の3町村合計の年齢区分別の特徴をみると、全国的な傾向と同じく少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向は続くことが予想されます。

年少人口については、人口の減少傾向が続いている、少子化対策を講じることで減少幅の緩和を目指し、平成22年3,200人を見込みます。

生産年齢人口についても人口の減少傾向が続いている、平成22年までに産業・居住施策などの様々な対策を講じることで割合を維持し、13,900人を見込みます。

老人人口については、コーホート変化率法による推計でも減少が見込まれています。今後、定年世代のUターン定住や福祉施策の充実により、平成22年7,000人を見込みます。

		平成7年	平成12年	平成22年
人口総数(人)		27,038	26,172	24,100
年少人口 (14歳以下)	人口	4,666	4,032	3,200
	割合	17.3%	15.4%	13.3%
	割合増減		1.9	2.1
生産年齢人口 (15~64歳)	人口	15,879	14,919	13,900
	割合	58.7%	57.0%	57.7%
	割合増減		1.7	0.7
老人人口 (65歳以上)	人口	6,493	7,221	7,000
	割合	24.0%	27.6%	29.0%
	割合増減		3.6	1.4

コーホート変化率法

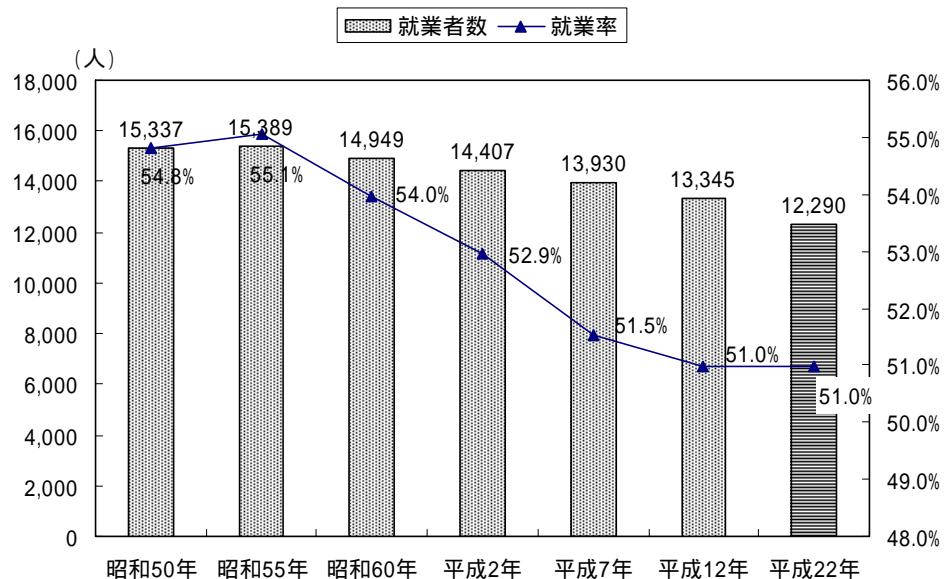
将来人口の推計方法。

基準年と5年後の2ヶ年の5歳階級別人口を用いてその変化率を求め、将来に当てはめる。

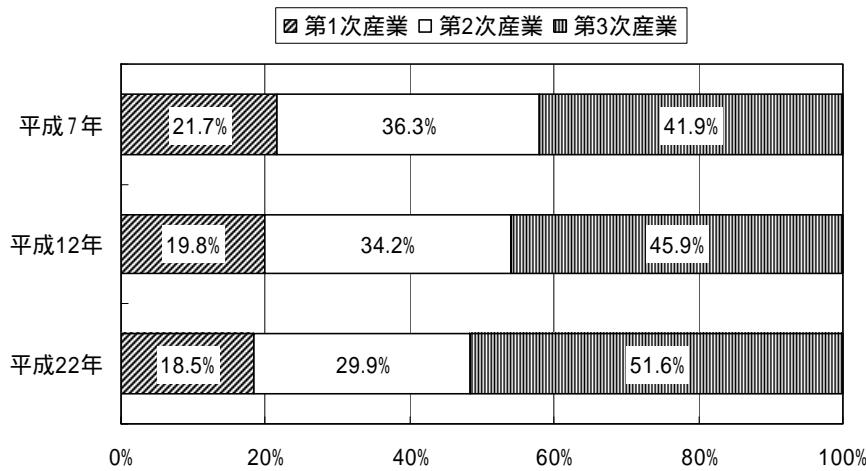
(2) 産業フレーム

合併以前の3町村合計による就業率、就業者数はともに減少傾向にあり、特に、本町の特性でもある農業、林業等の第一次産業や、窯業等の第二次産業の就業者数が減少しています。

今後は、これらの産業の振興を図るとともに、本町の産業全体に係る総合的な施策を講じることで就業者数の確保に努め、平成22年12,290人（就業率51.0%）を見込みます。



	平成7年		平成12年		平成22年	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
第1次産業	3,023	21.7%	2,643	19.8%	2,270	18.5%
第2次産業	5,052	36.3%	4,561	34.2%	3,680	29.9%
第3次産業	5,842	41.9%	6,129	45.9%	6,340	51.6%
就業者数	13,930	100.0%	13,345	100.0%	12,290	100.0%
就業率	51.5%		51.0%		51.0%	





・施策の大綱

- 1

四季に輝くやすらぎのまち

(1) 快適環境づくりの総合的推進

自然の生態系をまるごと包み込む水と緑の優れた自然環境・景観の保全や快適性を求める住民ニーズ、地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請に対応し、“環境”の保全と創造を総合的に推進します。

このため、全町的な環境の保全・創造に関する指針づくりのもと、行政自らの率先的な環境保全活動の推進をはじめ、自然環境・景観の保全、美しい景観づくり、公害の防止から地球環境の保全まであらゆる分野における環境問題への対応、新エネルギーの導入、さらには幼児期からの環境学習の推進や住民一人ひとりの自主的な環境保全活動の促進など、あらゆる主体が参画した総合的な快適環境づくりを進めます。

新エネルギー
資源の制約が少なく、環境負荷の少ないクリーンエネルギー。太陽、風力、水力などの「自然エネルギー」・「再生可能エネルギー」、ゴミ焼却廃熱などの「リサイクルエネルギー」などがある。



(2) 公園・緑地・水辺の整備

住民の交流・いこいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、市街地や集落内における身近な公園の整備を進めるとともに、町外の人々の交流も見据え、森林、歴史資源等を活用した、観光・交流機能も持った特色ある公園・緑地、親水空間の整備を進めます。

また、これら公園・緑地・水辺等のネットワーク化や住民総参加による緑化の促進に努め、本町ならではの地域資源を生かした水と緑のうるおいのある環境づくりを進めます。



(3) 上下水道の整備

住民の日常生活に欠かせない上水道及び簡易水道については、施設の老朽化や耐震化への対応、今後の水需要の増大等を勘案し、会津若松地方水道用水供給企業団からの浄水受水により安定的な給水を図りながら、老朽管の更新をはじめとする各種水道施設の整備を計画的に進めるとともに、未普及地域の解消、水質管理体制の強化、水道事業の健全運営を図り、安全かつ安定的な水の供給に努めます。

また、美しい水環境を維持するため、各地域の条件にあわせて公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業を計画的に進めていくとともに、供用開始後の加入促進及び施設の効率的な維持管理に努め、町全域における下水道整備の早期実現をめざします。

なお、施設整備にあたっては、水環境、水循環の視点から、環境にやさしい施設づくりに努めます。



(4) 環境衛生対策の充実

ごみ処理については、年々増加傾向にあることから、今後のごみの排出動向に即し、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、自主的なリデュース・リユース・リサイクルの推進による循環型のゼロエミッション社会の構築を目指します。

環境衛生対策として、ポイ捨て禁止や不法投棄の防止を地域住民との密接な連携のもと推進します。

また、定住促進対策として新たな墓地整備に取り組みます。

し尿処理については、下水道事業との整合性に留意しながら、し尿処理体制の充実に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

なお、ごみ、し尿処理は今後も会津地区広域事業組合において処理を行いますが、会津ブロック全域の20構成市町村において、平成25年度を目標に「ごみ処理広域化基本計画」による広域（集約）施設の整備が進められていいくことから、この計画にあわせ処理体制の充実に努めています。

リデュース・リユース・リサイクル
発生抑制・再使用・再生利用。

ゼロエミッション
ある産業で排出される廃棄物を、別の産業の原料として使い、地球全体として廃棄物をゼロにしようという計画。



(5) 消防・防災体制の充実

過去の台風による被害の教訓や、会津盆地西部山ろく沿いを活断層が貫く特性を十分に踏まえ、地震をはじめ火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めます。

このため、消防団組織の見直しなどの活性化対策をはじめ、消防設備の計画的更新を図り、消防団の充実に努めるとともに、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部による常備消防・救急体制の一層の充実を進め、地域消防・救急体制の強化を図ります。

また、地域防災計画の策定のもと、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、防災意識の高揚や自主防災組織の育成、災害時の情報連絡体制の整備、各種資機材の備蓄、さらには各種危険箇所等における治山・治水対策の促進に努めます。



(6) 交通安全・防犯体制の充実

日常生活圏の広がり等により自動車交通量がますます増加傾向にある中、警察や交通安全協会など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を一層積極的に推進するとともに、危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

また、犯罪の凶悪化・低年齢化が顕著となり、子供が犯罪に巻き込まれる事件も増加していることから、警察や防犯協会などの関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を積極的に推進し、住民の防犯意識の高揚及び子供の地域での見守りなど自主的な地域安全活動を促進していくとともに、防犯灯などの防犯施設の整備を計画的に進め、犯罪のない明るい地域社会の形成を進めます。



(7) 消費者対策の充実

訪問販売や通信販売、インターネット販売など多様な販売形態が出現し、購買・決済手段が複雑多様化する中で、消費者の権利を守り、トラブルを未然に防止するため、県等と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供等を推進するとともに、相談体制の充実や消費者団体活動の支援に努め、賢く自立する消費者の育成を進めます。



活力にあふれる産業のまち

(1) 農業の振興

良質な米の一大生産地を確立し、高い生産性を誇る農業については、従事者の減少や高齢化、後継者不足等の問題が表面化する中、本町の基幹産業としての位置づけをさらに明確にし、新宮川ダムの有効利用をはじめ、用・排水施設や農道の整備、ほ場整備等による農業生産基盤の一層の充実を進めます。また、農地の流動化や農作業受委託の促進等を通じて明日の農業を担う経営感覚に優れた担い手の育成を進めるとともに、実態に即した集落営農の確立及び農業経営の法人化を促進し、農業生産体制の再編強化に努めます。

また、農業関連機関・団体と一体となった営農指導等による付加価値の高い営農類型への移行や農産物の生産性の向上、一層のブランド化、地域特産物の導入・産地化、加工・流通体制の充実等を促進します。

さらに、食品廃棄物や家畜排泄物を利用した堆肥の生産・活用等による環境と調和した循環型農業の促進をはじめ、「地産地消」の視点に立った特産物の販売や、農業・農村体験、グリーンツーリズムを通じた都市との交流による農業の展開を促進し、新たな時代に即した魅力ある農業の実現に努めます。

ブランド化
特定の銘柄について、大衆に広く思われるようイメージ化すること。

グリーンツーリズム
農山村における滞在型の余暇活動。



(2) 林業の振興

本町の総面積のおよそ4分の3を占める広大な森林を活用した林業については、木材価格の低迷や従事者の高齢化、担い手不足等により厳しい状況が続く中、森林が将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林道・作業道の整備など林業生産基盤の充実を進めるとともに、良質材の生産と地域材の利用促進に努め、林業関係者の合意形成のもと、効率的な森林施業を促進します。

また、水源のかん養や山地災害の防止、地球環境の保全など森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めます。



(3) 商業・サービス業の振興

購買力の流出等により厳しい状況にある商業については、車社会の一層の進展や消費者ニーズの多様化、販売競争の激化などの商業環境の変化に対応できるよう、関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の整備のもと、経営者の意識改革や後継者の育成をはじめ、地域に密着したサービスの展開、観光や地場産業との連携、IT時代に即した販売展開、魅力あるイベントの開催等を促進していくとともに、市街地整備等と連動した商店街の環境・景観整備等に努め、人々が賑わう場の再生と創造を進めます。

また、高齢化の進行や女性の社会進出など、社会・経済情勢の変化に即した生活支援サービスや余暇関連サービスなど、サービス業の育成・振興に努めるほか、TMO やNPO 等の地元団体や住民自らが社会サービスの提供や商品販売等を行う地域密着型事業活動であるコミュニティビジネス の形成を促進していきます。

TMO

Town-Management-Organization の略。まちづくりを運営・管理する機関。

NPO

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

コミュニティビジネス

住民主体となって地域を元気にする地域事業



(4) 工業・地場産業の振興

県内外でも有名な窯業や電気関係の製造業を主体とする工業については、工業支援・研究開発体制の整備のもと、経営指導や制度資金の活用はもとより、異業種間交流や产学研官交流の促進、新技術・新製品の開発支援等を進め、既存企業の経営の合理化及び技術力の向上、新規事業の展開等を促進します。

また、整備を進めている新たなスマートインターチェンジの効果を活用し、工業用地への付加価値の高い環境と共生する優良企業の誘致を進めます。

さらに、東北最古の伝統を誇る会津本郷焼をはじめ、木材・食品加工等の郷土に根づいた伝統的な地場産業については、後継者の育成や新製品の開発、観光との連携強化、PR活動等を積極的に促進し、その育成・振興に努めます。



(5) 観光産業の振興

伊佐須美神社や会津本郷焼、中田観音をはじめとする数多くの貴重な歴史的・文化的資源や自然資源、温泉資源等を有し、年間140万人を超える入込みを誇る観光については、多様化、個性化が進む観光ニーズに応えられる滞在型、体験・参加型の一大観光地の形成に向け、既存観光資源の保全及び一層の機能強化、魅力化を進めていくとともに、観光拠点となる施設や魅力ある周遊ルートの整備を進めます。

また、特色ある観光・交流イベントの開催、合宿や各種ツアーや誘致、観光PR活動の強化、統一デザインによる案内板の整備、第1次産業と連携した観光の展開、広域観光体制の整備、さらには住民の「もてなしの心」の醸成など、多面的な取り組みを推進します。



(6) 雇用機会の確保と安定

雇用をめぐる状況が一層厳しさを増す中、住民の雇用の場の確保と雇用の安定に向け、企業誘致や観光産業の振興をはじめとする各種産業振興施策を積極的に推進し、多様な雇用の場の拡充に努めるほか、ハローワークなど関係機関との連携のもと、就職相談や情報提供、時代変化に即した人材育成・研修機能の整備を図り、若年労働者の地元就職及びU・J・Iターンの促進に努めます。

また、労働条件の向上や働きやすい職場環境づくりを促進していくほか、福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者がゆとりを持って健康で快適な勤労生活を送れる環境づくりに努めます。

U・J・Iターン

Uターン：就職を機に故郷へ戻ること

Jターン：大都市の大学を卒業した者が、生まれ故郷に近い地方中核都市などに就職すること

Iターン：都会生まれの人々、地方に移住すること



健やかで優しい福祉のまち

(1) 保健・医療体制の充実

すべての人が健康寿命を伸ばし、いきいきと幸せに暮らせるよう、健康づくりの指針の策定のもと、保健・医療・福祉はもとより、教育・建設・農林など様々な分野の相互の連携を強化し、健康づくり施設の整備や住民の健康づくりに関する意識の高揚と住民主体の健康づくり活動を総合的に促進します。

また、子どもが健やかに生まれ育つための子育て支援事業・対策、生活習慣病予防や介護予防を重視し、効果的な健康づくりの展開や検診をはじめとした老人保健の充実、歯科保健・精神保健・難病対策の充実、さらに予防接種等感染症対策の充実など、人生の各期に応じた保健サービスの充実に努めます。

医療については、ますます高度化、多様化する医療ニーズや救急・休日・夜間の医療体制の充実を図り、医療施設の整備・充実など地域医療体制の強化に努めます。



(2) 地域福祉の推進

就業構造や社会環境、家族形態の変化などにより地域で互いに支え合う機能が低下しつつある中で、すべての住民が地域で支え合い助け合いながら共に生きることができる優しい社会づくりをめざし、地域福祉計画の策定のもと、福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員や各種福祉団体、福祉ボランティア団体、N P O 等の福祉活動を積極的に育成・支援していきます。

また、福祉教育や啓発活動を通じた住民の福祉意識の高揚及び相互支援精神の定着、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近なコミュニティにおける福祉体制づくりを図り、住民総参加の地域福祉体制の確立に努めます。

さらに、福祉施策全般においてユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

ユニバーサルデザイン
はじめからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計すること。



(3) 子育て支援施策の推進

少子化が急速に進行し、積極的な対策が重要課題となっている中、次世代育成支援行動計画の策定のもと、関係部門、関係機関・団体が一体となって、家庭や地域の子育て機能を支え、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって育てていくことができる環境づくりを総合的に進めます。

このため、多様化する保育ニーズに即した保育サービスの充実をはじめ、子育てに関わる相談・学習・交流機能の充実、保育所の統廃合及び幼稚園・保育所の一体化、総合施設化の検討・推進、児童館や児童公園の整備、母子保健サービスの充実、さらには職場における子育て環境づくりや育児に配慮した住環境等の整備など、多面的な施策を推進します。

また、母子・父子家庭等のひとり親家庭が安定した生活が送れるよう、関係機関と連携を図り各種の支援を推進します。



(4) 高齢者施策の充実

本格的な高齢社会の到来に対応し、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定のもと、民間事業者等多様な主体と連携しながら、各種介護保険サービスの充実を進めていくとともに、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実を図ります。

また、寝たきり・認知症の予防など介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援やシルバー人材センターの活用等による高齢者の生きがい対策、社会参加の促進に努めます。

さらに、これらの各種施策・サービスの提供基盤を強化するため、民間も含めて高齢者関連施設の整備・確保を進めるほか、介護保険制度に関わる事務や啓発・相談体制の充実、民間事業者との連携強化、必要な人材の確保等を進めます。



(5) 障がい者施策の充実

精神障がい者や難病患者も含めた障がい者の「完全参加と平等」の実現のため、障がい者計画の策定のもと、啓発・広報活動や交流活動等を通じて障がい者に対する住民の理解と認識を深め、心のバリアを取り除いていくとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や、保健・医療サービスの充実、支援費制度に基づく福祉サービスの充実を進めます。

また、雇用機会の拡大や社会参加の促進など、あらゆる分野で障がい者に配慮した施策の推進に努め、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に立脚した地域社会づくりを進めます。

ノーマライゼーション
障がい者が家庭や地域社会の中で通常の生活ができるような環境整備をめざした社会づくり

リハビリテーション
障がい者の身体的、精神的な障がい要因を軽減し、社会的偏見や物理的障がいの除去をめざした社会づくり



(6) 社会保障の充実

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。

また、住民の健康の保持及び福祉の増進を図るために、医療給付事業の適切な運用に努めます。

さらに、厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全な運営を図るために、被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実等を通じて制度への理解と認識を深めていきます。



学びと楽しさの文化のまち

(1) 生涯学習社会の形成

住民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送るとともに、その成果が適切に評価され、まちづくりに生かせるよう、総合的な学習環境・条件の整備を図り、生涯学習社会の形成を進めます。

このため、生涯学習推進体制の整備のもと、複合的な機能を備えた生涯学習・文化・交流拠点施設の整備をはじめとする施設環境の充実、指導者・ボランティア等の人材登録・活用体制の整備、情報化施策とも連動した学習情報提供体制の整備等を図って生涯学習の基盤整備を進めるとともに、住民ニーズや本町の地域特性に即した特色ある学習プログラムの整備を進め、学習機会の充実に努めます。



(2) 学校教育の充実

次の時代を担う子どもたちが、生きる力と豊かな心を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めるほか、義務教育においては、「総合的な学習の時間」等を活用しながら、基礎・基本の確実な定着はもとより、本町の自然や歴史、風土、地域の人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくり、国際化、情報化、環境問題、人権尊重、ボランティアをはじめとする様々な課題に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育を一層推進します。

また、老朽化や耐震性、安全管理の強化、新たな教育内容への対応、さらには学校の統合等を総合的に勘案し、各学校施設・設備の整備充実を計画的に推進し、快適で安全な教育環境の創出に努めるとともに、家庭や地域との連携・融合、いじめや不登校などの心の教育への対応、特別支援教育の充実、学校給食の充実、通学対策の推進、さらには高等学校の充実及び小・中学校、地域との連携強化の促進など、総合的な教育環境の整備を進めます。

ボランティア
自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。



(3) 生涯スポーツの振興

住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりの基盤として生活の中に定着させることができるように、既存スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実に努めます。

また、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツ情報の収集・提供など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。



(4) 青少年の健全育成

社会環境が大きく変化し、青少年をめぐる様々な問題が表面化してきている中、青少年が心身共にたくましく、町の担い手として健全に育成されるよう、家庭、学校、地域、関係機関・団体、行政の相互連携の強化と一体的な体制整備を図り、非行の防止や環境の浄化など健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、健全育成に最も大きな役割を果たす家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動やボランティア活動への参画機会の拡充、青少年団体や指導者の育成に努めます。



(5) 地域文化の継承と創造

うるおいのある豊かな住民生活を確保するとともに、会津文化の源流にふさわしい本町ならではの個性的な文化の継承・創造を促すため、各種芸術・文化団体の育成・支援を通じて住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進していくとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果の発表機会の拡充、活動拠点となる生涯学習・文化・交流拠点施設の整備、指導者の育成・確保に努めるなど、総合的な文化環境の整備を図ります。

また、会津の総鎮守・会津文化発祥の地として名高い伊佐須美神社をはじめ、町内に数多く存在する貴重な文化財や歴史風土、郷土芸能、伝統行事、祭りなどの調査と保存・活用を進めるとともに、歴史民俗資料館の整備など展示・学習の場の充実・活用を図り、より多くの人々が町の歴史や文化にふれあえる機会の提供に努めます。



(6) 交流の推進

国際化の一層の進展に対応し、外国語指導助手の活用等による外国語教育、外国語講座の充実や、住民の海外派遣事業の推進等を通じ、国際感覚あふれる人材の育成を進めるとともに、国際交流組織の育成強化など国際交流推進体制の整備のもと、国際協力活動の促進、外国人住民との交流の促進等に努めます。

さらに、優れた自然や貴重な歴史・文化資源、産業資源等の地域特性・資源を生かしながら、国内姉妹(友好)都市をはじめとする他市区町村や学校等との交流活動を展開し、本町の活性化や住民生活の向上に役立てていきます。



快適さと暮らし重視のまち

(1) 計画的な土地利用の推進

将来にわたって限られた貴重な資源である土地の高度かつ有効な利用を図るため、現在、取り組んでいるスマートインターチェンジの整備をはじめとする会津地方全体、福島県全体の広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化を的確に見通し、住民の積極的参画のもと、土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスターplan、農業振興地域整備計画、地域農業マスターplan）を策定します。

また、これら土地利用関連計画、関連法、条例等についての周知を図るとともに、その一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。



(2) 市街地の整備

環境と共生する安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力ある市街地環境の創出に向け、都市計画マスターplanに基づき、全町的な市街地づくり体制の確立及び気運の醸成のもと、道路、公園、公共下水道等の都市基盤整備を進めるとともに、土地区画整理事業の導入等により既成市街地の環境改善と良好な環境の居住系新市街地の形成を進めます。

また、行政拠点機能をはじめ、交通・情報拠点機能、商業・業務機能、教育・文化機能をはじめとする多様な都市拠点機能の誘導・集積を進め、賑わいと活気あふれる市街地の形成を進めます。



(3) 住宅・宅地の整備

本町の大きな課題である定住の促進と快適な居住環境づくりに向け、会津若松市のベッドタウンとしての特性も踏まえながら、居住系市街地の計画的な整備・拡充や住宅用地の造成・分譲等による住宅地の形成を進めるとともに、既成住宅地も含め、適切な開発指導を図りながら、今日の多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅建設及び美しい街並みづくりを促進します。

また、公営住宅については、高齢者や障がい者への配慮などの視点を取り入れながら、老朽化住宅の建て替え・改善を計画的に進めます。



(4) 道路ネットワークの整備

新たな時代の会津地方の交流拠点にふさわしい道路基盤づくりに向け、会津若松市をはじめとする周辺市町村や磐越自動車道へのアクセスの向上、町内の各地域間の連携強化、安全性・利便性の一層の向上など、町の発展方向を的確に見据え、拠点となる新たなスマートインターチェンジの恒久化を目指すとともに、国・県道の整備を促進し、町の骨格となる広域幹線道路網の整備を促進します。

また、これら広域幹線道路網との連携や機能分担に留意しながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を計画的に進めます。

道路整備にあたっては、交通安全施設の整備はもとより、環境・景観面、防災面、福祉面にも配慮した、安全でうるおいのある道づくりに努めるほか、冬期間の交通及び安全性の確保に努めます。



(5) 公共交通の充実

本町の交流機能の強化、住民の利便性向上に向け、通勤・通学等に重要な役割を果たしているJR只見線、地域住民の身近な足となっているバス路線について、住民の利用促進に努めるとともに、維持・確保、利便性向上を関係機関に働きかけていきます。

また、観光・交流機能の強化、通学・通院・買物、福祉施設への足の確保等を見据え、新交通システム等の体系づくりを検討します。



(6) 情報ネットワークの整備

ITが日常生活に身近なものとなり、高度情報化が一層進展する中、住民満足度の向上と地域社会の振興に向け、全県的、広域的な整備動向も踏まえながら、情報化について研究を進め、総合的な計画づくりを進めるとともに、これに基づき、高速・大容量化に対応した高速通信基盤の一体的整備・確保や、戸籍、保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、町全体の情報化及び電子自治体の構築を進めます。

また、これらを利用・運用する住民や職員のITスキルの向上を図るため、IT教育・研修を積極的に推進します。

ITスキル

ITは情報技術、スキルは技能。各種情報技術関連サービスの提供に必要とされる能力。



参画と協働で共に創るまち

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくため、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。



(2) 男女共同参画社会の形成

男女が社会の構成員として、あらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、個性や能力を十分に發揮して主体性を持った生き方ができるよう、総合的な指針づくりのもと、住民の意識啓発や学習機会の拡充をはじめ、政策・方針決定の場への共同参画、自分らしい多様な生き方が選択できる環境・条件の整備等を進め、男女共同参画社会の形成に努めます。



(3) コミュニティ活動の促進

新たな時代の住民自治のまちづくり、地域からのまちづくりを進めるため、コミュニティの意義や役割についての啓発活動の推進をはじめ、集会所など身近な活動拠点の整備充実や自主管理・運営の促進、コミュニティリーダーの育成、さらには地域の伝統・文化を保存・継承する特色ある活動や個性あるコミュニティづくり等に対する支援の推進など、地域からの創意と工夫による自立したまちづくりが展開できる環境づくりを進め、新時代のコミュニティ形成を促進します。

コミュニティリーダー
地域社会の中で、人と人、人と組織、組織や集団、地域社会を結びつける能力を備えた人材のこと。



(4) 住民と行政とのパートナーシップの強化

それぞれの地域でこれまで行われてきた住民参画・協働のまちづくりが一層活発に進められるよう、住民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

このため、ホームページの作成・活用をはじめ、ＩＴの活用等による広報・広聴機能の強化を図るほか、多くの機会をとらえて行政の仕組みやまちづくりに関する情報提供や意識啓発、学習機会の提供を図ります。

また、各種行政計画の策定・実施・点検・見直し、施設の整備・管理・運営、環境の管理等への住民の参画・民間の参入を促進していくほか、多様な住民団体・ボランティア・ＮＰＯの育成・支援とその企画・立案による協働のまちづくりを進めます。

さらに、合併前の各地域における住民意見をまちづくりに反映させるため、地域審議会を設置するとともに、地域振興・住民の一体感醸成のための基金造成等についても検討します。



(5) 自立した自治体経営の確立

地方分権時代の個性的で自立した自治体経営の確立に向け、自己決定・自己責任を基本に、多様な分野における地方分権を積極的に推進するとともに、行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改革と資質向上、行政評価制度の導入など、行政改革を計画的に進めていくとともに、情報公開を推進します。

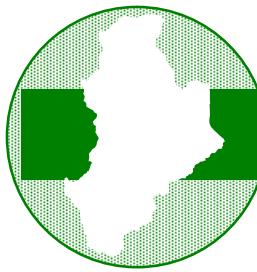
また、周辺自治体との連携強化のもと、会津地方、さらには福島県全体の発展に向けた取り組みを進め、広域行政を推進します。

合併後の中・長期的な財政状況を展望し、すべての分野にわたる経費の節減合理化や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、財政分析・評価手法を導入しながら、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げ、計画的、効率的な財政運営を推進します。その一方で、必要な自主財源を確保するため、税収の確保につながる施策の実施に取り組みます。



基本計画

第1章 四季に輝くやすらぎのまち	34
第2章 活力にあふれる産業のまち	48
第3章 健やかで優しい福祉のまち	60
第4章 学びと楽しさの文化のまち	72
第5章 快適さと暮らし重視のまち	84
第6章 参画と協働で共に創るまち	96



第1章

四季に輝くやすらぎのまち

1. 快適環境づくりの総合的推進

(1) 現状と課題

本町は、町域の7割以上を占める森林や阿賀川など豊かな自然環境に恵まれていますが、しかし、産業構造や生活環境の変化などにより、市街地近郊の農地や山林、水辺環境への影響が問題となっており、生態系への影響についても問題視されています。

本町の豊かな自然環境を大切に保全していくことは、本町のみならず会津地域の広域的な観点からみても極めて重要なことであり、住民、事業者、行政が一体となって、適正な森林の保全・育成、河川の水質や水辺環境の保全、動植物などの生態系の保全に積極的に取り組んでいく必要があります。

その一方で、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題が深刻化しており、本町も一地域として、積極的に環境問題に取り組む必要があるため、省エネルギーの推進とともに、太陽や風、雪、バイオマスなどの新エネルギーの積極的な導入が求められています。

また、豊かな自然を身近に感じることで、自然の大切さや環境保全の重要性について理解を促すため、自然にふれあうことのできる場や機会の充実に努めていくことも必要になります。

バイオマス
生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。

(2) 施策の基本方針

住民が誇りに思う豊かな自然環境、美しい景観を次の世代へと引き継いでいくために、環境基本計画や景観計画などの計画に基づき、森林や河川、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全します。また、新エネルギーの導入や省エネルギーの実践を、住民、事業者、行政の協働により積極的に取り組みます。

(3) 施策内容

清流を育む山林の保全

無秩序な開発を抑制するとともに森林の施業を促進し、将来にわたり清流をかん養する山林の保全を図ります。

山林は、土砂崩れ防止や景観形成、環境保全、生き物の生息の場等多様な役割を果たしており、多面的な視点で保全に努めます。

水辺環境・水質の保全

潤いのある景観の形成や生物の身近な生息の場となっている河川、ため池などの水辺環境の持つ重要性を再認識し、防災に配慮しながら保全に努めます。

生活や農業など住民活動を支えている河川や地下水、湧水の水質を保全するため、住民・事業者、来訪者への啓発、環境美化活動を推進します。

環境にやさしい施策の推進

太陽光や風力、雪、バイオマスなど環境負荷の少ない新しいエネルギーの活用を推進します。

特に、公共施設へ積極的に導入し、住民への意識啓発を図ります。

地球温暖化防止に向けて、住民・事業者・行政が率先した省エネルギーの推進など地球環境への配慮を行う対策を進めます。

環境教育・啓発活動の推進

環境学習や環境に関する啓発イベント等を開催し、自然環境を保全することの大切さを住民に伝え意識の啓発を図ります。

庁内における環境管理システムの構築

地球温暖化防止実行計画の策定や環境マネジメントシステム の認定に向けた取り組みを進めます。

環境マネジメントシステム
環境保全の目的を企業や組織内で体系化し、有効に機能させるためのシステム。
環境管理システム。

2. 公園・緑地・水辺の整備

(1) 現状と課題

公園や緑地などの憩いの空間は、住民生活に潤いと安らぎをもたらし、住民の交流やふれあいの場としても重要な役割を担っています。本町には、豊かな自然環境を活かした白鳳山公園、蓋沼森林公园、せせらぎ公園などが整備されていますが、身近な憩いの場となる市街地内の公園・緑地については不足しており、多様化するレクリエーションニーズ等に対応していくためには十分とはいえない状況です。

今後は、自然環境との調和を基本としながら自然と身近に接することができる緑地空間の一層の充実を図っていくとともに、住民が身近な生活空間において気軽に利用できる特色をもった公園・緑地を各地域に整備していく必要があります。

また、公園・緑地の整備だけでなく、公共公益施設や工場などの大規模施設や住宅地の緑化、街路樹の整備などによる緑化を進め、潤いのある市街地形成を図っていくことも必要です。

町内には、阿賀川などの一級河川や普通河川など、大小さまざまな河川が流れ、水資源を供給するとともに、住民生活に潤いや安らぎを与えてています。水辺に親しみ、生き物にふれあう環境として、多自然型の川づくりなどに取り組んでいくことが必要とされています。

多自然型の川づくり
国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川の環境を保全したり、できるだけ改变しないようにし、また、改变する場合でも最低限の改变にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるように川づくりを行うもの。

(2) 施策の基本方針

山林や河川などの自然環境を活用し、地域的なバランスも考慮しながら、住民生活に潤いと安らぎをもたらす魅力ある公園・緑地づくりを進めます。

緑美しいまちづくりに向けて、町全体での緑化活動を進めます。

(3) 施策内容

公園及び歩行・散策空間の整備

緑の基本計画に基づき、身近な憩いの場、レクリエーションの場、緊急時の避難の場など多様な役割を果たす公園・緑地の創出を図ります。

本町の豊かな自然、特徴的な歴史資源を活用した、特色のある公園整備に努めます。

河川や用水路などを利用して、気軽に自然に親しめる歩行・散策空間の整備に努めます。

各地に整備されている公園については、子どもや高齢者が安心して利用できるよう、公園内の施設の安全管理や更新を行います。

住民、事業所、行政の協働による緑化の推進

地域住民のニーズや意向を踏まえながら、住民参加による公園整備に取り組みます。

公共施設の緑化に先導的に取り組み、住民、事業所の緑化を誘導します。

幼稚園、保育園、小中学校、地区老人会、ボランティアグループ等の地域ぐるみの緑化運動を推進します。

豊かな自然環境の活用

自然環境の保全を基本として、住民が自然を身近に感じられる場、自然を学ぶことのできる場づくりに努めます。

3 . 上下水道の整備

(1) 現状と課題

本町は、会津若松地方水道用水供給事業団から水道供給が行われてあり、今後とも安全で良質な水を安定的に供給することが重要な事項です。また、近年は地震などの災害に対する安全性の確保が大きな課題となっており、水道施設の計画的な更新や耐震化など災害に強い施設整備を推進していくことが必要です。

下水道整備は周辺環境の向上と河川等公共用水域の水質汚濁防止、地域振興の面からも重要であり不可欠な事業です。本町では、公共下水道事業を推進するとともに、農業集落排水整備事業及び合併処理浄化槽設置による取り組みを進めています。今後も、地域の特性と財政負担を十分に考慮しながら、適切な事業手法を選択し効率的かつ適正な整備を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

水源の保全、水道施設の効率的な維持管理や老朽管の更新、耐震化、経営の適正化や効率化を図り、安全で質のよい、そして安定した水の供給を確保します。また、地域の特性に応じた各種下水道事業を推進し、快適な生活環境の確保を進めます。

(3) 施策内容

安全で良質な水の安定供給と健全経営

安全で良質な水の安定した供給確保のため、施設整備の充実とともに老朽施設の更新が求められます。また、水道事業の経営の健全化について取り組みます。

公共下水道事業の推進

快適な生活環境を確保するため、中長期の整備目標に沿った区域拡大を図り、公共下水道の計画的な整備を進めます。

水環境保全の意識啓発を図りながら、水洗化率の向上に努めます。

排水の適正処理の推進

公共下水道処理区域外については、農村集落排水事業や浄化槽市町村整備推進事業を推進し排水の適正処理を図ります。

4 . 環境衛生対策の充実

(1) 現状と課題

近年、大量生産・大量消費を中心とした社会経済活動や生活利便性を求める消費者ニーズを背景として、排出されるごみの量が増加し、環境に大きな負荷を与えています。環境問題は、日々の生活や経済活動が原因となっているものであり、すべての人が自らの問題としてとらえ、省資源やリサイクルなど循環型社会の形成に向けた積極的な取り組みを進める必要があります。

本町のごみの量は年々増加傾向にあり、ごみを減らし資源を有効活用するためには、住民、事業者、行政が一体となった取り組みが必要であり、ごみの分別、減量化を徹底するとともに、リサイクル活動の強化や発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の意識を高めていくことが求められます。また、ごみ処理費の削減に向けた取り組みを進めるなど効率的なごみの収集・処理体制の充実を図っていくことも重要になります。

今後定住の促進を図る上では、新たな墓地の整備も求められています。

(2) 施策の基本方針

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、住民・事業者と行政が一体となってごみの減量化や資源リサイクルなどに取り組みます。

また、環境衛生対策に必要な各種施設については、広域連携を踏まえつつ効率的な整備を進めます。

(3) 施策内容

資源リサイクル等の推進

ごみの発生・抑制に向けた取り組みを推進します。

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、R3運動（リサイクル、リユース、リデュース）などの資源リサイクルを推進します。

ごみの有効利用を図るため、生ごみの堆肥化を推進します。

廃棄物適正処理対策の推進

道路や河川・山林等への不法投棄が目立つことから、住民、関係機関等の協力体制を強化し、モラルの向上と不法投棄のないまちづくりを目指します。

畜産の排泄物、産業廃棄物などによる公害の監視体制を強化し、未然防止を図りながら、発生源に対する指導強化に努めます。

モラル
道徳。倫理。

ごみ処理施設及びし尿処理施設の整備充実

ごみ処理広域化基本計画に基づき、効率的なごみ処理、し尿処理施設の整備に取り組みます。

墓地の整備

長期的な墓地需要の把握に努め、既存墓地の維持管理とともに新たな墓地の確保を進めます。

5 . 消防・防災体制の充実

(1) 現状と課題

高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化、若年人口の減少など、地域の防災力の低下が懸念されています。そのため、住民一人ひとりの防災意識の向上や自主防災組織の充実を図るとともに、住民への確実な情報提供や、高齢者、障がい者などの災害時要援護者への対応など、災害発生時に的確に対応できる防災体制や消防・救急体制の充実が求められています。

本町は、森林や河川などの豊かな自然環境に恵まれていますが、自然は時に大きな災害を引き起こす危険性も有しています。こうした自然災害から住民の生命と財産を守るため、国や県、関係機関との連携のもと、森林や河川などの災害対策を充実するなど治山・治水・砂防事業を積極的に推進していく必要があります。また、公共施設や住宅の耐震化など災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

災害の防止や被害の軽減に向けた防災対策の強化や住民の防災意識の向上を図るとともに、地域の防災体制や消防・救急体制を強化し、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

国や県と連携して、森林の整備や砂防対策などの治山・治水・砂防事業を推進します。

(3) 施策内容

消防団活性化対策の推進

広域常備消防体制のなかで常備消防体制と救急体制の強化を図ります。

消防団員の確保、消防団活動の啓発など消防団活動の活性化を図ります。

地域防災計画などの防災関連指針の策定

各種災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策に至る防災の指針となる地域防災計画などを策定します。

総合的な防災が的確に進められるように、計画の定期的な点検と必要に応じた見直しにより充実を図ります。

防災対策の充実

公共施設や住宅の耐震性の向上を促進するとともに、防災行政無線の整備、避難路・避難場所の確保や周知の徹底を進めます。

防火水槽、消火栓、消防屯所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプなど防災設備・備品の更新を計画的に推進します。

防災訓練などを実施し、住民の防災意識の啓発に努めるとともに、住民相互が助け合い、協力し合う自主防災組織の育成を支援します。

治山・治水対策の促進

河川や溜池の改修、急傾斜地の崩壊防止など災害を未然に防ぐ対策の充実を図ります。

住宅や公共施設の防災対策の充実

住宅や事業所については、耐震化や不燃化など防災対策の充実に努めます。

災害時の防災拠点や避難場所になる役場や学校など公共施設については、耐震化や不燃化を進めます。

6 . 交通安全・防犯体制の充実

(1) 現状と課題

自動車保有台数や、免許保有数の増加に伴い交通事故件数は年々増加傾向にあります。特に近年は、高齢者や子どもなど交通弱者を巻き込んだ交通事故が多くなっています。特に高齢者については、加害者になることも多く、高齢化が進む本町にとって大きな問題となっています。

交通事故のない住み良い社会を形成する上では、高齢者や子どもたち、若者や中高年ドライバーへの交通安全啓発活動とともに、交通量の多い幹線道路や危険な交差点の改良整備や適正な交通規制の実施、交通安全標識など交通安全施設の整備を図ることが必要です。そのためには、警察や県、関係団体などとの連携のもとに適切な対策を講じていくことが必要です。

町内の犯罪発生は近年増加傾向にあり、なかでも窃盗が大きな比率を占めるとともに、犯罪の若年化が進んでいます。また、近年若い子どもを狙った犯罪も多発しており、主要な道路や通学路における街灯や防犯灯の設置など防犯対策の充実とともに、地域内で住民の協力による、防犯への取り組みが必要です。

(2) 施策の基本方針

交通安全施設の整備や、各機関の連携や地域ぐるみの交通安全教育や防犯体制の充実を図り、安全で安心できるまちづくりを進めます。

特に、子どもや高齢者など交通弱者に配慮した整備、支援体制の充実を図ります。

(3) 施策内容

安全対策の充実

夜間の犯罪を未然に防止するために、防犯灯の設置を計画的に推進します。

交通の安全性を確保するために、歩道の確保や危険個所へのカーブミラー、ガードレール、車両速度抑制を促す標識などの設置を図ります。

冬季における車歩道の安全性を確保するために、除雪対策などの充実を図ります。

防犯体制の強化

家庭、地域、学校、関連団体が連携し、犯罪を未然に防ぐための体制を強化します。

町の将来を担う子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、防犯体制の強化を進めます。

交通安全思想・教育の高揚

子どもから高齢者に至るまで安全に対する認識がもてるよう、各機関と連携を図り、交通安全教室の開催など、交通安全対策の充実に努めます。特に高齢者に対しての交通安全思想・教育の強化に努めます。

運転者の安全運転の重要性、ルール、マナーの尊重などの意識啓発を図るとともに、安全運転管理者（事業所等）に対する働きかけを行います。

7. 消費者対策の充実

(1) 現状と課題

近年、高齢者を狙った悪質な訪問販売、複雑な契約による商品販売、インターネットを利用した消費者トラブルの増加など消費者を取り巻く環境は複雑化、多様化してきています。このような住民の消費生活における安全の確保は、きわめて重要な問題となってきています。

(2) 施策の基本方針

地域、警察、行政が一体となって、住民の消費生活の安全を確保するための、消費者相談体制の充実や、消費者トラブルを未然に防止するための情報の提供や意識の啓発を進めます。

(3) 施策内容

消費者相談体制の充実

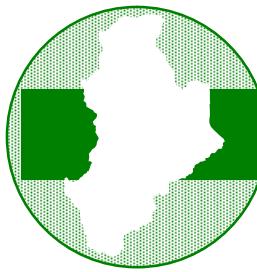
きめ細かな消費者に対する相談に応じられるよう、消費生活相談体制を確立し、住民の消費生活の安全を確保します。

消費者意識の啓発

消費生活のための講座や消費者問題に対する各種の情報提供、消費者教育を推進しながら、消費生活の啓発運動の推進を図ります。また、高齢者に対して、消費者トラブルを未然に防止するための啓発を進めます。

消費者団体の育成

消費生活分野の学習等の活動を行う団体の育成及び活動支援を行い、消費生活能力の向上に努めます。



第2章

活力にあふれる産業のまち

1. 農業の振興

(1) 現状と課題

本町の基幹産業である農業は、稲作を中心に野菜、果樹、工芸作物などを取り入れた複合経営が盛んに行われています。近年では農用地の整備、規模拡大、機械化が図られ、効率的で安定した農業経営が進められています。

しかし、農産物の輸入自由化の進展による競争の激化や米価の低迷、兼業化の進行、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農家戸数や農業者の減少、耕作放棄地の増加が進んでいます。こうしたなか、地域特有の諸条件を踏まえ、農地の流動化、ほ場整備の推進、農地や農業用水路等の保全管理、防災ダム機能の改修、優良農地の確保や農作物の高付加価値化等の対策を進めるとともに、集落営農及び農業生産法人、認定農家の育成に努める必要があります。

近年、食の安全に対する意識の高まりから農業の重要性が再認識され、健康づくりや生きがいづくりなどの面でも農業の持つ魅力が見直されており、農業者以外からも農業への関心が高まっています。今後は、担い手の育成や大規模経営への転換、農産物のブランド化など農業経営の安定化を図るとともに、住民生活の向上や観光振興など農地の多面的な機能が発揮されるよう農地の保全・活用を図る必要があります。

(2) 施策の基本方針

地域経済及び自然環境と調和した農業生産基盤の整備や農地の保全及び有効活用を進めるとともに、農業生産性の向上や担い手の育成など農業経営の安定化を図ります。

農業の持続的発展に向けて、農業を通じた教育や交流、環境保全、定住など、多様な取り組みを進めます。

(3) 施策内容

生産基盤の整備

耕作放棄地の増加防止と優良農地の維持のため、中山間地域等直接支払制度と農業受委託制度の活用を図ります。

ほ場、農業用排水路、溜池、農道などの農業基盤整備事業の促進や新宮川ダム農業用水の有効利用を進めます。

生産構造の再編

農地の集約化や水稻栽培の省力・低コスト化、農業生産法人や特定農業団体の設立など、効率の高い農業経営を促進します。

農産物加工直売体制の充実促進

女性や高齢者の余剰労働力を活用し、生きがいづくり及び地産地消を促進するために、特産物直売所及び農産物加工所の整備を支援します。

循環型農業の推進

特別栽培農作物など新鮮で安全・安心な農産物づくりや、福祉施設・学校との連携による地産地消、バイオマスエネルギーの利用など、地域循環型の農業を推進します。

食育の推進

農業体験の機会の創出やグリーンツーリズムの促進とともに、地域の食材を活かしたスローフードなど「食」を通した農業に対する意識の啓発を図ります。

スローフード
その土地でとれた安全な食べ物、その季節にとれた新鮮な食べ物、質の良い食べ物を守ろうとする運動

担い手の育成と確保

認定農業者を中心とした意欲ある農業者の経営能力の向上とともに、新規就農者の育成確保のために、各機関等との連携及び役割分担による対策を講じます。

UターンやIターンによる就職については、農業経営の研修制度を創設するとともに、農地や住居の斡旋・融資制度の紹介などの受け入れ体制を整備します。

2. 林業の振興

(1) 現状と課題

本町の林野面積（国有林と民有林の合計）は、町全体の約7割以上を占めていますが、林家数は年々減少してきており、平成12年では659戸となっています。林業を取り巻く環境は、立木価格の低下やパルプ材価格の低迷などにより林業経営者の意欲減退を招き、それに伴う後継者不足などから、林家数も減少傾向にあります。

豊かな森林を林業資源としてだけでなく、観光・レクリエーション資源や農業資源、さらに環境資源及びエネルギー資源として活用するなど、持続可能な森林経営を進めていくことが課題となっています。

また、森林は災害の防止や水源かん養、緑地としての保健休養などの公益的機能を持ち、住民生活とも密接にかかわっています。こうした森林の多様な機能を認識し有效地に活用していくため、適切に整備を進めていくことが求められます。

(2) 施策の基本方針

計画的な育林や振興基盤の整備を推進し、森林が持つ公益的機能の保持に努めるとともに、観光や交流の場としての積極的な活用を図ります。

(3) 施策内容

林業生産基盤の整備

国や県等による林道開設を促進し、林業生産基盤の整備に努めます。

森林病害虫等防除事業や適切な人工林の間伐、広葉樹混在の豊かな森林の育成などを推進し、森林の保全・育成に努めます。

林業経営の安定化

森林組合や林業事業者、林業従事者への指導や活動支援を行い、健全な林業生産活動を促進します。

特用林産物（シイタケ、ナメコ、山菜等）の生産団地化を促進します。

間伐材や製材端材などの木質バイオマス資源を、地産地消型のエネルギー源として有効活用することを検討します。

森林公园・自然公園の再整備

水源かん養や防災に配慮しながら、スポーツ・レクリーションや自然観察、健康増進（リハビリテーション）など、多様なニーズに対応した森林公园、自然公園の再整備を検討します。

3. 商業・サービス業の振興

(1) 現状と課題

本町の商業は、これまで隣接する会津若松市の商業集積に大きく依存しており、今後幹線道路沿いの商業集積が拠点的に展開され、広域的に集客力が高まる施設が立地することも予測されます。

その一方、地域に密着した商店は、商店数、年間販売額とも縮小傾向にあり、平成16年の商店数は317まで減少しており、空き店舗の増加など空洞化が進み活力が停滞しています。

今後は、農業や観光との連携による観光客向けの商店街整備や、住民ニーズに応えられる商品の品揃えや接客対応、IT時代に適応したサービスの拡充などが課題となっています。また、子どもや高齢者等の生活に密着した地域の商業環境の充実も重要な課題であり、中小商業者への支援などにより地域の生活利便性を高める商店づくりとともに、買い物しやすい環境づくりを進めることができます。

(2) 施策の基本方針

地域に密着した商店の振興やサービスの充実を図るとともに、魅力ある商業・サービス施設の整備を推進し、住民の生活利便性の向上につながる魅力ある商業環境を形成します。

(3) 施策内容

魅力的な商業地づくり

中心市街地活性化の計画に基づき、市街地整備と連動した駐車場や駐輪場の確保、安全で快適な歩行空間の整備やバリアフリー化、共同店舗化、消費者ニーズに沿った業種の誘導など、魅力ある商業地づくりを促進します。

高齢者の増加や女性の社会進出などの社会情勢に応じたサービスの充実を図ります。

ITの積極的な活用と高付加価値化などにより、住民、事業者、行政が一体となって地域産品の消費拡大を推進します。

本町の商業活性化を担う人材や組織の育成に努めます。

まちなか居住の推進

市街地の空洞化を抑制するために、公園や下水道の生活基盤施設の充実を図りながら、まちなか居住を誘導します。

経営指導体制の充実

商工会組織がおこなう経営改善、人材育成活動への助成を、商工会等関係団体との連携のもと指導体制の充実を図ります。

制度資金の導入

経営改善、近代化を図るために、低利で長期の安定的な制度資金を円滑に供給するとともに、町としても商工会との連携のもと制度資金の活用について積極的に推進します。

4 . 工業・地場産業の振興

(1) 現状と課題

本町の工業の特徴としては、窯業が県内外でも有名で、窯業に関連する碍子製造は地場産業として古くからこの地に根付いており、近年では電気機械器具や精密機械器具関連産業の進展がみられます。しかし、中小規模の工場が多く、停滞する経済状況の中で経営は厳しい状況にあります。

工業の一層の発展を図るために、長期的な産業振興のビジョンを明確にしたうえで、整備が予定されている新たなスマートインターチェンジ、工業用地や豊富な水資源などの有効活用と、地場産業や主力の電気関連産業の経営の安定化と健全な育成を図り、地域産業を活性化していく必要があります。また、先端技術産業や福祉産業等の新たな企業の誘致と支援、既存産業と新たな産業との連携、会津大学などとの産学の連携、意欲あふれる起業家への支援なども含め、本町の特性や社会のニーズ等を的確に捉えた産業振興策を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

既存企業の体质強化や情報化などを一層積極的に支援しながら、広域交通条件を活かした企業の誘致・育成に努めます。

また、農業や窯業などの地域特性を活かした、付加価値があり競争力の強い産業の育成に取り組みます。

(3) 施策内容

新規優良企業の誘致活動の推進

新たな事業者や工場の進出の奨励につながる優遇措置を充実し、福祉や環境、IT関連産業、研究開発など優良な事業者や工場の誘致に努めます。

工業団地整備の推進

磐越自動車道に整備を進めているスマートインターチェンジを活かして、既存の工業団地の整備と販売促進を図り、新規企業立地の誘致に努めます。

工業誘致に関する支援策について検討します。

地場産業の振興

会津本郷焼に代表される特色のある地場産業の振興を図るため、後継者の育成や外国向けの製品開発、産学連携、販売や研究の拠点となる施設の整備などに取り組みます。

インターネットや展示会などを通じた積極的な情報発信を行います。

新たな地域産業の活用

農水産業及び商工業者との異業種間交流の機会をもち、地場産品を活用した特産品の開発等を図り、新たな地域産業の創出を目指します。

新たな特産品の開発等を行う、研究開発体制、拠点施設の整備について検討します。

5 . 観光産業の振興

(1) 現状と課題

本町及び会津地方は、歴史的観光資源を数多く有しています。1400年の歴史を持つ伊佐須美神社、東北最古の焼物といわれる会津本郷焼、野口英世ゆかりの中田観音をはじめ、特筆に値する歴史的・文化的観光資源が各町村に点在しており、年間約140万人を超える観光客が訪れています。

近年は心のゆとりが重視されるなか、体験や学習を伴う観光、自然とのふれあいや心身のいやしを求める観光など、観光に対するニーズは多様化しています。緑に囲まれた自然豊かな土地と、自然の恵みによってつくられる農作物、歴史・文化、産業資源、温泉、食文化等を生かした体験・交流型、滞在型の観光地として、日本国内に限らず海外にまで情報発信し、もてなす観光地づくりが重要となっています。

また、隣接する下郷町の大内宿には一年を通して観光客が訪れており、近隣市町村との広域観光に対する取り組み、観光資源の保全活動等がより一層必要となっています。

(2) 施策の基本方針

豊かな自然環境や農業資源など本町の特色を活かした観光施設の充実を図るとともに、地域の資源や人材を活かした推進体制の整備を図り、住民や来訪者が会津美里の魅力を満喫できるような観光振興を推進します。

(3) 施策内容

観光交流拠点の整備・充実

本町の自然や歴史・文化、食文化、地場産業、温泉、スマートインターチェンジ等を最大限に活かして、新しい町の観光交流拠点となるミュージアム や道の駅 の整備について検討します。観光客の利便性を高めるために、駐車場などのサービス施設の充実を図ります。

ミュージアム
博物館、美術館

道の駅

一般道路に設けられた、高速道路のパーキングエリアのような休憩施設

観光・交流活動のネットワーク化

町内の観光・交流資源をネットワークする周遊ルートの整備を図ります。

地域住民・事業者と連携し、テーマや年齢層に応じた魅力的なツアーを開発するとともに、特色ある観光・交流イベントの開催促進、統一デザインによる案内板の整備など、地域の特徴を活かしたもてなしのまちづくりを進めます。

観光都市としてあいさつや道案内、情報提供など、町全体で観光客をもてなす意識の醸成に努めます。

広域観光の推進

周辺自治体と連携した会津地域としての広域観光振興施策、観光ルートづくりを推進します。

観光振興を担う観光協会等関連団体の育成・支援を図ります。

観光推進体制の充実

観光ガイドやパンフレットの作成、インターネットなど各種メディアの有効活用などにより、宣伝・情報発信を強化します。

本町を訪れる観光客などに対して、まちの案内、観光資源の紹介や説明などを行う観光ボランティアの育成を支援します。

6 . 雇用機会の確保と安定

(1) 現状と課題

近年、社会経済情勢の低迷が続くなかにあって、雇用情勢も厳しさを増しています。また、少子高齢化が進み、若年労働力の減少が見込まれており、活力ある地域社会を維持し発展していくためには、安定した雇用の確保が重要な課題となります。さらに、就職就学期にあわせた若年世代の人口の転出も多く、人口の町外流出を抑制し、新たな労働人口の町内流入を促進するうえでも、企業の誘致や新たな産業の振興など雇用の充実を図ることは極めて重要になります。

一方、ライフスタイルの多様化や余暇時間の増大などにより、心の豊かさやゆとりを重視した生活の実現が求められており、男女の働き方の見直しや子育てと仕事の両立、勤労者福祉の充実などの要請も高まっています。

そのため、こうした住民ニーズに的確に対応した労働環境を確保するとともに、健全な労働力の確保や労働意欲の向上に資する勤労者行政を推進していく必要があります。

(2) 施策の基本方針

若者の定着や他地域からの人口流入を促進するとともに、少子高齢社会に対応したまちづくりを進めるため、雇用の場の創出と働きやすい労働環境の確保を進めます。

(3) 施策内容

新たな産業の育成・起業支援

福祉サービスなど身近な地域を対象としたコミュニティビジネスの育成やベンチャー企業など地域経済の活性化につながる起業を支援します。

新たなビジネスチャンスを生む異業種交流の機会を充実するなど、新しい分野や新たな市場の開拓をめざす既存企業の積極的な取り組みを支援します。

雇用対策の充実

人口の定着化を促し若年層の町外流出を抑制するため、計画的に産業振興を推進し、安定した雇用の場の確保に努めます。

ハローワーク等と連携し、U・J・Iターン向けの雇用情報の提供や雇用相談を実施し、就業機会の拡大に向けた取り組みを推進します。

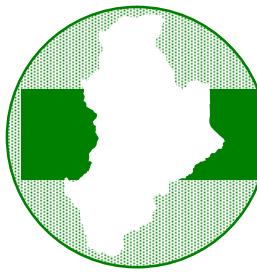
労働環境の向上

勤労者が安心して働くことができるよう、環境の整備に努めます。

労使関係の安定化、男女共同参画社会の実現、働きがいのある職場づくりをめざし、職場環境の向上について事業所に対して働きかけます。

ベンチャー企業

新たな技術や高度な知識をもとに、創造的・革新的な事業を展開している創業後まもない企業。



第3章

健やかで優しい福祉のまち

1. 保健・医療体制の充実

(1) 現状と課題

生活習慣、生活環境の変化に伴い、「がん」「脳血管疾患」「心疾患」等の生活習慣病が増加し、これによる死亡割合は男女とも高い割合を占めています。また、若い年齢層でも肥満や高血圧等の有所見者の割合が増えることで、今後はメタボリック症候群の増加も予測されます。これに対し、早期発見と早期治療により疾病の進行の防止、住民一人ひとりの健康づくりや生活習慣の改善への意識の高揚が求められます。

また、医療に関する要求が高度化、多様化していますが、町内には総合病院がなく、町外の医療機関に大きく依存しています。住民の医療ニーズや救急・休日・夜間の医療にも対応できるよう、町外の総合病院と連携した医療体制の充実を図っていく必要があります。

高齢社会をむかえ老人医療費の増大は、健全な行政運営にも影響を及ぼす問題であることから、健康増進や早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療の提供が求められます。

母子保健については、低出生体重児の増加、乳幼児期の育児不安の増大等、母子をとりまく環境の変化に伴い、母子保健について多くの課題がみられます。

メタボリック症候群
肥満・高血糖・高中性脂肪血症・高コレステロール血症・高血圧の危険因子が重なった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞(こうそく)・脳卒中などの発症リスクが高まる。高カロリー・高脂肪の食事と運動不足が原因。

(2) 施策の基本方針

保健・医療に関するビジョンのもと、住民が生涯にわたり健康で豊かに暮らせるよう、温泉を利用した健康づくり、健(検)診や相談体制、健康や食生活に関する情報提供の充実を図ります。

また、質の高い地域保健医療が提供できる体制の整備・充実を図るとともに、広域的な連携による地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

(3) 施策内容

温泉を活用した健康づくり

健康づくりへの意識の高まりを踏まえ、温泉を活かした独自の健康づくり環境の構築に取り組みます。

地域医療の充実

医療機関と連携した健康診査体制などの充実を図るとともに、健康増進、疾病予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療が提供できる体制づくりを進めます。

救急医療体制の充実

住民が必要な時に適切な医療を受けることができるよう、夜間・休日の医療体制を、近隣市町村と連携し、広域行政のなかで充実を図っていきます。

保健基盤の充実

検診、健康診査、保健指導、機能回復訓練等、保健サービスの充実を図るために、地域における健康づくりの拠点の機能拡充を進めます。

健康増進事業の充実

生活習慣病の発症を予防し、早世（65歳未満の死亡）の減少の実現に向けて、適正な生活習慣への改善を支援します。

子どもから高齢者までが、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、自主的に健康づくりに取り組めるよう、健康増進施設の充実を図り、多様な健康づくりの機会を創出します。

母子保健対策の充実

関連機関との連携を密にし、地域における母子保健施策等をきめ細やかに講じます。

2. 地域福祉の推進

(1) 現状と課題

核家族化の進展やひとり暮らしや高齢者世帯の増加、地域住民のつながりの希薄化など、地域社会のあり方が変化しています。また、高齢者や障がい者など社会弱者の方々が地域での支援を必要としています。こうしたなか、住み慣れた家や地域で安心して生活するためには、人にやさしいまちづくりの推進とともに、地域と連携したきめ細やかなサービスの充実と、地域住民がパートナーシップ という共通認識を持つことが必要とされています。

地域福祉が担う役割はさらに重要性を増すことから、住民自らが主体的に福祉活動を行うことにより、住民が地域のなかで安心していきいきと自立した生活を送ることができる地域づくりを目指し、地域福祉活動の一層の充実を図っていく必要があります。

また、社会経済の低迷により就業機会が減少することにより、失業等の生活不安や生活困窮にいたる世帯が増えることが予測されます。このような生活困窮世帯に対応した低所得者福祉の充実が求められます。

パートナーシップ
協力関係。共同。提携。

(2) 施策の基本方針

地域住民の多様な福祉ニーズに対し、ボランティアの育成や福祉教育の推進などに努めるとともに、地域社会の連帶意識を醸成し、ともに生き、ともに支えあう地域社会の構築を図ります。

社会福祉協議会活動を支援するとともに、社会福祉事業者、福祉団体などとの連携により積極的な地域福祉活動への参加を促し、各種福祉推進体制の強化を図ります。

(3) 施策内容

地域福祉活動の推進

今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になる地域福祉計画に基づき、多様化する福祉ニーズに応え、複雑多岐にわたる福祉サービスを適切に提供するため、地域福祉計画に基づき、地域住民と一体となった地域参加型の福祉活動を推進します。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会との協調を図りながら、地域における福祉エキスパートの養成を支援します。

福祉ボランティア等の強化・育成

地域住民同士での支えあいによる福祉活動を促進するため、N P O やボランティアなどの育成及び活動支援を行います。

低所得者福祉の推進

社会福祉協議会や地域民生委員と連携を密にし、低所得者や生活困窮者の実態把握に努めるとともに、生活福祉資金制度などを活用し低所得者の自立を支援します。

人にやさしい福祉のまちづくり

公共施設をはじめとして、多くの人が利用する施設等のバリアフリー化はもちろんのこと、ユニバーサルデザインの理念の啓発により、誰もが安全で便利で快適な住みよい福祉のまちづくりを推進します。

エキスパート

ある分野に経験を積んで、高度の技術をもつてい る人。専門家。熟練者。

3. 子育て支援施策の推進

(1) 現状と課題

少子化や核家族化の進展、女性の社会進出、結婚や子育てに対する意識の多様化など、子育てに対するニーズが多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことの重要性が高く認識されるようになり、家庭と地域が一体となり、若い世代が安心して子どもを産み、育てていくことができる環境づくりがこれまで以上に求められています。また、子育てに対する不安や負担から、身体的暴力など児童虐待につながることもあり、各機関が連携を密にして、適切に対応していく必要があります。

平成17年現在、町内には保育所（園）が公立5ヶ所、私立1園が配置されており、通常保育をはじめとする各種の保育サービスを提供しています。しかしながら、家族形態の変化などに伴い保育ニーズは一層多様化してきており、保育の質の向上に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

年々増加しているひとり親家庭では、社会的・経済的な制約のなかで子どもを健全に育てるなどを両立していくしかななければならいため、経済的な負担を軽減するとともに、精神的な面での支援が必要とされています。

(2) 施策の基本方針

少子化傾向の緩和を図るため、総合的な子育て支援施策を推進し、家庭、地域、事業者、行政の相互協力により子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、社会情勢の変化に対応した援助体制の充実を図り、ひとり親家庭の生活の自立と健康な生活の実現を支援します。

(3) 施策内容

子育て支援環境の充実

子育て支援に関する計画に基づき、安心して子どもを生み、育てられるよう、出産や子育てにかかる経済的な負担を軽減するための支援を行います。

被虐待児童とその家族を援助し、早期発見、早期対応及び発生防止に努めます。

子育てに関する情報発信

子育てに関する情報の収集・発信を進めるとともに、育児不安の解消や保護者同士の交流を図り、地域が一体となった子育てサークルの充実に努めます。

保育サービスの充実

延長保育 の実施箇所や受入人数の拡大、実施時間帯の延長を進めるとともに、乳児保育や障がい児保育、一時保育など保育サービスの充実に努めます。

幼稚園・保育所の一体化、総合施設化など利用者の視点に立った保育及び幼児教育体制のあり方を検討し、保育所（園）の再編・再整備を図ります。

延長保育

保育所で、通常の保育時間を延長して行う保育。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するもの。

児童館、児童公園の整備

児童の健全な育成を図るため、児童館や未利用の施設・空き教室の有効活用による児童クラブの設置など放課後児童対策の充実を図ります。また、遊び場や多目的広場、児童公園等、子ども達が安心して遊べる場所の整備を進めます。

ひとり親家庭への支援

福祉事務所を中心に国・県・町の制度を最大限に活用し、ひとり親家庭の自立を支援します。

4 . 高齢者施策の充実

(1) 現状と課題

本町の高齢化率は、平成 17 年現在 29.3% となっており、今後も高い高齢化率が見込まれます。老人福祉施設や老人保健施設の充実を進めるなど高齢者施策の推進に取り組んできましたが、本格的な高齢社会をむかえ、介護を必要とする高齢者、さらに高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、家族介護だけでは困難な状況や、サービスの提供が対応しきれなくなっている状況も見うけられます。

今後は介護保険制度の基本理念である高齢者の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活を送ることができるように、介護予防サービスの展開も含めた高齢者施策の充実をさらに進めていく必要があります。

また、高齢者がいつまでも健康を維持し、生きがいを持っていきいきと生活できる地域づくりや充実したサービスの提供が必要であり、住み慣れたまちで、地域全体に支えられながら安心して安定した生活を送ることができる社会づくりを進めていくことが求められています。

(2) 施策の基本方針

高齢者が自立して安定した生活を維持し、地域で生きがいを持って生活できるよう、福祉施設の整備やより良い福祉サービスの提供を進めます。

また、高齢者の豊かな知識や経験を活かした活動機会の創出など、生きがいづくりを推進します。

(3) 施策内容

高齢者の自立支援

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画などの計画に基づき、適正な高齢者の自立支援を行います。

介護予防事業の展開により、高齢者自らの生活意欲を高め、状態の改善又は重度化の予防を図ります。

介護保険の認定対象外となった高齢者に対して、要支援・要介護状態へと進行しないために、介護予防・生活支援型サービスの事業の実施を図ります。

高齢者が住み慣れた住まいでの安心して生活できるように、高齢者が住みやすい住まいづくり、支援の体制づくりなど、各種の生活支援サービスを推進します。

介護保険サービスの充実

高齢者が自らの選択に基づき、良質な介護サービスを利用できるようにするために、地域において必要な介護サービスを量と質の両面にわたって確保に努めます。

高齢者関連施設の整備と活用

既存の高齢者関連施設の活用を図るとともに、ニーズに応じた新たな高齢者福祉施設整備を進めます。

生きがいづくり

学習やスポーツ活動の充実、就労支援など、地域の高齢者が生きがいを持って生活できるような機会の提供や場所づくりを進めます。

5. 障がい者施策の充実

(1) 現状と課題

近年、核家族化などの家族形態の多様化と介護者の高齢化により、障がいを持つ方への介護力の低下がみられます。障がい者福祉の基本的な方向として、施設福祉ではなく地域で自立して生活を目指す方向に進んでいますが、支援のための施設や就労の場が不足しているため、地域での生活が困難となっている状況もみられます。また、障がいについて、特に精神障がいや難病を持つ方に対して偏見が残るなど地域住民の理解が得られないことも大きな課題となっています。

今後は、障がいのある人もない人も、お互いに支えあい、障がい者が社会の一員として快適な生活が送れるような社会をめざし、ノーマライゼーション、リハビリテーションの実現を進めていく必要があります。

また、まちづくりにおいては、誰もが等しく住みよい社会を実現するというユニバーサルデザインの考え方方が重要になります。このため、公共施設のバリアフリー化などハード面の整備はもとより、住民一人ひとりの思いやりの気持ちを醸成するなどソフト面においてもユニバーサルデザインを浸透させていくことが求められます。

(2) 施策の基本方針

ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、在宅福祉の充実を図り、障がい者が地域のなかで健常者とともに助け合いながら安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(3) 施策内容

障がい者の自立支援

日常の生活を支える各種支援サービスの充実、相談体制や学習機会の充実などを図り、家庭や地域における障がい者の安心で自立した生活を支援します。

障がい者の社会参加意識を高揚し、地域における交流活動や就業を支援します。

障がい者に対する住民の理解を啓発し、NPOやボランティアとともに地域で支えあう福祉のまちづくりを推進します。

障がい者福祉施設の充実

身体障がい者(児)の通所型施設とともに、自宅での生活が困難な知的障がい者や精神障がい者が自宅同様に安心して生活できるグループホームの整備を検討します。

生活の質の向上

障がい者の生活の質の向上を図るために、ボランティアの育成や支援費制度の充実、年金・手当や扶助・割引などの諸制度の周知徹底、専門家による権利擁護など相談体制の強化に努めます。

作業所等の充実による就労機会の拡充

障がい者の自立を支援する授産施設の充実とともに、障がい者の就職と職場定着の促進を働きかけます。

6 . 社会保障の充実

(1) 現状と課題

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、低所得者に対する自立のための相談・指導体制、生活保護制度の充実、さらには、住民の健康の保持及び福祉の増進を図るための、医療給付事業の適切な運用が求められています。

国民健康保険については、近年、加入者に対する低所得者や高齢者、ひとり親家庭の割合が増加し、疾病的多様化、医療技術の高度化、多受診などにより、医療費が高額化しています。健全な保険制度運営を図っていくためには、制度の周知と理解を促し適正な賦課と収納率の向上に努め、保険財政の安定化を図り、医療費の適正化を進めていく必要があります。

国民年金制度は、老後生活の基礎的な収入を支える重要な制度ですが、近年は少子高齢化が急速に進展するなかにあって将来の受給に不安を抱く人が増え、未加入・未納者の増加が問題となっています。安定した制度運営のためには、保険者である国との協力・連携のもと、制度の周知徹底など啓発を図っていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

すべての住民が健康で文化的な生活が営めるよう、各種社会保障制度の健全経営と、それに基づくサービスの充実を図ります。

(3) 施策内容

低所得者に対する相談・指導体制の充実
低所得者の社会経済的な自立を支えるため、相談・指導体制の充実とともに、生活保護制度の適切な運用を図ります。

医療費の適正化

国民健康保険制度の長期的かつ安定的な運営については、高齢化等により高騰する医療費を抑制することが第一であるため、重複受診や多重受診者に対する訪問指導など受診回数の軽減を図るとともに、予防事業の充実や健康志向の普及活動等を進めます。

国民健康保険税収納率の向上

国保財政の健全化に向けて、国保未加入者の的確な捕捉と被保険者の正確な把握に努めます。

介護保険制度の安定経営

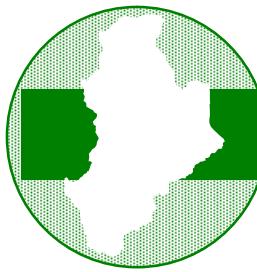
介護保険 サービスの充実、適正かつ迅速な要介護認定など介護保険事業の充実を図るとともに、健全財政の堅持を基本に、安定的な経営に努めます。

社会保険制度の理解と周知徹底

年金や医療、介護など社会保険制度について住民の理解と信頼を深めるため、啓発冊子や広報誌などにより内容の周知に努めます。

介護保険

高齢者などの介護を公的に保障するための社会保険。公費および被保険者(40歳以上の国民)の保険料を財源として、被保険者が介護を必要とする状態と認定された場合に、介護サービスなどの給付を受ける。



第4章

学びと楽しさの文化のまち

1. 生涯学習社会の形成

(1) 現状と課題

余暇時間の増大や生活水準の向上、高齢化の進行、情報化の進展など社会状況が変化するなかで、一生涯にわたって学習し続ける重要性が提起されています。

本町では、公民館などの社会教育施設を拠点として、学習機会を提供し学習活動を推進していますが、今後も多様化、高度化する学習ニーズに対応できるよう学習環境の整備と拡充、学校教育施設とのネットワーク化を図っていくことが求められます。

また、住民のさまざまな課題や多様化・高度化するニーズに対応するために、だれでも、いつでも学べる生涯学習の理念に基づいた社会教育活動を推進することが重要です。

国際社会を向かえて、諸外国の歴史・文化などを学ぶ機会、さらには国際的な視野を持つ人材を育成するプログラムなど、国際感覚を養っていくことが望まれます。

(2) 施策の基本方針

学習意欲や興味に応じて住民が生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでも主体的に学ぶことができる質の高い学習環境の創出を図ります。

また、学習の成果が地域のまちづくりや国際交流、教育、人材の育成などにつながるよう、地域・学校・家庭の連携を強化します。

(3) 施策内容

生涯学習施設の整備

「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができるよう、文化ホールや図書館、交流スペースなど複合的な機能を備えた生涯学習・文化・交流拠点施設の整備を検討します。

生涯学習支援体制の充実

生涯学習推進計画に基づき、子どもから高齢者まで幅広い学習ニーズを充足するために、各種学級・講座の充実を図ります。

指導者の育成や広報、ホームページ等による情報の提供などの支援体制を構築します。

国際交流活動の推進

異文化を受け入れることができる国際感覚を養い、また、国際理解を深めるため、国際理解学習や語学講座の充実を図ります。

小中学生を対象として、外国へのホームステイやホスト体制づくりなど国際交流体制の整備を行います。

2 . 学校教育の充実

(1) 現状と課題

命を大切にする教育や基礎的・基本的な学力の定着など教育の今日的課題が多くあり、その解決のため、教育内容を一層充実させ「生きる力」を育成していく必要があります。また、本町の自然や歴史、風土、地域の人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくり、国際化、情報化、環境問題、人権尊重、ボランティアをはじめとする様々な課題に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育の一層の推進が求められています。

学校教育を取り巻く環境は、いじめや虐待、不登校、少年犯罪の増加など子どもの心の教育の重要性が増すなど、大きな変化に直面しており、子どもを狙う凶悪犯罪や地震等の災害に対する安全性の確保も重要な問題となっています。こうした課題に対応していくためには、学校の透明性を確保し、学校と家庭、地域が一体となって教育内容を充実するとともに、耐震性の確保や防犯設備の充実など学校施設の整備・改善を進めていく必要があります。

旧町村単位にある給食センターについては、統合による新たな施設整備が求められています。

(2) 施策の基本方針

生涯を通じて学び続ける創造性豊かな子どもたちを育成するため、生徒の自主性を尊重しつつ社会性を高め、学ぶことの楽しさや喜びを感じられる教育を推進します。

また、安心して学ぶことのできる環境づくりや情報化や国際化などの社会に柔軟に対応するための教育の充実を図ります。

(3) 施策内容

教育改革の実施

完全学校週5日制、総合的な学習の時間等の教育改革の趣旨を踏まえ、豊かな人間性を育てるための教育を目指し、各教科の指導内容・指導方法の工夫改善を図り、一人ひとりの個性を生かす教育の実現に努めます。

就学前教育の充実

幼児教育の一層の充実を図るため、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する仕組みを検討するとともに、幼稚園と保育所（園）さらに幼稚園と小学校の連携のあり方を含めて、幼児期における家庭や地域における教育について、幅広い観点から子どもを育てる環境の整備を推進します。

学校の安全対策の実施

老朽化した学校施設の耐震診断等を行い、大規模改造や構造的補強・内部改修を図ります。
不審者や変質者による被害を未然に防止するための防犯対策を強化します。

教育関連施設の整備と活用

地域の実情に応じた学校の統合とともに、空き教室の活用方策について検討します。
給食センターの統合整備について検討します。

情報化・国際化への対応

パソコンを使った情報教育や、外国語講師の小・中学校への計画的派遣などを行い、情報化・国際化に対応した教育を推進します。

スクールバスの運行

子どもたちの通学手段であるスクールバスの運行の充実に努めます。

3. 生涯スポーツの振興

(1) 現状と課題

生活の利便化や余暇の増加・少子高齢が進むなか、住民の健康づくりへの関心はいっそう高まりを見せており、スポーツに親しむことは、心身ともに健康で活力ある生活をおくるうえで重要であり、スポーツが果たす役割はますます大きくなっています。

本町では、体育館（3箇所）、陸上競技場（1箇所）、多目的広場（4箇所）などの運動施設が整備されており、また生涯スポーツ推進体制を支える体育指導、スポーツ少年団等の組織・活動の整備が着実に進み、町全体及び各地域において住民参加のスポーツ行事を実施するなどスポーツの場を提供しています。競技スポーツだけではなく生涯スポーツの普及により子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむ土壤ができつつあります。

一方、指導者の不足やスポーツアスリートの育成、老朽化対策など施設の安全性の向上、スポーツニーズに応じた施設の充実など課題も残されています。また、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまでスポーツに対する住民ニーズはますます多様化し、社会環境が変化するなか、地域性を活かした総合型地域スポーツクラブの設立も求められています。

生涯スポーツ
だれもが生涯の各時期に
わたって、それぞれの体力や
年齢、目的に応じて、いつで
も、どこでもスポーツに親しむ
こと。

スポーツアスリート
競技者

(2) 施策の基本方針

スポーツを通した交流機会の充実、指導者の育成や施設の整備等を図り、子どもから高齢者までだれもが手軽にスポーツライフを楽しめる環境づくりを進めます。また、生涯スポーツを支える施設の安全性の向上や施設整備の充実、世界に通用するスポーツアスリートの育成についても取り組みます。

(3) 施策内容

スポーツ施設・管理運営体制の充実

スポーツニーズに対応した施設の充実や、安心してスポーツ施設を利用できるよう施設の耐震診断及び改修事業を進めます。

スポーツ施設の有効利用を図るため、公民館やインターネットなどでも利用手続きができるよう、管理運営から利用に至るまでの一連のシステム化を進めます。

生涯スポーツの振興

住民の幅広く多彩なスポーツニーズにこたえ、適切な指導が行えるように、各種講習会、研修会などの充実により、スポーツ指導者の養成と指導力の向上を推進します。

幼児から高齢者までだれもがいつでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができ、健康の維持、増進を目的としたスポーツ・レクリエーションの積極的な取り組みを推進します。総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組みを推進します。

競技スポーツの強化

競技団体、少年スポーツクラブ等の競技力向上のために、指導者の資質（知識、技術）の向上のための研修や体育協会の組織力を強化し、スポーツ選手の育成・強化に努めます。

4 . 青少年の健全育成

(1) 現状と課題

都市化の進展、核家族化や少子化など家庭を取り巻く社会情勢が変化するなか、家庭や地域の教育機能が低下するとともに、青少年の意識や行動形態が大きく変化し、いじめや不登校、非行、少年犯罪の増加や低年齢化など青少年を取り巻く問題は深刻さを増しています。

本町では、青少年の健全な育成を図るための取り組みを継続的に実施しており、少年非行の防止など一定の成果はみられます。今後も、地域の教育力を更に高め住民一人ひとりが家庭や地域社会の役割と責任を十分に認識し、家庭・地域・学校が一体となって乳幼児期からの健全育成を図っていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

21世紀を担う青少年が自らの役割と責任を自覚し、自己の能力を伸ばし、自己実現に向けて主体的に行動できる条件整備を進めます。また、家庭・学校・地域社会が一体となって、健康で豊かな心と体をもつ青少年の育成を図ります。

(3) 施策内容

地域ぐるみの健全育成活動の推進

家庭・地域・学校の連携による地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成活動の推進と充実を図ります。

青少年の非行防止を図るため、PTA・教育委員会・警察等が連携を強化し、有害環境浄化活動、非行防止活動、補導活動を推進します。

多様な社会活動等への参画機会の拡充

子どもが団体活動を通じ、仲間づくりや地域の一員として自覚を高めることができるように、子ども会などの少年団体活動の活性化を図ります。

青少年が、社会人として自覚と関心を高め、豊かな心を育むことができるように、環境美化活動・ボランティア活動・世代間交流活動など、地域活動への参加を促進します。

家庭教育の推進

基本的な生活習慣や豊かな人間性が育まれるよう、家庭の教育力向上と乳幼児期からの心の教育の推進を図ります。

5. 地域文化の継承と創造

(1) 現状と課題

近年、心の豊かさを求める住民意識が高まるなか、人生にたのしみと潤いをもたらすものとして、地域独自の文化・芸術に対する関心も高まっています。こうした機運を背景として、地域に根付いた芸術文化活動がさらに活発に行われるよう、質の高い芸術文化に接する機会を提供するなど、住民ニーズに応じた文化・芸術活動の活性化を促していくことが求められます。

伝統文化や文化財は、人々の営みのなかで生まれ、育まれ、私たちに守り伝えられてきた貴重な財産です。本町には、会津の総鎮守・会津文化発祥の地として名高い伊佐須美神社をはじめ、町内に数多く存在する貴重な文化財や歴史風土、郷土芸能、伝統行事、祭りなどが保存・継承されており、これらを次世代に受け継いでいくことが必要です。

また、文化・芸術活動を継承し、活動を支える場づくりや、その企画・運営方法の充実を図る必要があります。

(2) 施策の基本方針

幅広い芸術・文化活動、民俗芸能などの伝統文化継承活動を支えるとともに、本町の歴史資源の発掘と保全を図ります。

また、地域で育まれてきた貴重な歴史・文化を後世に継承していくために、施設整備や収集事業などに取り組みます。

(3) 施策内容

各種芸術・文化団体の育成・支援

文化芸術に関する情報の収集と提供に努めるとともに、文化団体に対する支援を充実し、住民の文化・芸術に対する意識の啓発や活動の振興を図ります。

文化財の発掘と啓発

地域文化の保存・伝承に努めるとともに、各地域に潜在している歴史・民俗資源を発掘します。生涯学習や学校教育などを通じて、地域文化に触れる機会を充実し、周知啓発を図ります。

歴史・文化資源の保全と活用

本町の歴史・文化を伝える資源については、適正な管理による保全を図るとともに、観光的に活用できる資源については、積極的な活用を検討します。

伝統文化や行事の保全・継承

伝統文化の保護・保存に向けた後継者の育成及び支援を行います。

各地域で開催されてきた祭りなどの歴史的な伝統や文化を保全するとともに、一層の充実を図ることで新たな文化を創出していきます。

会津本郷焼収集事業の推進

- ・ 県内外に流出した会津本郷焼の秀逸作品の継続的な収集を推進します。

歴史民俗資料館の整備

郷土学習の場や文化財に親しむ機会の充実に努め、町の歴史及び文化研究の拠点としての歴史民俗資料館の整備を検討します。

6 . 交流の推進

(1) 現状と課題

近年、交通・通信手段が飛躍的に発展し、経済活動から個人レベルまで社会生活の様々な場面において、人・もの・文化・情報などの交流が日本の他地域、さらには国境を超えて地球規模で展開されています。

こうしたなかで本町では、旧町単位では他市町村との交流が行われていましたが、国外の都市との文化交流や中学生・高校生の派遣など、国際交流はこれから の課題です。

その一方で、町内在住の外国人数も増加傾向にあり、地域のあり方に少なからず変化をもたらしあげています。そのため、住民レベルでの交流活動を充実するなど国際感覚に優れた人づくりを進めるとともに、外国人が生活し、来訪しやすい国際化に対応したまちづくりが求められています。

(2) 施策の基本方針

異文化への理解を深めるよう、さまざまな国や地域の人たちとの交流を促進し、国際感覚豊かな人づくりを進めます。

また、本町の魅力を全国に発信するとともに、多様な文化や芸能などに触れる機会を創出するために、国内都市との交流を促進します。

(3) 施策内容

国際交流の推進

住民を対象とした海外派遣や学校における実践的な外国語教育を推進するなど、外国の文化や価値観に触れる機会を提供し、国際感覚に優れた人づくりに努めます。

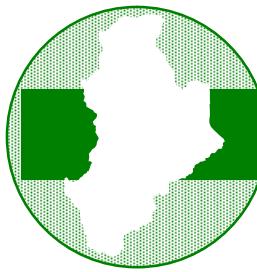
国際化への対応

外国語による案内やパンフレットの作成、案内サインの外国語表記を推進するなど、在住外国人が生活しやすく、外国人観光客が来訪しやすい環境づくりを進めます。

日本語を学習できる機会の充実や通訳ボランティアの育成など、言葉による障害を取り除く取り組みを推進します。

地域間交流の促進

これまでの姉妹(友好)都市との交流を促進し、交流づくりに努めます。また、国内都市との姉妹都市や友好都市の締結を検討します。



第5章

快適さと暮らし重視のまち

1. 計画的な土地利用の推進

(1) 現状と課題

本町の土地利用は、町域の7割以上を占める森林と北側の平野部に形成された市街地と農地などからなっています。旧会津高田町、旧会津本郷町の一部が都市計画区域に含まれ、用途地域の指定等による土地利用の規制と誘導を行っていますが、その他の大部分の地域は都市計画区域外となっています。そのため、町域の大部分において市街地の整備等に関する明確な方針が定まっておらず、計画的な土地利用の規制・誘導が十分に行われているとはいえない状況となっています。

また、市街地と新規に整備される予定のスマートインターチェンジを結ぶ道路、分散している旧町村単位の市街地相互を結ぶ道路など主要な幹線道路の周辺地域についても、適正な土地利用の誘導が求められます。

今後は、長期的かつ総合的な視点から本町が目指すべき土地利用の将来像をしっかりと見据え、整備、開発及び保全の方針を明確にし、計画的な土地利用を図っていく必要があります。

計画的で効率的な土地利用を図るうえで土地の実態を正確に把握することが重要になりますが、部分的に現在の登記内容について、土地境界の不明確、現地との不一致など土地の実態を正確に把握されていない状況にあります。そのため、限りある国土の有効活用・保全のために、地籍調査を推進する必要があります。

(2) 施策の基本方針

豊かな自然環境との調和を重視しつつ、住民の生活環境の向上を目指すため、国土利用計画等に基づき、適正かつ合理的な土地利用を進めるとともに、適正な土地管理の基礎となる地籍調査事業を推進します。

(3) 施策内容

計画的な土地利用の推進

土地利用や都市施設整備などを計画的に進めるため、住民・事業者との協働による都市計画マスター・プランを策定し、宅地化の誘導や農地の保全、拠点形成など合理的で機能的なまちづくりを推進します。

都市的利用区域と農業区域を明確にし、農用地を確保・保全するため、都市計画と農業振興地域の見直しや土地利用施策の方針を確立します。市街地と新規に整備される予定のスマートインターチェンジを結ぶ道路、旧町村の市街地相互を結ぶ道路などの幹線道路沿道の適正な土地利用を誘導します。

地域の特性を生かしたまちづくりの推進

地域の自然環境や歴史・文化等の特性や、これまで蓄積してきた都市整備に関するさまざまな経験を活かして、住民、事業者、行政との適切な役割分担のための仕組みづくりを進め、協働による良好なまちづくりを推進します。

地籍調査の推進

効率的な土地利用を推進するため、地籍調査事業を進めます。

2 . 市街地の整備

(1) 現状と課題

市街地中心部は旧来の商店、工場、住宅が混在している状態で、商店街の不振による空店舗や人口の空洞化による空家の増加、細い路地と木造家屋の集積、下水処理施設や公園緑地などの基盤整備の未整備など生活環境としての課題を抱えています。

また、市街地と市街地周辺の効率的な土地利用を促すために、土地区画整理と都市計画道路整備を積極的に推進してきました。今後とも市街地と周辺の発展や安全・安心のまちづくりを促進するために、計画的な区画整理の事業化を推進する必要があります。

合併により行政や商業・業務、教育、文化などの住民生活に必要なサービス・機能の利用、享受について、不安を抱えている住民が多い状況にあります。そのため、旧町村単位の市街地相互の機能連携を図りながら、各種機能の充実を図ることが求められます。

(2) 施策の基本方針

快適な住民生活や活力を創出する産業の振興を支え、将来にわたって安全で魅力的な地域の持続的な発展のために必要な、都市施設や都市機能の充実、土地区画整理事業の推進を図ります。

(3) 施策内容

市街地の整備

市街地の整備にあたっては、周辺の自然や景観が損なわれないよう環境に配慮しながら居住環境の向上、安全性の向上、商業・業務機能の活性化、公共的空間の創出や交通機能の改善など、これからの中長期的な社会経済動向を見据えて取り組みます。

生活を支える機能の充実

住民生活を支える商業、業務、金融、福祉、文化、行政などの各種機能については、住民が等しく利用できるよう、またサービスを受けられるように、計画的な機能の充実に努めます。

土地区画整理事業の推進

防災上問題を抱える地区や、地域の健全な発展のために積極的に市街化を進めるべき地区においては、土地区画整理事業により計画的な市街化を推進します。

3. 住宅・宅地の整備

(1) 現状と課題

近年の社会経済環境は、安定成長への移行、少子高齢社会、質の重視など成熟社会へと大きく変化し、それに伴い住宅に対する価値観やライフスタイルも多様化し、住宅政策のあり方にも大きな変化をもたらしています。これまで、会津若松市のベッドタウンなどとしての住宅の整備が進められ、平野部での新たな住宅供給が進む一方で、山間部では若年層の流出などにより過疎化が進み、地域ごとに住宅政策の課題も大きな差が生じています。

今後はこうした住宅・住環境に対する住民ニーズの多様化や地域ごとの特性に留意しながら、定住人口の確保や高齢者住宅対策、住まいの安全確保など住宅・住環境の向上、自然環境との共生に向けた取り組みを進めていく必要があります。

平成16年に景観法が施行され、全国的にも景観に対する取り組みが活発化しており、定住促進にもつながる歴史や文化を活かした魅力ある居住環境の創出に向けて、住民と行政が一体となって魅力ある街並み・景観づくりの取り組みを進めていく必要があります。

また、公営住宅については一部建築年度が古く、現在の生活ニーズとの不一致、老朽が進んでいるため、高齢者や障がい者への配慮などの視点を取り入れながら、老朽化住宅の建て替え・改善を計画的に進める必要があります。

(2) 施策の基本方針

豊かな自然環境や景観、安全性に配慮しながら、若者から高齢者までが安心して住み続けられ、誇りを持てる良好な住環境の形成に努めます。

(3) 施策内容

定住の促進

住宅マスター・プランなどの住宅に関する各種計画に基づき、魅力あるふるさとづくりのため、自然環境、固有の伝統、文化等地域が持つ特性を活かしながら、将来に資産として継承しうる質の高い居住空間を形成するための施策を推進します。

住宅用地の造成・分譲

若者や定年世代などの定住人口の確保に向けて、それぞれのニーズにあった居住環境を提供するなど、多様な世代が住み続けることができる各種支援策を講じます。
国土利用計画法及び開発行為指導要綱に基づいた適切な指導により、民間による質の高い住宅開発を促進します。

美しい街並み景観づくり

景観計画や景観条例に基づき、地域住民の理解と協力のもと、地域の歴史や文化を活かした統一感のある街並みや、緑化や環境美化の促進につとめ、住む人が誇れ、見る人が美しいと感じる街並みづくりを進めます。
違法広告物の撤去などにより、道路景観の美化を図ります。

公営住宅の建て替え・改善及び新規建設の推進
町営住宅の質の向上を促進するために、建て替えのみでなく、既存の町営住宅の住戸改善による活用などを総合的に検討し、計画的で効率的な町営住宅の整備・改善を図ります。

人と環境にやさしい住まいづくり

自然エネルギーの利用や、バリアフリー化・ユニバーサルデザインによる、人と環境にやさしい快適な住まいづくりを誘導します。

4. 道路ネットワークの整備

(1) 現状と課題

本町の骨格的な道路網は、磐越自動車道をはじめとして国道401号、主要地方道会津高田上三寄線、会津坂下本郷線によって形成されています。これらの骨格的道とともに町道など多くの道路が、住民の日常生活や経済活動を支えています。今後新たな拠点となる予定のスマートンターチェンジの整備推進とともに連絡する道路整備、国・県道の整備促進など、道路交通環境を充実していく必要があります。

生活道路については、集落間を結ぶ基幹的な町道の整備は進んできていますが、まだ幅員の狭い道路も多く、歩行者が安全に通行できる歩道の確保や緊急車両の通行に対応できる道路拡幅は遅れている状況であり、十分な幅員形成や歩道整備なども含め適切な整備・改良、除雪の充実など快適性や安全性の向上が求められます。高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者のために計画的なバリアフリー化を進めていくことも不可欠となります。また、良好な地域づくりに貢献する視点から、景観に配慮した道路環境づくり、舗装補修や除草・側溝清掃など道路の維持管理を充実していくことも必要になっています。

(2) 施策の基本方針

総合的な道路交通体系を確立するため、福祉や環境に配慮しながら、町内外を連絡する幹線道路から地域に密着した生活道路まで体系统的な道路整備を図り、人と車の安全で快適な移動を支える道路交通環境の整備を進めます。

(3) 施策内容

新たなインターチェンジの整備推進
新たな町の玄関口となる予定の新鶴スマートインターチェンジ整備を推進します。

幹線道路の整備
交通利便性や安全性の向上、渋滞緩和のため、主要道路の早期整備を進めます。

生活道路の整備
緊急時に対応するための生活道路の拡幅整備を進めるとともに、事故防止のため、維持対策や危険箇所の点検改良を行います。

人にやさしい道づくり
通学路や公共施設、商店街などを中心に、歩行者を主体とした段差のない歩きやすい歩道の整備を推進します。
誰にでもわかりやすい案内板・表示板を設置します。

道路除雪・防雪対策の推進
降雪時の安全確保と道路機能の維持のため、効率的な除雪作業を実施します。

5 . 公共交通の充実

(1) 現状と課題

公共交通としては、JR只見線があり町内に4駅が設置されています。本路線は、通勤・通学や観光客等の交通手段として利用されていますが、モータリゼーションの進展に伴い、利用客は年々減少しています。

バスは町内13系統の路線で運行し、通勤・通学、通院、買い物等地域住民の身近な交通手段となっていますが、利用者数が減少傾向にあることから、路線や運行時刻、鉄道との連絡などサービス面のさらなる充実が求められています。

今後、高齢化の進展などにより、通院や買い物、公共施設の利用などにおいて公共交通の役割は今以上に大きくなると見込まれることから、既存の公共交通機関相互のネットワーク化、きめ細かなサービスの充実などにより、一層の利便性の向上を図っていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

地域住民の身近な交通手段である地域バスの適正運行を推進するとともに、鉄道とバスの相互乗り換えの充実などを進め、バスや鉄道など公共交通機関の利便性を高めます。

(3) 施策内容

J R 只見線の利便性の向上
駅舎の改修や乗車サービスの充実などにより、
J R 只見線の利便性の向上を働き掛けます。
他の交通機関との連絡の向上、観光施設との連携などによる利用促進を図ります。

バス交通等の確保
住民ニーズや他の交通機関との連絡性を踏まえ
運行路線や運行時刻の再編を行い、バス路線の
確保に努めます。
高齢者等の交通弱者の交通手段を確保するため
に、新交通システム等の導入について検討を行
います。

6. 情報ネットワークの整備

(1) 現状と課題

近年はインターネットの普及がさらに広がりを見せ、各家庭や事業者においても、光ファイバーなどによるブロードバンド化が急速に進展しています。情報化の進展は、地域社会やまちづくりの様々な分野で大きな変化をもたらし、行政事務の効率化や高度化など住民生活に多大な利便性をもたらしています。

本町でも民間通信事業者が情報通信基盤を整備しブロードバンドサービスの提供を始めていますが、山間部ではブロードバンドサービスが提供されておらず、高度情報通信ネットワーク社会の形成が困難な状況になってしまい、地域間に情報格差が生じています。今後、電子行政を展開していくうえで、ブロードバンド環境の整備は住民生活になくてはならないものであるため、こうした地域間の情報格差の解消に努め、戸籍・保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体やユビキタス社会への対応なども含めた情報基盤の整備を進めていく必要があります。

また、個人間に情報格差が生じないよう、情報リテラシーの向上に向けた環境整備、個人情報保護法に基づく個人情報の厳重な管理を進めていくことも必要です。

光ファイバー
光を用いて情報を伝達する際に、光の伝送路として用いるきわめて細いガラス-ファイバー。

ブロードバンド
高速度で大容量のデータ転送のことを指す。動画の伝送など、ネットワーク上の高度なサービスを実現する。

ユビキタス社会
いつでもどこでも、利用者が意識せずとも、情報通信技術を活用できる環境が整った社会。

情報リテラシー
情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

(2) 施策の基本方針

情報通信基盤の充実による地域や行政の情報化を進めるとともに、情報格差を生じさせないよう住民の情報リテラシーの向上、個人情報の保護を図ります。

(3) 施策内容

地域情報基盤の整備

光ファイバー網等の高度情報通信基盤の整備や
公共公益施設における情報ネットワーク整備、
ユビキタスネットワークの整備など、高度情報
通信網の段階的な整備を推進し、住民誰もがそ
の利便性を享受できる環境整備に努め、町内全
域のIT化を目指します。

情報リテラシーの向上

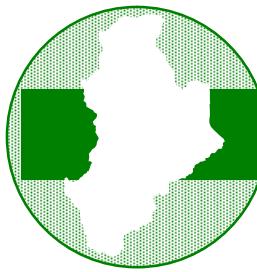
住民の情報リテラシーの向上を支援するため、
役場庁舎や社会教育施設などに情報端末を設置
し、多くの人がコンピュータに慣れ親しみ、利
用できる環境整備を進めます。
学校教育や生涯学習において、情報通信機器の
操作や情報活用のための学習機会の充実を図り
ます。

多様な分野における情報ネットワークの整備

最新の情報システムの導入や既存システムの改
善により、これまでの事務処理システムを変革
し、事務事業の効率化・省力化を進めます。
行政窓口や手続きの情報化と行政機関同士のネ
ットワーク整備を進め、住民の利便性の向上を
図ります。

個人情報の保護

住民基本台帳などの個人情報については、適正
な管理のもと取り扱いを厳重にします。



第6章

参画と協働で共に創るまち

1. 人権尊重のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

人権とは、人が生まれながらにして等しく持っている権利ですが、地域社会や価値観の多様化が進むなかで、人権に対する正しい理解と認識が十分になされず人権侵害などの問題が発生しています。人権の世紀といわれる21世紀を迎えた今でさえも、さまざまな偏見や差別の問題が存在し、人権尊重の理念が必ずしも定着しているとは言えない状況にあります。

人権問題は、住民一人ひとりの意識や行動に直接的にかかわるものであり、一人ひとりが大切にされるまちづくりを目指した人権感覚をはぐくむ教育の推進と充実を図り、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくことが必要です。

(2) 施策の基本方針

偏見や差別がなく、基本的人権が尊重された一人ひとりが大切にされるまちづくりを目指し、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動により、人権教育を進めます。

(3) 施策内容

人権啓発活動の推進

人権感覚をはぐくむ学習資料の整備や学習機会の充実、住民の認識と理解を深めるため、広報などを通じて、人権尊重のための啓発活動を推進します。

人権教育の充実

児童・生徒に人権問題を正しく理解させるため、学校・家庭における人権尊重教育の充実に努めるとともに、成人を対象とした人権教育の充実、強化を図ります。

2. 男女共同参画社会の形成

(1) 現状と課題

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢社会の進展や経済・産業の国際化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより大きな変革期に直面しています。こうした状況に対応し、活力ある社会を築き上げていくためには、男女がお互いの人格を尊重し、あらゆる分野において対等なパートナーとして参画し、責任を分かち合っていく男女共同参画社会を実現していくことが求められます。

男女共同参画に関する問題は、これまでの文化や慣行に深く根ざしており、住民一人ひとりが意識を高め、日々の生活のなかで実践していかなければ改善が進むものではありません。男女が社会の構成員として、あらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、個性や能力を十分に発揮して主体性を持った生き方ができる豊かで活力ある男女共同参画社会の形成のためには、家庭や地域、職場などに残っている男女の固定的な役割分担意識を見直し、男性も女性も共に家庭、地域、仕事に参画し、責任を分かち合うことが求められます。

男女共同参画
あらゆる分野において、女性も男性も性別に関係なく、自由な意思で計画を考え、共に責任を持ち、均等に利益を持つことができるバランスのとれた社会。

(2) 施策の基本方針

男女共同参画に関する住民意識の高揚や女性の社会参画を促進し、男女が平等に参画し、ともに個人としての能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

(3) 施策内容

男女共同参画に関する住民啓発の推進

広報などを通した情報提供や啓発イベントの開催などにより、男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、地域社会のさまざまな活動の場で男女共同参画を推進します。

家庭や職場、地域社会等での不合理な男女差別を撤廃するため、女性に対する相談体制や支援体制の確立など、男女共同参画社会への環境の整備を進めます。

あらゆる分野に参画できる女性人材の育成

審議会や委員会など町の政策決定の場における女性登用を推進します。

男女共同参画プランの策定

男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的方針を明確にするため、男女共同参画条例に基づき、男女共同参画プランの策定を進めます。

3. コミュニティ活動の促進

(1) 現状と課題

本町は3町村の合併によって新たなスタートを切ったところであり、まだ1つの町としてアイデンティティは十分に確立されているとは言えません。「会津美里町住民」としての一体感を醸成し、「会津美里町」への住民の愛着を深めていくためには、地域ごとの個性や特徴を尊重しつつ、地域間の交流を促進し、新たな枠組みによるコミュニティ形成を図っていく必要があります。

また、若年層の流出、核家族化などの進展とともに、住民のライフスタイルや価値観が複雑多様化するなか、古くからの地域コミュニティや農村社会の特徴は次第に薄れ、コミュニティに対する考え方の希薄化、核となる人材の不足などにより地域における住民相互の交流や連帯感は弱まりつつあります。特に、新たな宅地造成などにより転入住民が多い地域では、住民同士の交流や意思疎通が円滑に行われないこともあります。地域住民同士の交流を深め、良好な地域コミュニティを育成していくことが求められます。

また、高齢化により一人暮らしの高齢者が増える傾向にあります。子育てを含めて高齢者などの支援を地域みんなで支える取り組みも求められます。

アイデンティティ
自分が自分であるという独自性、主体性。地域におけるアイデンティティとは、他の地域とは異なった地域の特性、個性のこと。

(2) 施策の基本方針

自治会などの地域における住民活動を支援し、良好な地域コミュニティを育成するとともに、地域間の交流を活発化し、「会津美里町住民」としての一体感の醸成や愛着づくりを進めます。

(3) 施策内容

コミュニティの育成支援

地域住民相互の交流を促し連帯意識を高め、良好な地域コミュニティの形成を推進する自治会などの地域コミュニティ組織の確立と自主的な地域活動を支援します。

地域住民が地域活動の場として安全かつ快適に活用できる地域コミュニティ施設の整備・充実を支援します。

町内地域間交流の推進

合併前の3町村において育まれてきた個性や特徴を尊重しつつ、町全体が1つになったイベントや催し物を開催するなど交流機会の充実を図り、相互の交流や理解を促進します。

地域子育て・介護ネットワークの構築

子育て、介護に対する地域の役割を改めて見直し、子育てや介護に関して地域で助け合う仕組みづくりを支えるとともに、ボランティア団体の育成とネットワーク化などを図ります。

山間地域のコミュニティ再編の検討

過疎化や高齢化の進む山間地域において、地域コミュニティが形成できるよう再編について検討します。

4. 住民と行政とのパートナーシップの強化

(1) 現状と課題

地方分権が進み、これからのかまちづくりにおいては、町が自らの責任と選択のもとに、地域の個性や特徴に応じて、住民の声を反映したきめ細かな施策を展開していくことが今まで以上に重要になってきます。こうした施策展開を行うためには、住民と町がそれぞれ主体的な役割を発揮し、お互いに自立し、協力していくことが必要であり、パートナーシップに基づく協働まちづくりの推進や、ホームページや広報紙などにより、町政に関する情報のきめ細やかな発信とともに、住民からの意見の収集を図るところが求められます。

近年、NPO やボランティアなどの住民活動が少しずつ活発化してきていますが、人的、財政的基盤が脆弱であるなど活動環境の整備が不足しています。また、住民のボランティア活動への関心や参加意欲は高いものの具体的な参加に至っていないことが多い、行政や事業者、住民のなかでもボランティアなどの活動に対する理解が不足している状況も問題となっており、こうした住民活動に対する意識の啓発を図るとともに、活動に対する支援を行っていくことが必要とされています。

(2) 施策の基本方針

住民と行政が役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていくために、協働まちづくりの仕組みを構築するとともに、情報の収集と発信、積極的な住民参加に向けた支援、ボランティア・NPOなどの活動の支援を行います。

(3) 施策内容

協働まちづくりの仕組みづくり

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針を明確にし、具体的な取り組みを実行していくための条例の制定を検討します。

審議会や委員会などへの公募委員の登用や住民ワークショップの開催、パブリックコメントを推進するなど、政策立案過程での住民参画の機会を充実します。

住民意向を的確に町政に反映するための地域審議会の設置、地域のまちづくりを支援するための基金造成等について検討します。

情報の収集・発信

開かれた行政の推進に向けた情報公開を進めるとともに、行政懇談会等の開催など多様な機会を通して、情報の収集・発信に努めます。

電子自治体の構築を推進し、インターネットや携帯端末をはじめ多様なメディアを効果的に利用した情報提供機能の充実を進めます。

広報誌の充実

広報紙やホームページなどによる広報活動を充実するとともに、役場や公共施設に町政情報コーナーを設置し、効率的な行政情報の提供を行います。

積極的な住民参加に向けた支援

ボランティア・N P Oなどの活動の推進や、町内会・まちづくり団体等の支援・育成に努めるとともに、活動拠点となる施設整備について検討します。

意識の高揚を図るためのイベントやセミナーなどを開催します。

5 . 自立した自治体経営の確立

(1) 現状と課題

地方分権の進展により、各地方公共団体は自らの判断と責任のもとに地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されています。同時に、全国の地方自治体は過去に例を見ない財政難に直面しており、本町においても、長引く景気の低迷などの影響を受け、厳しい財政運営を強いられています。その一方で、本町は本庁舎と2つの分庁舎で行政運営を行っていますが、維持管理経費の増大、行政サービスの低下などが課題となっており、早急な対応も求められています。

これからの行政運営は、厳しい財政状況のなかで、ますます複雑化・多様化する住民ニーズに適切に対応していくことが求められており、中・長期的な財政状況を展望し、経費の節減合理化や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、財政分析・評価手法を導入しながら、財源の重点配分に努め、計画的、効率的な財政運営予算や人材、施設などの限られた行政資源を適切に配分し、有効活用していくことが必要になります。また、課税の適正化や納税意識の高揚などによる財源確保に努めることも求められます。

行政ニーズは今後もますます複雑化・多様化するものと予想され、町単独で課題解決に取り組むだけではなく、福島県や周辺市町村や共通の課題を有する行政団体と一緒に連携を強化し、効率的な行政運営を図っていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

地方分権の時代にふさわしい自立した自治体としての役割を果たすため、行政サービスの向上や行政職員の意識啓発、効率的で健全な行財政運営を推進します。

(3) 施策内容

効率的な行政運営

効率的な行政運営を戦略的かつ計画的に推進するため、機構改革計画を策定します。

公正な評価に基づく有効かつ効率的な行政活動を行うため、事務事業評価システムの導入を推進します。

事務事業の実施や施設の整備・管理運営にあたっては、PFI導入、民間委託の推進、指定管理者制度の活用などにより、民間の活力やノウハウを有効に活用します。

住民サービスの水準が低下することのないよう、事務事業量に応じた職員の適正配置と定員管理に努めます。

分庁舎方式にあわせて関係窓口の統合を図るとともに、IT活用を推進するなど行政窓口機能の充実を図ります。

健全な財政運営

収納率の向上を始め、未利用財産の処分、工業団地及び住宅団地の早期売却に努めるとともに、その他税収向上のための諸施策を講じ、自主財源の確保に努めます。

事務事業の見直しを含めた経常経費の削減や、既存の施設等の有効活用を図りながら行財政の健全化に努めます。

費用対効果を踏まえた財源の重点的・効率的な配分に努め、財政構造の健全化を推進します。

行政サービスの費用負担区分を明確にし、行政サービスと負担の適正化に努めます。

職員意識の改革

職員研修を充実するとともに、職員による自主的な学習・研究活動を促進し、職員の意識改革や職員提案制度の確立など政策形成能力、接客サービス力の向上に努めます。

広域行政の推進

周辺市町村との連携を図り、広域事業の効率的な運営と業務内容の充実を図ります。

観光、交通、防災、医療などあらゆる分野において、既存の枠組みに捉われない新たな広域連携を推進します。

事務事業評価システム

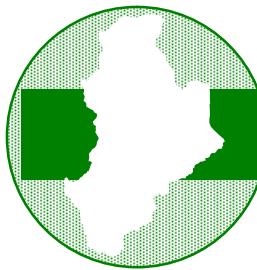
行政が行う施策や事務事業について、住民の視点に立って住民の便益あるいは満足度がどれだけ向上したかという観点から、費用対効果も精査しながら、できる限り客観的にわかりやすく、その有効性や効率性を評価するものであり、その評価結果を今後の予算編成や企画立案等に生かすことにより、効果的で効率的な行財政運営をめざすもの。

PFI

「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

重点事業

1 . 四季に輝くやすらぎのまち.....	106
2 . 活力にあふれる産業のまち.....	107
3 . 健やかで優しい福祉のまち.....	107
4 . 学びと楽しさの文化のまち.....	108
5 . 快適さと暮らし重視のまち.....	109



重点事業

1. 四季に輝くやすらぎのまち

主な施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・本郷地域上水道第9次拡張事業・配水管ループ化事業・佐賀瀬川配水池整備事業・石綿セメント管更新事業・旧水道施設解体整地事業・東尾岐飲料水供給施設整備事業・赤留ポンプ場ポンプ更新事業・上下水道台帳システム管理整備事業・水道集中管理システム改修事業・水道管理拡張事業（関山）・新鶴工業団地配水管布設事業・高田地域公共下水道事業・高田地域浄化槽設置整備事業・本郷地域公共下水道事業・本郷地域浄化槽設置整備事業・新鶴地域農業集落排水統合補助事業（団体営）・新鶴地域農業集落排水統合補助事業（県営）・新鶴地域浄化槽市町村整備推進事業・生ごみ堆肥化施設整備事業・墓地整備事業・都市下水路整備事業（82.5ha）・災害防除事業（左下り地区、L=400m）・防災行政無線整備事業・消防設備更新事業・消防施設整備事業・消防法被・作業衣新調

2. 活力にあふれる産業のまち

主な施策・事業
・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（宮川2期）（アロケーション事業〔歩道工〕含む）
・ふるさと農道緊急整備事業（高田・八木沢）（アロケーション事業〔歩道工〕含む）
・低コスト・省力化米づくり促進事業
・農産物加工直売所等設置補助事業
・農地基本台帳電算化及び農地情報システム活用事業
・中山間地域直接支払事業
・品目横断的経営安定対策事業
・農地、水、環境保全向上対策事業
・強い農業づくり交付金事業
・資源循環施設整備事業
・森林病害虫等防除事業
・森林整備地域活動支援交付金事業
・中心市街地活性化事業
・あいづ本郷北工業団地造成事業（2.1ha）
・会津本郷焼振興施設整備事業
・ミュージアム建設事業
・道の駅整備事業
・観光駐車場整備事業
・せせらぎ緑地整備事業
・公共サイン整備事業

3. 健やかで優しい福祉のまち

主な施策・事業
・児童館整備事業
・高齢者福祉施設整備事業

4 . 学びと楽しさの文化のまち

主な施策・事業
・複合文化施設整備事業
・幼稚園改修事業
・宮川小学校校舎建築事業
・高田1中校舎増築事業
・小中学校コンピュータ整備事業
・小中学校耐震診断及び改修事業
・小中学校施設整備事業
・学校給食センター施設改修事業
・公用地取得事業
・社会体育施設耐震診断及び改修事業
・向羽黒山城跡整備事業
・下野街道整備事業
・文部科学省情報システム整備事業

5 . 快適さと暮らし重視のまち

主な施策・事業
<ul style="list-style-type: none">・家西地区土地地区画整理事業（7.0ha）・街なみ環境整備事業（瀬戸町地区）・公営住宅整備事業・公営住宅ストック総合改善事業（布才地住宅外壁改修事業）・吹上台第3期造成事業・集落移転事業・新田南線整備事業・3169号線整備事業（大字西本地内）・上小沢・出戸田沢線整備事業・大石線・三日町線整備事業・横町地区門前町整備事業・本郷南線・本郷南中線整備事業・3254号線整備事業（字安田～字御田地内）・本郷中学校線整備事業・3061号線整備事業（字漆原～字布才地地内）・3296号線整備事業（字権現宮～笹清水地内）・2005号線整備事業（字高田～八木沢字太子堂地内）・新田・上新田線整備事業・新鶴PAスマートインターチェンジ整備事業・生活道路整備事業（墓地内道路）・コミュニティバス整備事業・固定資産台帳管理システム電算化事業・滞納整理システム電算化事業・公園管理システム電算化事業・情報通信格差是正事業

資料編

1 . 会津美里町第一次振興計画策定の経緯	110
2 . 会津美里町振興計画審議会条例	111
3 . 会津美里町振興計画審議会委員名簿	113
4 . 質問書（会津美里町振興計画審議会）	114
5 . 答申書（会津美里町振興計画審議会）	115
6 . 会津美里町地域審議会条例	117
7 . 会津美里町地域審議会委員名簿	119
8 . 質問書（会津美里町地域審議会）	120
9 . 答申書（会津美里町地域審議会）	121
10 . 会津美里町まちづくり計画策定の経緯	125
11 . 町村合併に関する住民意向調査票	126
12 . 「町村合併に関する住民意向調査」結果	134

1. 会津美里町第一次振興計画策定の経緯

年 月 日	経 緯
H17.12.15	広報あいづみさと「お知らせ版」に町振興計画審議会委員公募の掲載
H18. 1. 18	第1回町振興計画審議会
H18. 1. 19	第1回本郷地域審議会
H18. 1. 20	第1回高田地域審議会 第1回新鶴地域審議会
H18. 1. 31	第2回新鶴地域審議会
H18. 2. 1	第2回高田地域審議会
H18. 2. 2	第2回本郷地域審議会
H18. 2. 6	高田地域審議会の答申 新鶴地域審議会の答申
H18. 2. 9	本郷地域審議会の答申
H18. 2. 13	第2回町振興計画審議会
H18. 2. 20	第3回町振興計画審議会
H18. 2. 23	町振興計画審議会の答申
H18. 3. 20	3月定例議会にて議決

2. 会津美里町振興計画審議会条例

会津美里町振興計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津美里町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、会津美里町振興計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 一般住民

(2) 学識経験者

(3) 関係団体の役職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が会議のため出席したとき、又は公務のため旅行をしたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年会津美里町条例第42号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて任命される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3. 会津美里町振興計画審議会委員名簿

会津美里町振興計画審議会委員名簿

：会長、　　：副会長

(敬称略)

区分	氏名	備考
第3条2項1号委員 (一般住民)	上 杉 速 史	高田地域自治区長連絡協議会長
同上	齋 藤 順	本郷地域自治区長会副会長
同上	山 田 隆 義	新鶴地域自治区長会長
同上	石 川 栄 子	合併協議会委員(高田)
同上	淺 野 一 夫	合併協議会委員(本郷)
同上	坂 内 芳 枝	合併協議会委員(新鶴)
同上	積 田 秀 雄	公募委員
同上	長 谷 川 啓	公募委員
第3条2項2号委員 (学識経験者)	山 浦 栄 子	特別職経験者(高田)
同上	大 石 徹	特別職経験者(本郷)
同上	渡 部 一 春	特別職経験者(新鶴)
第3条2項3号委員 (関係団体の役職員)	山 内 祐太郎	会津みどり農業協同組合 新鶴総合支店長
同上	秋 山 喜 美	会津高田町商工会長
同上	新 國 武 彦	会津美里町教育委員会委員長
同上	濁 川 和 美	会津美里町民生児童委員協議会長

4. 質問書（会津美里町振興計画審議会）

18会政第32号
平成18年1月18日

会津美里町振興計画審議会会長様

会津美里町長 渡部英敏

会津美里町第一次振興計画について（質問）

会津美里町振興計画審議会条例（平成17年10月1日条例第14号）第2条に基づき、会津美里町第一次振興計画を策定することについて貴審議会の意見を求めます。

添付書

1 会津美里町第一次振興計画書（案）

5. 答申書（会津美里町振興計画審議会）

18会美振審第1号
平成18年2月23日

会津美里町長 渡部英敏様

会津美里町振興計画審議会
会長 上杉速史

会津美里町第一次振興計画について（答申）

平成18年1月18日付け18会美政第32号をもって諮問のありました会津美里町第一次振興計画につきまして、慎重に審議した結果、次のような結論に至りました。

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として策定された「会津美里町まちづくり計画」に沿ったものであり、本町の将来像に向け推進すべき取り組みの方向は概ね適切であることから、原案のとおり定めることを適當と認め、これを答申します。

なお、計画実現のため諸施策の実施にあたりまして、下記の意見を付し要望します。

記

1. 快適な環境づくりの推進

会津美里町の名前とのおり「美しい里」として、本町の魅力を県内外に発信するため、本町が誇る豊かな自然環境や景観を資源として活用し、公園、緑地、水辺の整備、美しい景観形成など潤いと安らぎをもたらす魅力ある環境づくりの推進に努めること。

2. 防犯体制の充実

子供が犯罪に巻き込まれる事件が増加していることから、警察、行政及び地域住民の連携をより一層強化し、安全なまちづくりを進めること。

3. 産業の振興

本町の基幹産業である農業の振興を図るため、農業生産基盤の整備、優れた担い手の育成及び新宮川ダムの有効利用に努めるとともに、行政、農協及び関係団体等が今まで以上に一体となり取り組み、各種支援、施策を行うこと。

商業・サービス業の振興にあたり、本町の消費者が町外へ流失し後継者不足に悩む中で、近隣市町村への大型店の出店には広域的に対応することなど、商業・サービス業が活性化するための各種支援・施策を行うこと。

「農業と商業」、「農業と観光」など異なる産業の連携が今後ますます重要になることから、新たな市場の開拓や取り組みに対して積極的に支援を行うこと。

産業の振興、企業誘致による雇用の場の確保及び地域の活性化に大きく寄与する「磐越自動車道新鶴PAスマートインターチェンジ」の恒久化の取り組みを強化すること。

4. 少子化対策

子育て支援として、住民の要望が多い生後まもない乳児の保育受け入れを検討するとともに、未利用施設・空き教室の有効活用による小学校単位での学童保育の実施など、若い世代が安心して子供を生み、育てていくことができる環境づくりに努めること。

5. 学校教育の充実

幼児教育の一層の充実を図るため、幼稚園と保育所の教育内容の一体化を検討されたい。

また、未来を担う子供たちを育成し新町の発展につなげるためにも、教育の現場にある様々な問題の解決に努め、学校教育の充実に取り組むこと。

6. IT時代への対応

インターネットなどの情報ネットワークの拡大、IT（情報技術）の目覚ましい進展の中で、住民がその利便性を容易に享受できる施策、又は、情報技術の修得や能力の向上を図るための施策を強化すること。

7. 自立した自治体経営の確立

行財政改革を進める中で、大幅な職員数の削減が予定されているが、住民サービスの水準が低下することのないよう措置を講ずること。

また、各種施設の整備にあたっては、安易に施設を建設することなく既存施設の有効活用を図り、財政の健全化に努めること。

8. 数値目標の設定

各種計画・指針等の策定にあたっては、できる限り数値目標を明記することとし、計画に対する実効性の確保を図ること。

6. 会津美里町地域審議会条例

会津美里町地域審議会条例

平成17年10月1日

条例第185号

(設置)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

名 称	設 置 区 域
高田地域審議会	合併前の会津高田町の区域
本郷地域審議会	合併前の会津本郷町の区域
新鶴地域審議会	合併前の新鶴村の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じてその設置区域に係る次の事項を審議し、答申する。

- (1) 新町の建設計画の変更に関する事項
- (2) 新町の建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新町の基本構想の策定及び変更に関する事項
- (4) 重要な施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は各審議会の設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 自治区長
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された者

3 前項第4号の委員の人数は、3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、その属する審議会の設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、任期中最初の会議は町長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができます。

(審議会の意見聴取等)

第8条 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、各設置区域を所管する支所において処理するものとし、必要に応じて総合政策課において連絡調整を行う。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

7. 会津美里町地域審議会委員名簿

会津美里町地域審議会委員名簿

[高田地域] : 会長、 : 副会長

(敬称略)

区分	氏名	備考
第4条2項1号委員(自治区長)	上杉 速史	区長会代表
第4条2項2号委員(公共的団体代表)	眞部 昭夫	農業者団体代表
同上	丹藤 宏章	商工業団体代表
同上	加藤 昭次	その他団体代表
第4条2項3号委員(学識経験者)	入江 守夫	元特別職経験者
同上	橋爪 伸喜	元合併協議会委員
同上	星 英一	元合併協議会委員
第3条2項4号委員(公募委員)	星房 雄	
同上	石川 栄子	
同上	鹿野 敏子	

[本郷地域]

区分	氏名	備考
第4条2項1号委員	齋藤 順	区長会代表
第4条2項2号委員	星 幸一郎	農業者団体代表
同上	多田 秀一	商工業団体代表
同上	宗像 亮一	商工業団体代表
同上	大竹 勉	保健福祉関係代表
第4条2項3号委員	星 善吉	元特別職経験者
同上	歌川 みさ子	元合併協議会委員
同上	水野 俊彦	元合併協議会委員
第3条2項4号委員	佐藤 康子	
同上	坂内 啓造	

[新鶴地域]

区分	氏名	備考
第4条2項1号委員	鈴木 義明	区長会代表
第4条2項2号委員	鈴木 明	農業者団体代表
同上	五十嵐 一夫	商工業団体代表
同上	風間 陽子	教育関係団体代表
第4条2項3号委員	渡部 一春	元特別職経験者
同上	木村 俊一	元合併協議会委員
同上	坂内 芳枝	元合併協議会委員

8. 質問書（会津美里町地域審議会）

18会美政第35号

平成18年1月19日

(20)

会津美里町本郷地域審議会会長 様
(会津美里町高田地域審議会会長 様)
(会津美里町新鶴地域審議会会長 様)

会津美里町長 渡部 英敏

会津美里町第一次振興計画について(質問)

会津美里町地域審議会条例(平成17年10月1日条例第185号)第3条第1項第3号の規定に基づき、会津美里町第一次振興計画を策定するにあたり貴審議会の意見を求める。

添付書

- 1 会津美里町第一次振興計画書(案)

9. 答申書（会津美里町地域審議会）

[高田地域]

18高審第1号
平成18年2月6日

会津美里町長 渡部英敏 様

会津美里町高田地域審議会
会長 橋爪伸喜

会津美里町第一次振興計画について（答申）

平成18年1月20日付け18会美政第35号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 この計画については、適当と認めます。

2 振興計画に係る意見

(1) 少子高齢化対策

合併後においても、出生者の減少や死亡者の増加は止まらず、未婚者数をみても依然として多く、人口減少に歯止めがかからない状態が続いている、子育て支援事業をさらに充実するため、少子化対策室等の設置も検討しながら早急に取り組むこと。

また、高齢化対策は大きな課題となっており、健康・福祉の充実を図り、安心して住める「高齢者にやさしいまちづくり」のための事業を重点事業として進めること。

(2) 自立した自治体経営の確立

行財政改革は、人件費等の削減が必要不可欠であり、一番効果が大きいものであります。合併後の進捗状況や実態を踏まえ、組織機構のみならず、施策事業全般にわたり具体的な数値目標を設定しながら、必要により見直しを図るなど、自立した自治体経営の確立を図ること。

(3) 会津美里町ものづくりブランド化

町は優れた会津米や豊富な農産物、各種工芸品などの特産物があり、これらを生かした新たな開発や特産物のブランド化を図っていくべきと考えます。特に宮川の清流に育まれた米のブランド化や特産物の開発を進めること。

(4) IT情報発信によるまちづくり

町の観光資源は、広範囲にわたり貴重な文化財をはじめ、宮川などの清流に代表される自然環境にも恵まれてあります。

IT情報を有効に活用して、新生会津美里町の情報を発信するとともに、住民の利便性をさらに高めるため、情報通信を用いた各種申請手続きや高齢者の健康管理などができる情報化に即応したまちづくりを進めていくこと。

[本郷地域]

1 8 本 審 第 2 号
平成 18 年 2 月 9 日

会津美里町長 渡部 英敏 様

会津美里町本郷地域審議会長 星 善 吉

会津美里町第一次振興計画について（答申）

平成 18 年 1 月 19 日付け 18 会美政第 35 号で諮問ありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとあります。

記

1、この計画については、適當と認めます。

2、振興計画に係る意見

(1) 健全な財政運営

本町においても、国の財政構造改革が進み、国からの交付金や補助金などの歳入が減少するなど町財政運営は、年々きびしくなることが予想される。

そのため、大規模施設等の整備計画にあたっては「ハコモノ行政」などと言わることがないように、住民のニーズを勘案するともに、将来の財政負担増等を考慮し、代替施設の活用を精査するなど、町財政悪化の要因につながらないよう慎重に進めること。

(2) 観光拠点づくり

本町では、貴重な歴史・文化・自然・街並み等の観光資源を活かした広域観光体制の整備が計画されている。当本郷地域においては、観光スポットごとに既存の家並み等を生かした街並み整備事業を進めているが、街中を散策しながら「見て楽しむ」「歩いて楽しむ」魅力ある回遊的な観光地とするためにも、駐車場、トイレなどの施設も併せた整備を進めること。

更に、観光や商業の活性化を図るために情報収集や発信のため、高度情報化の推進を図ること。

(3) 防災体制の充実

本町においても、地震を含めた災害に対する総合的な防災体制の充実が求められている。特に、災害発生時、住民に瞬時に伝達できる防災無線設備等の整備や避難場所に通じる重要な役割を果たす道路網の整備が急務である。

とりわけ、災害時の避難場所に指定されている本郷第一小学校周辺部は、道路が狭隘のため、児童の災害防止や安全、防犯の面からも整備を図ること。

また、住民に対しては、災害危険箇所、浸水想定区域、避難路、避難場所など防災情報の伝達に努めること。

(4) 自立した自治体経営の確立

現在は地方分権の時代といわれ、町では自らの判断と責任のもとに住民のニーズに適切に対応することが求められている。しかし、一方では国庫補助金・負担金の縮減・廃止、地方交付税の縮小、財源移譲など「三位一体の改革」により町財政事情は極めて厳しい状況にある。

町としては、中・長期的な財政状況を踏まえ、経費の節減合理化や自主財源の確保・拡充、財政分析、各種事業評価や財源の重点配分など効率的な財政運営を図ることにより、自立した自治体経営の確立を図ること。

(5) 行政と住民とのパートナーシップの強化

本町においても、地域の個性や特徴を活かし町民のニーズを反映した施策を実行することが、今まで以上に求められてくることが予想される。

そのため、重要な事業の政策展開にあって政策立案時はもとより、進行管理や検証などの全ての過程に住民が参加できるプロジェクト体制を確立し、町と住民のパートナーシップの強化による協働のまちづくりを進めること。

[新鶴地域]

18新審第1号
平成18年2月6日

会津美里町長 渡部英敏様

会津美里町新鶴地域審議会長 渡部一春

会津美里町第一次振興計画について（答申）

平成18年1月20日付け18会美政第35号で諮問ありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

当新鶴地域審議会は原案に同意します。
尚別添の意見が寄せられました。

第一次振興計画関係意見

- 1 あいづ本郷北工業団地造成事業について
今高田工業団地等があつて、何故売れ残った物件を売らないで
あいづ本郷北工業団地造するのか
- 2 農業関連団体を農協と明確に追加してほしい
町・村の現状評価について
不満の点 「働きがいのある職場」重点をおいて進めてほしい
- 3 合併してから 旧新鶴村のときは良くても合併後悪くなつた
(例:大腸がん検診)合併後アンケート調査をして意見を反映してはどうか
- 4 合併後高田・本郷に合わせて半額(助成金)にされクラブ活動、県大会出場する自己負担が増えた。 前もって知らされればよかったです。
- 5 重点事項については現在進んできたなかで各事項については時間がかかる
ても実行に移ってほしい。
- 6 IC関係スマートIC社会実験が恒久設置に向けて整備されるようにお願い。
地域にある財産資源を有効利用されたい。吹上公園一帯陸上競技利用促進

その他

- 1 カラフルなバスが誰も乗っていなくともったいない
- 2 除雪の体制はどうなっているか
- 3 今までの体制でオペレーター
苦情 支所 建設課の流れで 支所は窓口受付
大腸がん検診の件は 新鶴の保健協力員がやりたくないのではなく
高田がやらないのでやめる。
地域の尊重、昨年までやったのが今年もあるものだと思っても、終わりの
設定をしていないので伝わらない。

10. 会津美里町まちづくり計画策定の経緯

年 月 日	経 緯
H15.6	まちづくり計画（新町建設計画）にかかる住民意向調査の実施
H15.7～	住民意向調査結果を踏まえ新町将来構想の策定作業
H15.10.1～	将来構想・建設計画の協議（第6回協議会～）
H15.11.5	新町将来構想承認
H15.12.6～12.7	合併協議会主催の説明会(合併リレーションポジウム)の開催
H15.12.8～1.26	地区説明会の開催（延べ36箇所）
H16.3.4	新町建設計画（素案）県事前協議
H16.4.5	新町建設計画（素案）県事前協議に対する回答
H16.4.20	新町建設計画（修正素案）県事前協議
H16.5.25	新町建設計画（修正素案）県事前協議に対する回答
H16.7.30	会津美里町まちづくり計画の承認
H16.8.6	新町建設計画の県正式協議
H16.8.25	新町建設計画県正式協議に対する回答
H16.8.26	県指示事項に伴う新町建設計画の一部修正 承認
H16.8.18～9.2	地区説明会の開催（延べ56箇所）
H16.9.10	新町建設計画を総務大臣及び県知事へ送付

町村合併に関する住民意向調査 ご協力のお願い

こんにち、交通・情報通信網の発達、日常生活圏の拡大、少子・高齢化の進展等を背景に、市町村に求められる行政サービスも多様化・高度化しています。このような時代の要請に対応するため、「市町村合併」により一つの自治体となって意志決定、事業実施を行うことも有効な方策として考えられます。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村におきましても、去る3月3日に合併協議会を設立し、21世紀の魅力あるまちづくりにむけて協議を進めております。

そこで、会津高田町・会津本郷町・新鶴村にお住まいの方を対象に、合併するとしたらどのようなまちづくりを目指すのか、そのためにはどのような事業を行うのかといった新しいまちの将来に対するご意見やお考えを伺い、新しいまちの将来構想・新町建設計画に反映させていきたいと考えております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の目的、趣旨をご理解のうえ、本調査にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

平成15年6月

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

記入上の注意

1. このアンケートは、世帯員どなたが記入していただいても結構です。
2. お答えは、設問ごとに(1つに印)(2つまで印)などそれぞれ指定されていますのでご注意ください。

印は、番号を囲むように濃くつけてください。(例. 1.)

3. 6月29日(日)までにご記入の上、各行政区長さんへ提出してください。
4. この調査票についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会事務局

TEL 0242-55-1191

はじめに、あなたご自身のことについておたずねします。

問1 あなたご自身のことについて、それぞれの項目ごとにあてはまる番号1つに印をつけてください。

	会津高田町	1. 高田地区 2. 永井野地区 3. 旭地区 4. 藤川地区 5. 赤沢地区 6. 尾岐地区 7. 東尾岐地区
(1) あなたのお住まいは	会津本郷町	1. 本郷地区 2. 福重岡地区 3. 氷玉地区 4. 大石地区 5. 穂馬地区
	新鶴村	1. 新屋敷地区 2. 和田目地区 3. 立石田地区 4. 小沢地区 5. 沼田地区 6. 佐賀瀬川地区 7. 上平地区 8. 米田地区 9. 境野地区 10. 鶴野辺地区
(2) あなたの性別は		1. 男 2. 女
(3) あなたの年齢は		1. 20歳未満 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70歳以上
(4) あなたの職業は		1. 農林業 2. 自営業（商業・工業・サービス業等） 3. 勤め人（会社員・公務員等） 4. 学生 5. 主婦 6. 無職 7. その他

日常生活圏についておたずねします。

問2 あなたの日常生活の中で最もかかわりの多いまち・地域はどこですか。次の(1)~(6)それぞれについてあてはまる番号1つに印をつけてください。

	会津高田町	会津本郷町	新鶴村	北会津村	会津若松市	会津坂下町	郡山市	その他	就学・就労していない
(1)通学先・勤務先	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.
(2)日用品の買物	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	
(3)耐久消費財(テレビ・家具など)の購入	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	
(4)映画・音楽などの娯楽	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	
(5)スポーツ・レクリエーション	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	
(6)病院や診療所	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	

お住まいの町・村の現状についておたずねします。

問3 あなたは、お住まいの町・村の現状をどう思いますか。下記の(1)~(21)の各項目についてそれぞれあてはまる番号1つに印をつけてください。

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
(1)自然環境の豊かさ	1.	2.	3.	4.	5.
(2)火災や災害からの安全性	1.	2.	3.	4.	5.
(3)道路の整備状況	1.	2.	3.	4.	5.
(4)交通機関の便利さ	1.	2.	3.	4.	5.
(5)騒音・振動・悪臭等の環境	1.	2.	3.	4.	5.

次ページに続きます。

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
(6)ごみの収集・処理の状況	1.	2.	3.	4.	5.
(7)下水・排水の処理状況	1.	2.	3.	4.	5.
(8)上水道の整備状況	1.	2.	3.	4.	5.
(9)公園・緑地・広場の整備状況	1.	2.	3.	4.	5.
(10)スポーツ活動や施設整備の状況	1.	2.	3.	4.	5.
(11)生涯学習活動、芸術・文化活動や施設整備の状況	1.	2.	3.	4.	5.
(12)子どもの教育環境	1.	2.	3.	4.	5.
(13)子育て支援の状況	1.	2.	3.	4.	5.
(14)国内外との交流活動	1.	2.	3.	4.	5.
(15)男女平等意識や女性の社会参画の状況	1.	2.	3.	4.	5.
(16)保健・医療サービスや施設整備の状況	1.	2.	3.	4.	5.
(17)福祉サービスや施設整備の状況	1.	2.	3.	4.	5.
(18)働きがいのある職場	1.	2.	3.	4.	5.
(19)日常の買い物の便利さ	1.	2.	3.	4.	5.
(20)人情味や地域の連帯感	1.	2.	3.	4.	5.
(21)行政情報や催事情報の提供状況	1.	2.	3.	4.	5.

町村合併についておたずねします。

問4 現在、会津高田町・会津本郷町・新鶴村で合併協議会を設置し、合併に関する協議・検討を行っています。あなたはこのような動きについてご存じですか。（1つに印）

- 1. よく知っている
- 2. 少し知っている
- 3. 知らない

問5 あなたは、このような動きにどの程度関心がありますか。（1つに印）

- 1. 非常に関心がある
- 2. 少し関心がある
- 3. あまり関心がない
- 4. 全く関心がない

問6 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとしたら、あなたはどのような効果を期待しますか。（2つまで印）

- 1. 他の自治体にあった保育所や文化・体育施設が自由に使えるようになる
- 2. 各種の行政サービスが充実され、将来も安定的に提供できる
- 3. 専門的・高度な能力を持った職員を確保・育成できる
- 4. 行政事務の効率化により経費削減につながる
- 5. 道路・公共施設整備や土地利用など、広域的な視点からのまちづくりが行える
- 6. 観光などの産業振興に広域的に取り組める
- 7. 重点的な投資が可能となり、魅力的な事業に取り組める
- 8. 「まち」のイメージが良くなり、知名度が上がる
- 9. その他（具体的に：）
- 10. わからない

問7 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとしたら、あなたはどのようなことが心配ですか。（2つまで 印）

- 1 . 行政組織の拡大に伴い住民の意見が反映されにくくなる
- 2 . 行政区域が広がり、きめ細かな行政サービスが難しくなる
- 3 . 行政区域の広がりによって公共投資が分散され、まちづくりが遅れる
- 4 . 公共投資の増大によって財政が悪化する
- 5 . 公共料金など住民負担が増加する
- 6 . 地域格差（中心部と周辺部）が生じる
- 7 . 役場への距離が遠くなり、不便になる
- 8 . 地域の伝統、文化など個性や特徴が失われる
- 9 . 地域の連帯感、コミュニティが弱くなる
- 10 . その他（具体的に： ）
- 11 . わからない

問8 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとしたら、将来的にどのようなまちになつていけばよいと思いますか。
(2つまで 印)

- 1 . 農林業と調和した、自然環境を大切にするまち
- 2 . 史跡や文化財、伝統などを大切にするまち
- 3 . 道路、公園、上下水道などの生活環境が整ったまち
- 4 . 医療体制が充実し高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち
- 5 . 地域活動が盛んなふれあいのまち
- 6 . 芸術や教育が充実した文化の香りがあるまち
- 7 . 事故や災害のない安全なまち
- 8 . ごみや公害のない清潔・快適なまち
- 9 . スポーツに親しみ、健康増進を推進する健やかなまち
- 10 . 街並みの美しい景観の優れたまち
- 11 . 活力に満ちた産業のまち
- 12 . その他（具体的に： ）

問9 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとなったら、あなたはどの施策を重点的に進めてほしいと思いますか。（5つまで 印）

1. 道路の整備（舗装、拡幅、歩道設置、基幹道路の整備促進等）
2. 交通の便の充実（鉄道・バス路線等の充実促進）
3. 上水道施設の整備
4. 下水道・排水処理施設の整備
5. ごみ処理体制・リサイクル体制や施設の整備充実
6. 住民のいこいの場の整備充実（公園、緑地、水辺等）
7. 自然環境保護や河川の浄化、公害防止等の環境保全施策の推進
8. 保健・医療対策の充実（病院の整備や救急医療体制の充実）
9. 福祉対策の充実（高齢者福祉、障害者福祉等）
10. 子育て支援施策や児童のための施設（保育所や児童館等）の整備充実
11. 学校教育施設の充実（施設整備含む）
12. 生涯学習、文化・スポーツ振興施策や施設の整備充実
13. 若者の定住化促進（公営住宅の整備、U I J ターンの推進など）
14. 農林業の振興（担い手育成、経営支援等）
15. 商工業の振興（既存企業の活性化支援等）
16. 雇用の場の確保
17. 観光・レクリエーションの開発・振興
18. 地域情報化施策の推進（インターネットの活用等）
19. 計画的な土地利用の推進（都市計画など）
20. 地区コミュニティ施設の充実や地域活動の促進
21. 男女共同参画社会づくりの推進
22. 地域のイメージアップ
23. その他（具体的に：）

上記の問と関連して、優先的に取り組んでほしい施策、整備してほしい施設等があれば具体的にご記入ください。

最後に、会津高田町・会津本郷町・新鶴村の将来についての夢やアイデア、ご提案がありましたらお聞かせください。

自由意見欄

ご協力ありがとうございました。



町村合併に関する住民意向調査 結果報告書



平成15年10月

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

「町村合併に関する住民意向調査」結果

(1) 調査目的

本調査は、会津高田町・会津本郷町・新鶴村の住民の日常生活行動、町村合併への関心や将来像についての意向等を把握し、将来構想・新町建設計画策定に向けた検討資料を得ることを目的に実施したものです。

(2) 調査対象及び調査方法

調査対象 会津高田町・会津本郷町・新鶴村の全世帯

配布数 7,284

調査方法 留置法（自治会組織を通じての配布・回収）

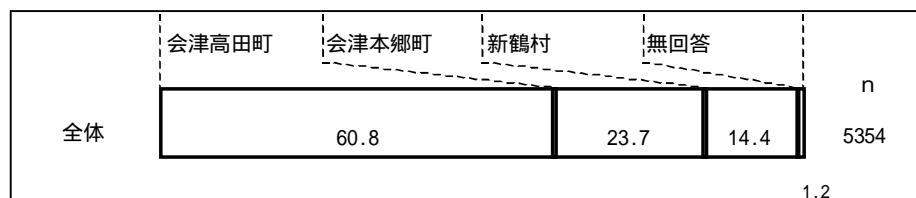
調査時期 平成15年6月

(3) 配布数及び回収結果

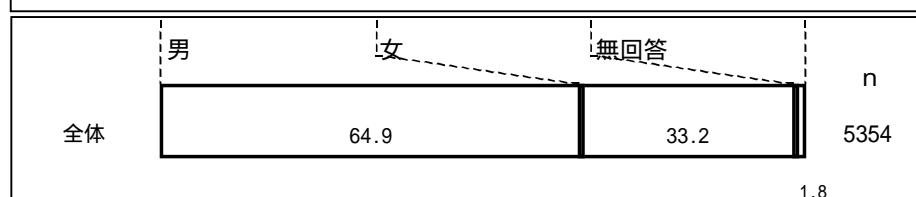
町村名	配布数(票)	総回収数(票)	総回収率(%)	有効回答数(票)	有効回答率(%)
会津高田町	4,213	3,333	79.1	3,254	77.2
会津本郷町	2,069	1,318	63.7	1,267	61.2
新鶴村	1,002	795	79.3	771	76.9
居住町村不明	-	-	-	62	-
合計	7,284	5,446	74.8	5,354	73.5

アンケートご回答していただいた方について

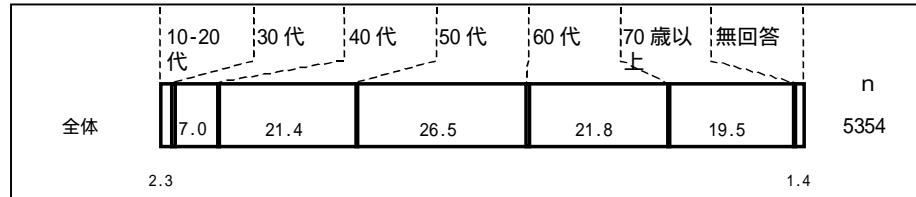
居住町村



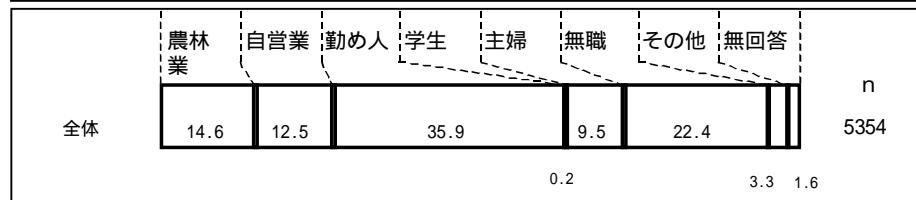
性別



年齢



職業

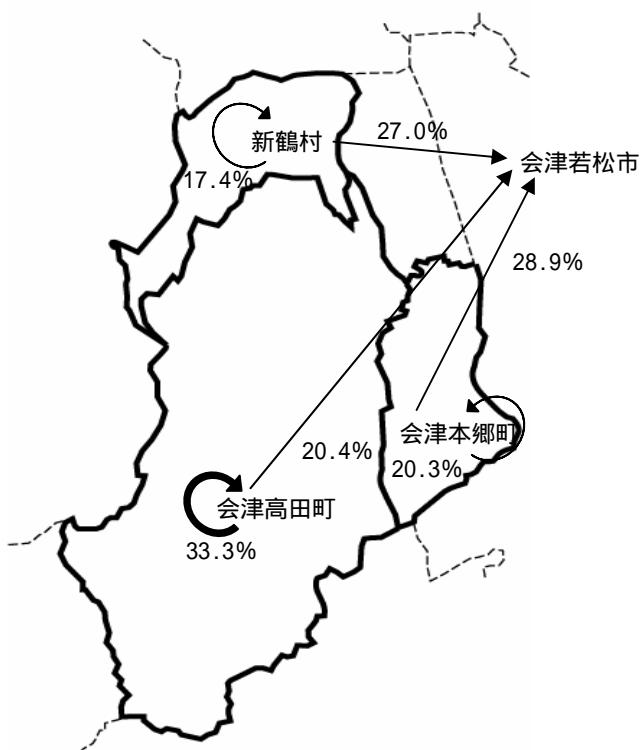


1 日常生活圏について

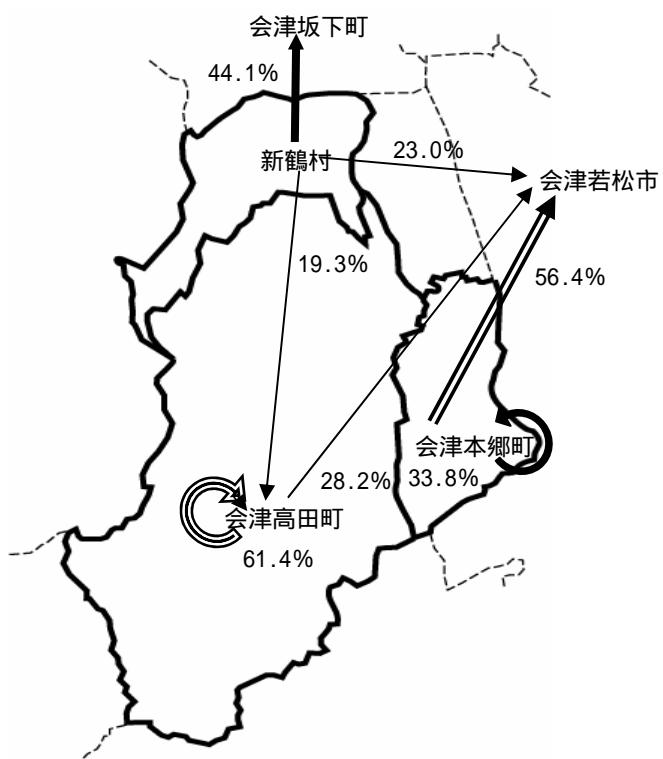
問2 あなたの日常生活の中で最もかかわりの多いまち・地域はどこですか。

耐久消費財の購入、 映画・音楽などの娯楽をはじめ、会津若松市での行動が多くなっています。一方、 通学先・勤務先、 日用品の買物、 スポーツ・レクリエーションでは自町村内での行動が多くみられます。また、新鶴村では 日用品の買物や 病院や診療所で会津坂下町での行動がみられます。

通学先・勤務先

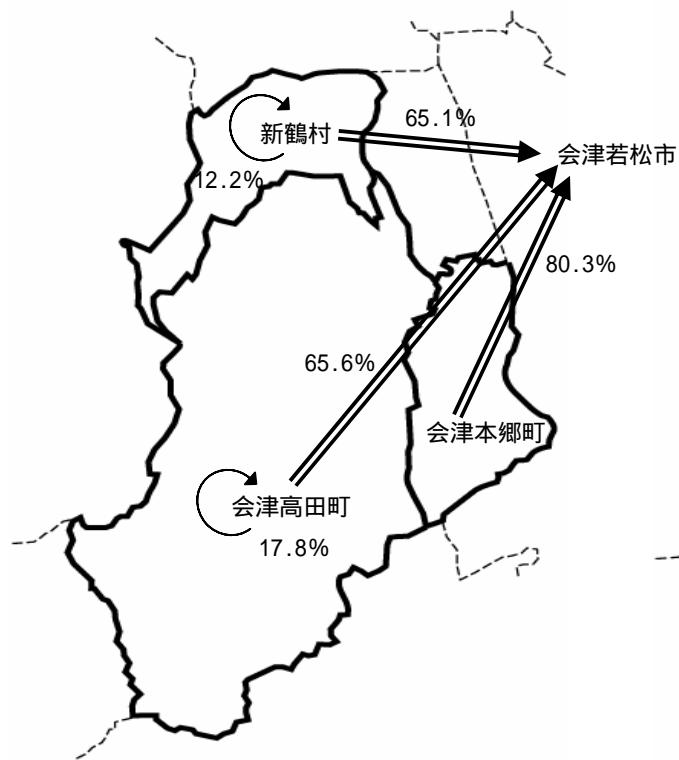


日用品の買物

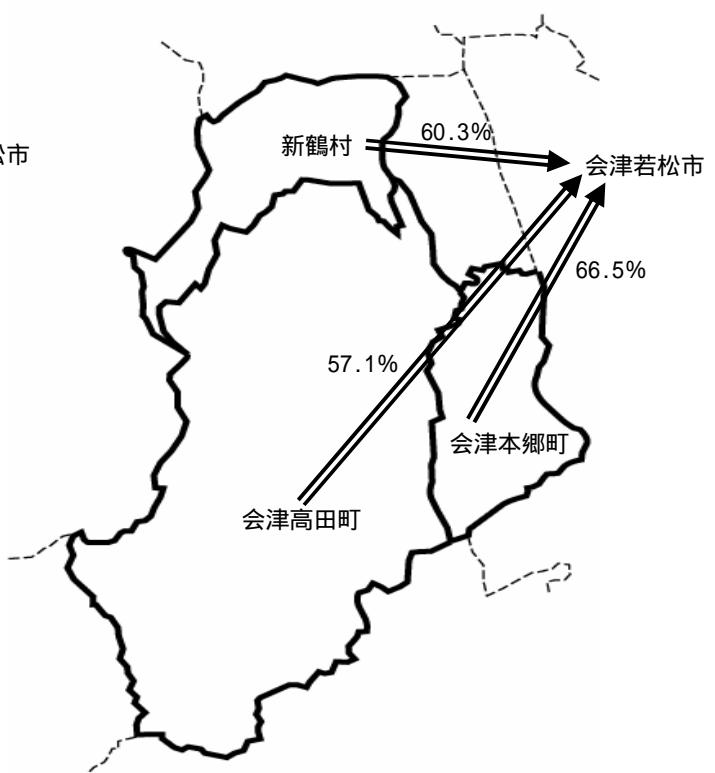


→ 50%以上
→ 30%～50%未満
→ 10%～30%未満
10%以上を地図に載せています

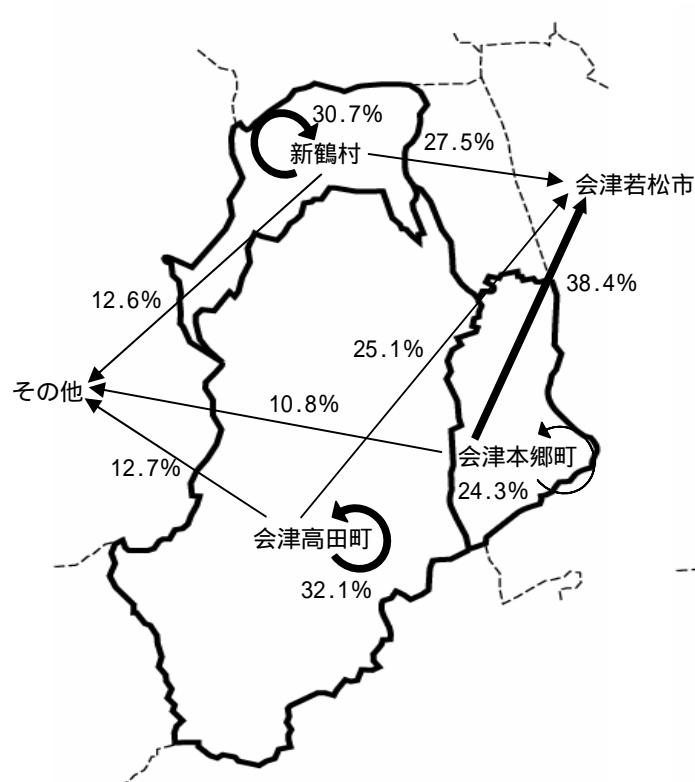
耐久消費財の購入



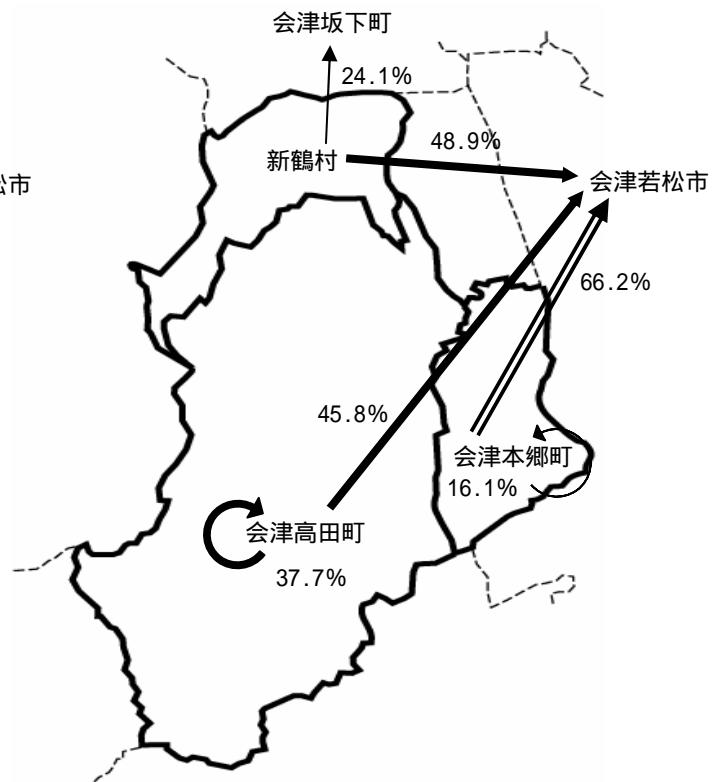
映画・音楽などの娯楽



スポーツ・レクリエーション



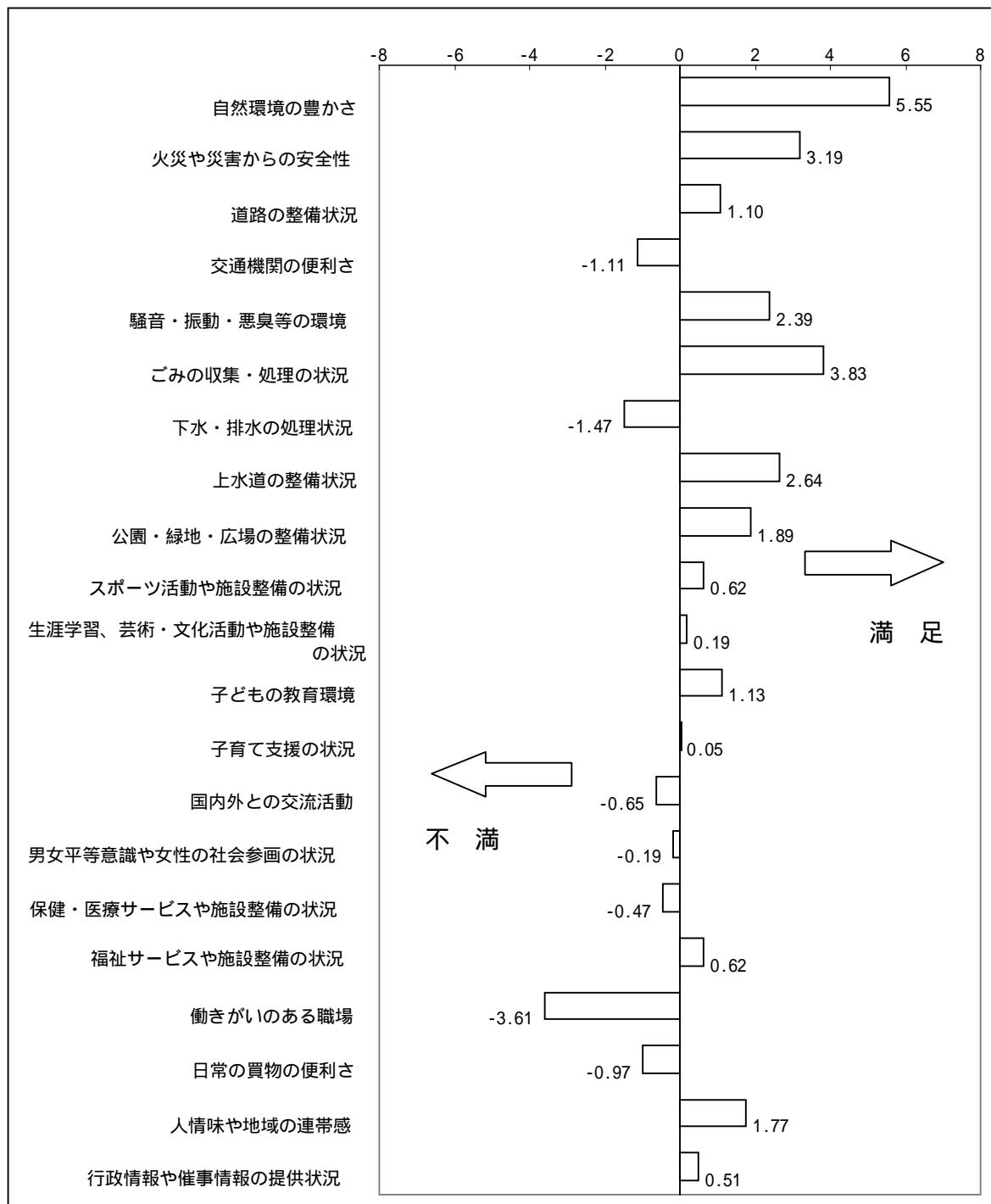
病院や診療所



2 町・村の現状評価について

問3 あなたは、お住まいの町・村の現状をどう思いますか。

満足度の最も高い項目は「自然環境の豊かさ」。次いで「ごみの収集・処理の状況」「火災や災害からの安全性」の順となっています。一方、満足度が最も低い項目は「働きがいのある職場」。次いで「下水・排水の処理状況」「交通機関の便利さ」の順となっています。



上記の点数は、それぞれの項目について「満足」と回答した回答者数に10点、「やや満足」に5点、「どちらともいえない」に0点、「やや不満」に-5点、「不満」に-10点をかけた合計を回答者数で割った数字です。

評価点（満足度）は、10点に近いほど評価は高くなり、-10点に近いほど評価が低いことを示しています。

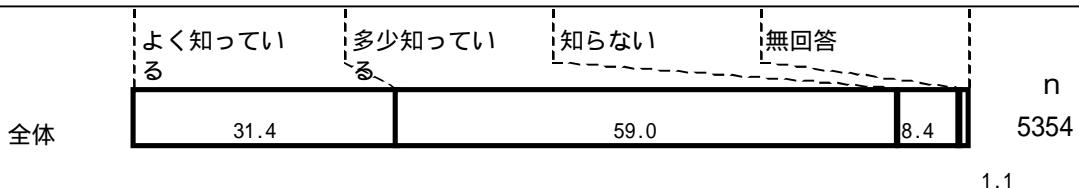
現状評価を%で表すと・・・

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	n
自然環境の豊かさ	36.6	36.3	15.0	3.1	1.7		5354
火災や災害からの安全性	20.2	32.0	25.9	7.9	10.4		5354
道路の整備状況	14.2	29.9	18.3	17.9	10.3	3.6	5354
交通機関の便利さ	9.6	20.4	19.6	21.1	19.3	9.9	5354
騒音・振動・悪臭等の環境	20.5	28.1	21.8	12.5	6.8	10.3	5354
ごみの収集・処理の状況	24.3		39.1	16.6	9.3	3.6	5354
下水・排水の処理状況	7.8	15.3	28.2	18.9	19.2	10.5	5354
上水道の整備状況	20.4	26.4	26.5	7.6	6.7	12.4	5354
公園・緑地・広場の整備状況	15.4	29.7	24.7	11.6	7.6	11.0	5354
スポーツ活動や施設整備の状況	9.7	22.6	32.6	13.8	8.6	12.7	5354
生涯学習、芸術・文化活動や施設整備の状況	7.1	18.7	39.5	13.4	8.1	13.2	5354
子どもの教育環境	8.5	24.9	35.4	11.8	5.3	14.1	5354
子育て支援の状況	5.6	16.0	42.4	13.3	6.5	16.2	5354
国内外との交流活動	2.9	7.4	56.0	10.0	7.0	16.7	5354
男女平等意識や女性の社会参画の状況	4.1	11.7	51.4	11.7	5.7	15.4	5354
保健・医療サービスや施設整備の状況	6.2	20.7	31.1	20.2	10.5	11.3	5354
福祉サービスや施設整備の状況	7.6	23.6	35.9	13.9	7.0	12.0	5354
働きがいのある職場	2.6	6.6	28.2	20.0	26.0	16.6	5354
日常の買物の便利さ	7.2	22.9	22.5	21.3	16.8	9.3	5354
人情味や地域の連帯感	10.7	30.7	33.2	9.1	5.7	10.6	5354
行政情報や催事情報の提供状況	6.9	22.5	39.4	12.7	7.2	11.3	5354

3 町村の合併について

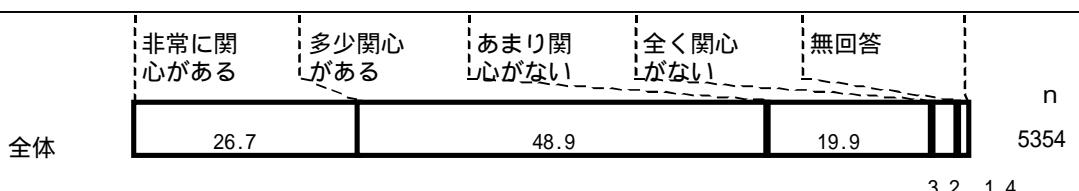
問4 現在、会津高田町・会津本郷町・新鶴村で合併協議会を設置し、合併に関する協議・検討を行っています。あなたはこのような動きについてご存じですか。

「よく知っている」と「多少知っている」をあわせた90.4%の方が“知っている”と回答しています。



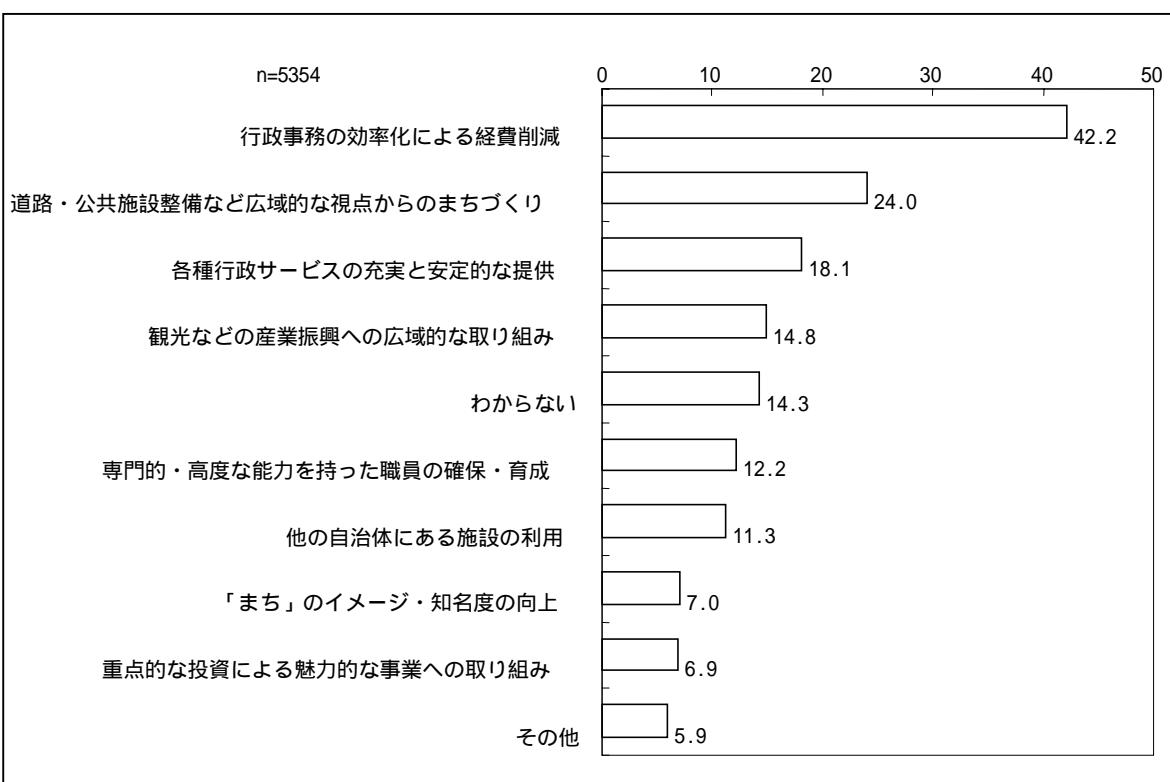
問5 あなたは、このような動きにどの程度関心がありますか。

合併協議について「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせた75.6%の方が合併協議に“関心がある”と回答しています。



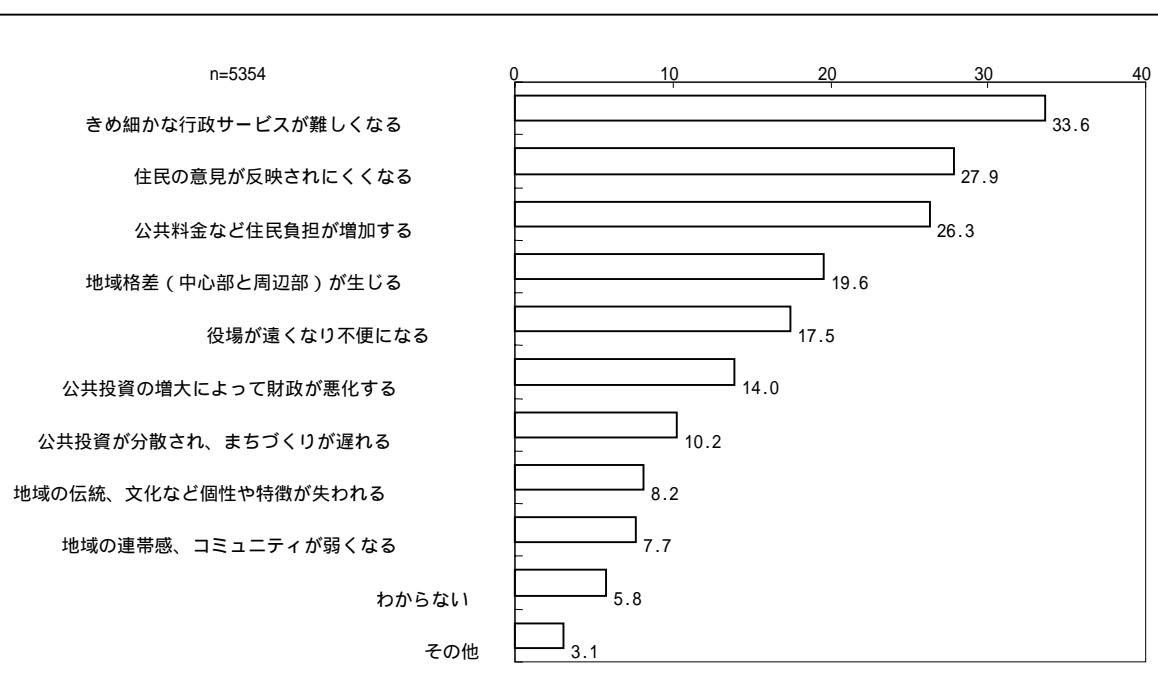
問6 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとなったら、あなたはどういう効果を期待しますか。【複数回答】

「行政事務の効率化による経費削減」が他を大きく引き離して第1位となっています。



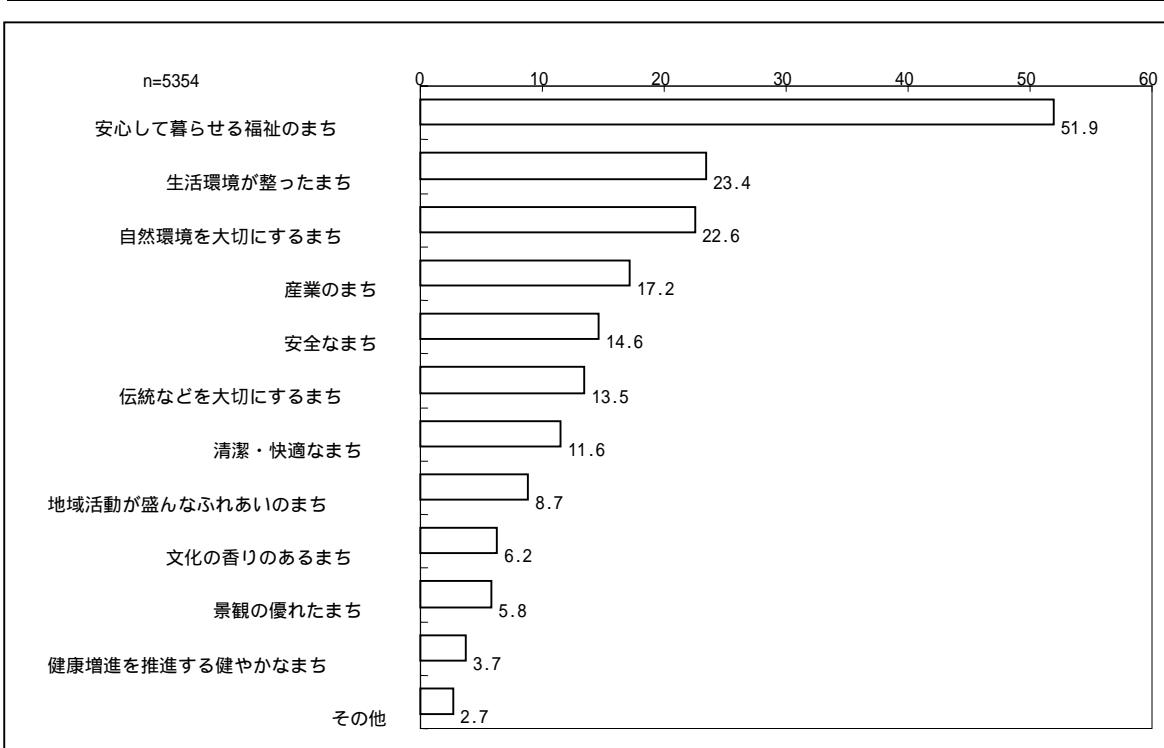
問7 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとなったら、あなたはどのようなことが心配ですか。【複数回答】

「きめ細かな行政サービスが難しくなる」が第1位。次いで「住民の意見が反映されにくくなる」、「公共料金など住民負担が増加する」の順となっています。



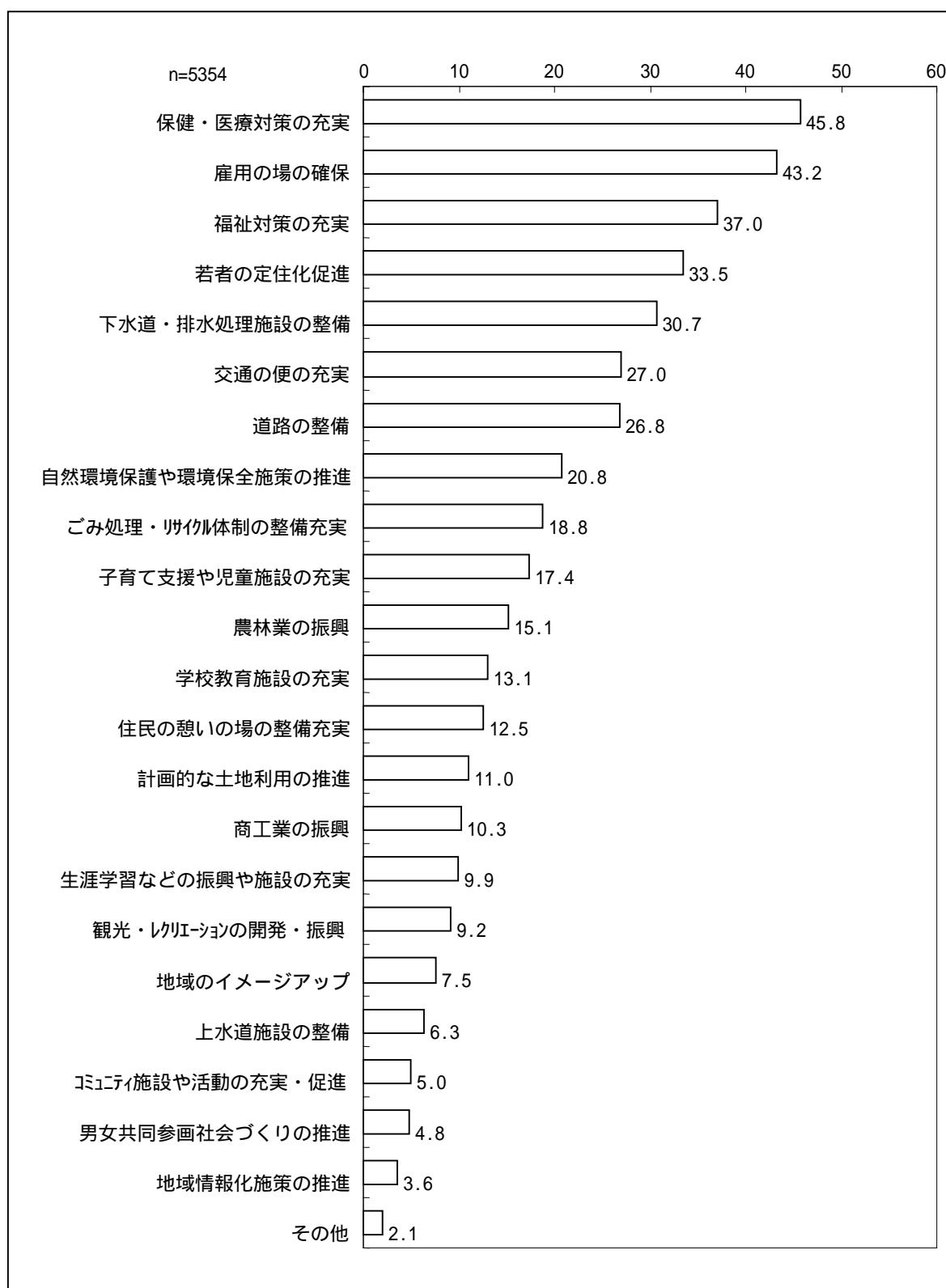
問8 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとなったら、将来的にどのようなまちになっていければよいと思いますか。【複数回答】

「安心して暮らせる福祉のまち」が他を大きく引き離して第1位。次いで「生活環境が整ったまち」、「自然環境を大切にするまち」の順となっています。



問9 会津高田町・会津本郷町・新鶴村が合併するとなったら、あなたはどの施策を重点的に進めてほしいと思いますか。【複数回答】

「保健・医療対策の充実」および「雇用の場の確保」が上位を占め、以下、「福祉対策の充実」、「若者の定住化促進」、「下水道・排水処理施設の整備」、「交通の便の充実」、「道路の整備」などの順となっています。



上記の問と関連して、優先的に取り組んでほしい施策、整備してほしい施設等があれば具体的にご記入ください。【自由記述】

集約した意見を、問9の選択肢の区分で分類すると以下の表の通りとなり、その傾向をみると「23.その他」以外では「1.道路の整備」に関する意見が65件で最も多く、次いで「雇用の場の確保」(64件)、「4.下水道・排水処理施設の整備」(59件)などとなっています。

また、「23.その他」(198件)に分類される意見の傾向をみると、“すみよいまちづくりを”といったまちづくりに関する意見が24件、“財政の健全化”などといった行財政に関する意見が22件、行政職員に関する意見が21件、合併についての情報提供を求める意見が15件などとなっています。

問9の選択肢	意見数
1.道路の整備（舗装、拡幅、歩道設置、基幹道路の整備促進等）	65
2.交通の便の充実（鉄道・バス路線等の充実促進）	31
3.上水道施設の整備	6
4.下水道・排水処理施設の整備	59
5.ごみ処理体制・リサイクル体制や施設の整備充実	16
6.住民のいこいの場の整備充実（公園、緑地、水辺等）	17
7.自然環境保護や河川の浄化、公害防止等の環境保全施策の推進	16
8.保健・医療対策の充実（病院の整備や救急医療体制の充実）	28
9.福祉対策の充実（高齢者福祉、障害者福祉等）	43
10.子育て支援施策や児童のための施設（保育所や児童館等）の整備充実	30
11.学校教育施設の充実（施設整備含む）	24
12.生涯学習、文化・スポーツ振興施策や施設の整備充実	48
13.若者の定住化促進（公営住宅の整備、U.I.Jターンの推進など）	24
14.農林業の振興（担い手育成、経営支援等）	17
15.商工業の振興（既存企業の活性化支援等）	28
16.雇用の場の確保	64
17.観光・レクリエーションの開発・振興	29
18.地域情報化施策の推進（インターネットの活用等）	9
19.計画的な土地利用の推進（都市計画など）	8
20.地区コミュニティ施設の充実や地域活動の促進	2
21.男女共同参画社会づくりの推進	2
22.地域のイメージアップ	1
23.その他	198

4 自由意見

最後に、会津高田町・会津本郷町・新鶴村の将来についての夢やアイデア、ご提案がありましたらお聞かせください。

自由意見欄に意見等を記入した人は 639 人（居住町村不明者含む）と、有効回答者（5,354 人）に対する記入率は 11.9% でした。これらの自由記述された要望や意見を集約すると記入された意見は全 1,023 件となります。

集約した意見を、「生活環境・基盤分野」、「教育・文化・スポーツ分野」、「保健・医療・福祉分野」、「産業分野」、「行財政・その他分野」、「合併について」という 6 つの分野で区分し、各分野の代表的な意見をご紹介します。

全体（1,023 件）

生活環境・基盤分野：83 件

- ・自然環境の保護
- ・3 町村を結ぶ交通機関の整備
- ・新鶴 I C の整備

教育・文化・スポーツ分野：38 件

- ・複合文化施設の整備
- ・温泉プールをつくってほしい
- ・各町村の行事をなくさないでほしい

保健・医療・福祉分野：38 件

- ・子育て支援制度の充実
- ・福祉の充実
- ・医療機関の整備

産業分野：155 件

- ・若者の雇用の確保
- ・3 町村一体となった観光ルートの開発
- ・商店街の活性化

行財政・その他分野：293 件

- ・職員数の削減
- ・財政の健全化
- ・若者に魅力のあるまちづくりを

合併について：416 件

- ・合併の枠組みを再検討できないのか
- ・合併してよかったですと思えるようにしてほしい
- ・住民主体の合併協議をしてほしい



会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

今回皆様に送付した「町村合併に関する住民意向調査結果報告書《ダイジエスト版》」は、結果報告書を簡略にまとめたものです。詳しく内容を知りたい方については、合併協議会事務局または、各町村の総務課に閲覧用の結果報告書を準備しておきますので、ぜひご覧ください。

なお、皆様からいただいた意見等は、あたらしい町の将来構想や建設計画を策定していく中で活かしていきたいと考えています。



第一次振興計画 会津美里町



町の木 ● エンジュ



町の花 ● アヤメ



町の鳥 ● セキレイ



本誌は100%再生紙を使用しています。



この印刷物は地球環境に優しい「大豆インキ」を使用しています。マークは米国大豆油協会認定（世界共通）を表します。